



一関市障がい者プラン 2024

第4期一関市障がい者福祉計画

【令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）】

第7期一関市障がい福祉計画

【令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）】

第3期一関市障がい児福祉計画

【令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）】

共に支え合い いきいきと暮らせる
いわいの郷づくり

令和6年（2024年）3月

一関市

は じ め に



今日、障がいのある方々を取り巻く環境は、障がい者ご本人や家族介護者の高齢化の進行、障がいの重度・重複化等の課題があり、障がい福祉サービスに求められるニーズは、より複雑で多様化してきており、SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という基本理念も踏まえた、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が求められています。

このたび、当市ではこれまでの障がい福祉関連計画が期間終了を迎えることから、あらためて「第4期一関市障がい者計画」、「第7期一関市障がい福祉計画」、「第3期一関市障がい児福祉計画」の3つの福祉計画を「一関市障がい者プラン2024」として一体的に策定したところであり、障がいのある方々へのアンケート調査や障がい関係団体の皆様との意見交換会等において、ご意見、ご提言をいただきながら計画へ反映するよう努めたほか、一関地区障害者地域自立支援協議会において審議をいただきました。

本計画では、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合い、誰もがいきいきとその人らしく暮らしていける地域をともにつくっていく「地域共生社会の実現」に向け、基本理念である「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」を目指し、「権利擁護・相談支援体制の充実」「ライフステージに応じた支援（保健・教育・医療・福祉体制の充実）」「自立と社会参加の促進」「安心して暮らせる地域づくり」を基本的な施策の方向性と定め、障がい福祉の推進に向けて各種事業を展開してまいります。

本計画の策定にあたり、ご協力をいただいた皆様に心から御礼を申し上げますとともに、市民並びに関係機関・団体の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6（2024）年3月

一関市長 佐藤 善仁

目 次

第1部 総論	
第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の点検・評価と見直し	4
第2章 障がい者（児）をとりまく状況とこれまでの振り返り	5
1 障がい者（児）の動向	5
2 障がい者計画における重点施策の振り返り	9
第2部 第4期障がい者福祉計画	
第1章 障がい者福祉計画について	20
1 計画の基本目標	20
2 計画の対象者	20
3 基本的施策の方向性	20
4 施策推進の体系	21
第2章 施策の展開	22
基本的施策1 権利擁護・相談支援体制の充実	22
基本的施策2 ライフステージに応じた支援（保健・教育・医療・福祉体制の充実）	27
基本的施策3 自立と社会参加の促進	30
基本的施策4 安心して暮らせる地域づくり	34
第3部 第7期障がい福祉計画	
第1章 障がい福祉計画について	39
1 基本方針	39
2 基本的理念	39
第2章 第6期障がい福祉計画の実績について	41
1 令和5年度末における数値目標に対する達成状況	41
2 障がい福祉サービスの見込み量に対する達成状況	45
3 地域生活支援事業の見込み量に対する達成状況	50
第3章 第7期における成果目標の設定とサービスの見込み量	55
1 地域移行と一般就労移行の数値目標	55
2 障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策	59
3 地域生活支援事業の見込み量とサービス確保のための方策	64

第4部 第3期障がい児福祉計画	
第1章 第3期障がい児福祉計画について	70
第2章 第2期障がい児福祉計画の実績について	71
第3章 第3期における成果目標の設定とサービスの見込み量	74
第5部 計画の推進	
第1章 計画の推進体制	79
資料 ～アンケート調査概要報告～	
1 調査の概要	80
2 調査結果	81
3 調査結果を受けての考察	107
資料 用語集	108

第1部 総論

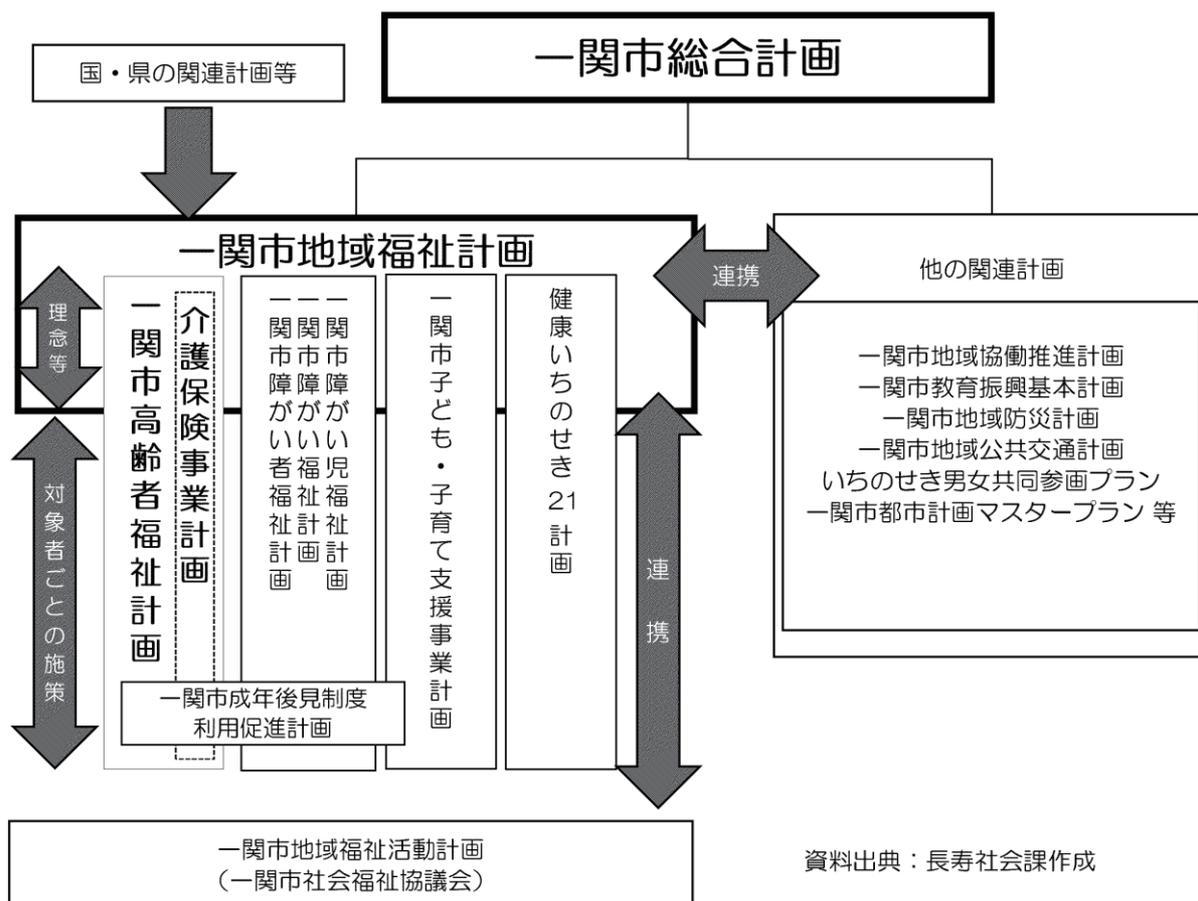
第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

- 一関市では、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とした「第1期一関市障がい者福祉計画」を平成19年3月に策定し、以降見直しを行いながら障がい者施策の推進を図ってきました。
- 「一関市障がい者プラン2024」は、障害者基本法11条第3項に基づく「一関市障がい者福祉計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「一関市障がい福祉計画」及び児童福祉法33条の20に基づく「一関市障がい児福祉計画」を一体的に策定しているものです。
- このたび、「第3期一関市障がい者福祉計画」、「第6期一関市障がい福祉計画」及び「第2期一関市障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度末で終了を迎えるため、国や県の障がい者施策の動向を踏まえながら地域の実情に応じた障がい福祉施策を総合的に推進するために、「第4期一関市障がい者福祉計画」「第7期一関市障がい福祉計画」と「第3期一関市障がい児福祉計画」を策定するものです。
- 本市では、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された、SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みを進めており、「第7期一関市障がい福祉計画」と「第3期一関市障がい児福祉計画」においても、この基本理念を踏まえ、持続可能な障がい福祉施策を推進してまいります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、従来型の生活様式から「新しい生活様式」への転換が迫られていることから、障がい者福祉施策についても、ICT（情報通信技術）の活用など新しい視点での見直しを進めてまいります。

2 計画の位置づけ

- 「一関市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野の施策を推進するための基本計画として令和3年3月に「一関市地域福祉計画」を策定しました。
- 「一関市高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」「一関市子ども・子育て支援事業計画」「健康いちのせき21計画」「一関市成年後見制度利用促進計画」など分野別の計画を策定し、それぞれに基本目標を掲げ施策を推進しています。



- 「第4期一関市障がい者福祉計画」と、その個別の実施計画となる「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の3つの計画をもって、『一関市障がい者プラン2024』という名称とします。
- 3つの計画の法定上の位置づけは、次のとおりです。
 - 障がい者福祉計画（障害者基本法 第11条 第3項）
 - ⇒主に障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定め、障がい者のための施策に関する基本的な計画となります。
 - 障がい福祉計画（障害者総合支援法 第88条）
 - ⇒主に数値目標と障がい福祉サービスなどの見込み量を定め、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となります。

○障がい児福祉計画（児童福祉法 第33条の20）

⇒障がい児福祉サービスなどの見込み量を定め、障がい児福祉サービス等の確保に関する計画となります。

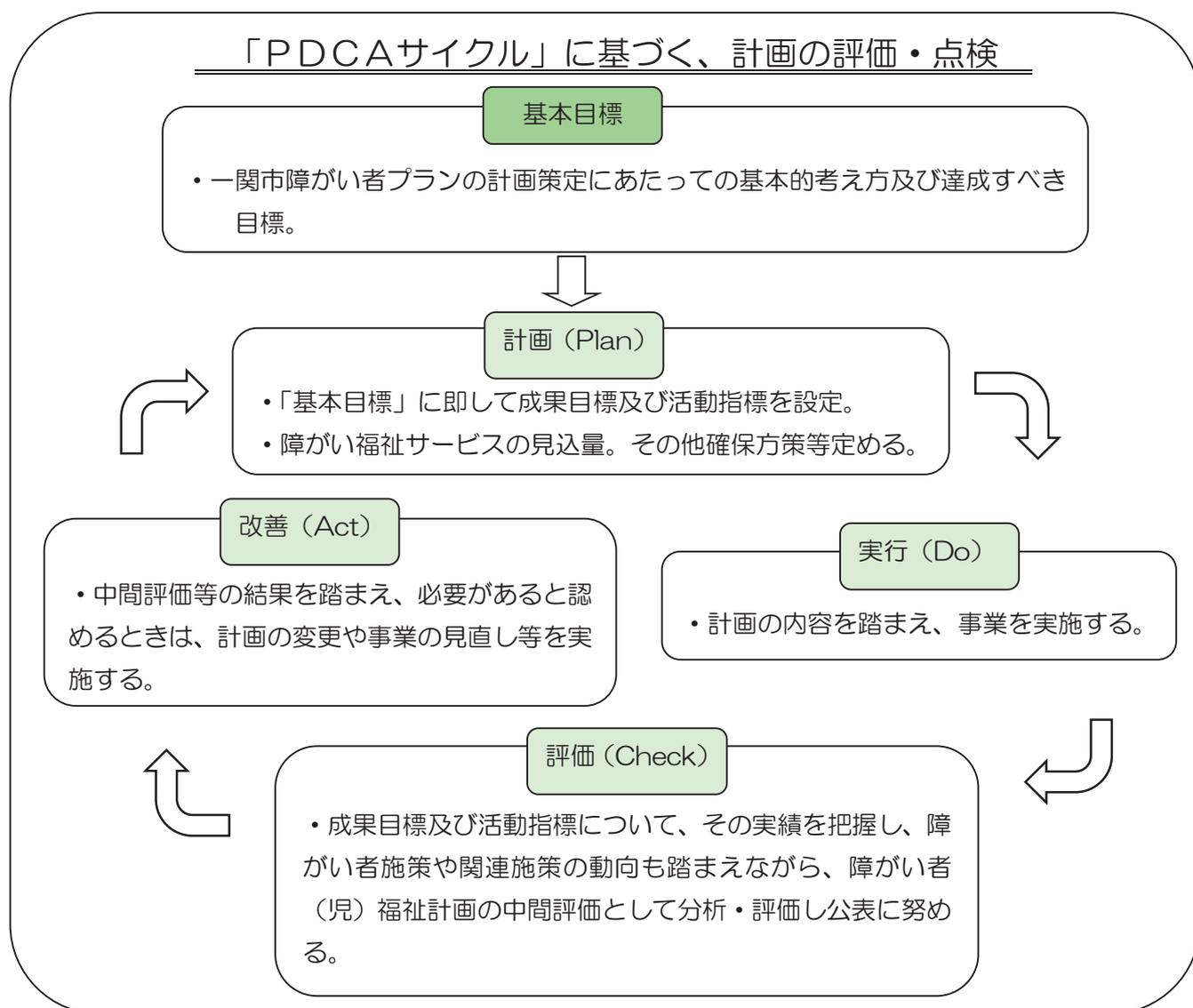
	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
一関市障がい者福祉計画				一関市障がい者プラン2024					
	第3期 H30～R5年度まで6年間			第4期 R6～R11年度まで6年間					
一関市障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
一関市障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		

3 計画の期間

- 「第4期一関市障がい者福祉計画」は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）を目標年次とする6か年計画とします。
- 「第7期一関市障がい福祉計画」と「第3期一関市障がい児福祉計画」は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3か年計画とします。

4 計画の点検・評価と見直し

- この計画の推進に当たっては、計画の実効性を確保するため、一関地区障害者地域自立支援協議会において計画の進捗状況の点検及び評価を行います。
- また、障がい者支援に関連する法改正などの、障がいのある方を取り巻く施策および環境は変化していくことから、そうした動向を踏まえ、必要に応じ中間見直しを行います。



第2章 障がい者（児）をとりまく状況とこれまでの振り返り

1 障がい者（児）の動向

（1）総人口・年齢区分別人口の推

平成12年からの人口推移を見ると、令和2年までの20年間で人口は、140,825人から112,496人と28,329人減少し、15歳未満の人口も20,286人から11,603人に激減しています。高齢者人口は35,564人から41,833人に増え、高齢化率も25.3%から37.2%に増大し、少子高齢社会が着実に進行しています。（表1）

【表1】年齢3階層人口推移（単位：人・%）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	140,825	135,722	127,642	121,583	112,496
15歳未満	20,286	17,951	15,840	13,750	11,603
15～64歳	84,860	79,283	72,936	67,024	58,719
65歳以上	35,564	38,022	38,622	40,468	41,833
高齢化率(%)	25.3	28.0	30.3	33.3	37.2

資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

※平成12年、17年、22年、27年、令和2年の調査では、年齢不詳があったため合計が総人口に一致しない。

（2）障がい者手帳所持者数の推移

①身体障がい者（児）の状況

令和4年度末現在の身体障害者手帳所持者数は、4,862人で、平成30年からの5年間の推移をみると、やや減少傾向にあります。（表2）

令和4年度末の年齢構成別では、18歳未満が全体の1.8%、18歳以上は全体の21.5%、また65歳以上は全体の76.7%を占めています。（表3）

障がい等級別に見ると、令和4年度末現在では「1級・2級」の重度障がい者が全体の44.8%となっています。過去5年間と比較して、どの等級においてもほぼ横ばい傾向にあります。（表4）

障がい種別では、肢体不自由が全体の53.4%と半数以上を占め、以下、内部障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がいの順となっており、平成30年度以降、同様の傾向となっています。（表5）

【表2】 身体障害者手帳保持者の人口に占める比率（単位：人・％）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人 口	116,479	114,477	112,496	110,072	108,154
身体障害者手帳保持者数	5,130	5,100	5,069	4,954	4,862
割 合	4.4	4.5	4.5	4.5	4.5

（人口は各年度10月1日現在）資料：一関市

【表3】 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	90 (1.8)	97 (1.9)	91 (1.8)	88 (1.8)	89 (1.8)
18歳～64歳	191 (23.2)	142 (22.4)	125 (22.2)	1,100 (22.2)	1,045 (21.5)
65歳以上	3,849 (75.0)	3,861 (75.7)	3,853 (76.0)	3,766 (76.0)	3,728 (76.7)
合 計	5,130	5,100	5,069	4,954	4,862

（ ）内は各年度の合計に対する比率（％）資料：岩手県

【表4】 等級別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級（重度）	1,577 (30.7)	587 (31.1)	1,583 (31.2)	1,550 (31.3)	1,504 (30.9)
2級（重度）	722 (14.1)	720 (14.1)	713 (14.1)	689 (13.9)	672 (13.8)
3級（中度）	769 (15.0)	762 (14.9)	750 (14.8)	732 (14.8)	701 (14.4)
4級（中度）	244 (24.2)	233 (24.2)	1,233 (24.3)	1,220 (24.6)	1,229 (25.3)
5級（軽度）	502 (9.8)	491 (9.6)	484 (9.5)	464 (9.4)	455 (9.4)
6級（軽度）	316 (6.2)	307 (6.0)	306 (6.0)	299 (6.0)	301 (6.2)
合 計	5,130	5,100	5,069	4,954	4,862

（ ）内は各年度の合計に対する比率（％）資料：岩手県

【表5】 障がい種類別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	395	379	375	372	366
聴覚・平衡機能障がい	411	408	415	421	442
音声・言語・そしやく障がい	54	53	52	46	45
肢体不自由	2,904	2,854	2,797	2,693	2,596
内部障がい※	1,366	1,406	1,430	1,422	1,413
合計	5,130	5,100	5,069	4,954	4,862

※内部障がい…心臓、じん臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓障がいが含まれる。資料：岩手県

②知的障がい者（児）の状況

知的障がい者（児）の療育手帳所持者は、令和4年度末現在1,308人で、平成30年度からの5年間の推移をみると、やや増加傾向にあります。（表6）

等級別にみると、「A」は全体の29.7%、「B」は70.3%となっています。また、「A」「B」手帳保持者数の全体の約12.4%が18歳未満です。（表7）

【表6】 程度別療育手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A(重度)	402 (31.2)	400 (30.7)	386 (29.8)	392 (30.1)	388 (29.7)
B(中軽度)	888 (68.8)	905 (69.3)	911 (70.2)	911 (69.9)	920 (70.3)
合計	1,290	1,305	1,297	1,303	1,308

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料：岩手県

【表7】 年齢別療育手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	188 (14.6)	165 (12.6)	163 (12.6)	159 (12.2)	162 (12.4)
18歳以上	1,102 (85.4)	1,140 (87.4)	1,134 (87.4)	1,144 (87.8)	1,146 (87.6)
合計	1,290	1,305	1,297	1,303	1,308

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料：一関市

③精神障がい者（児）の状況

精神障がい者については、医療機関利用等による入院者（措置入院・医療保護入院）及び自立支援医療（通院公費負担）の受給状況により把握しています。令和4年度末現在の自立支援医療（精神通院）受給者は1,889人で、年々増加傾向にあります。（表8）

精神障害者保健福祉手帳保持者数の数は、令和4年度末現在1,170人で、平成30年度と比較すると84人の増加となっております。等級別では1級が全体の27.7%、2級が62.0%、3級が10.3%の割合となっております。（表9）

【表8】精神障がい者の受診状況の推移（各年度末現在 単位：人）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院	措置入院	2	2	1	0	1
	医療保護入院	98	119	66	168	159
通院	自立支援医療	1,681	1,816	1,906	1,844	1,889

資料：岩手県一関保健所

【表9】精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	363 (33.4)	326 (30.2)	309 (28.9)	332 (29.7)	324 (27.7)
2級	592 (54.5)	620 (57.3)	630 (59.0)	659 (58.9)	726 (62.0)
3級	131 (12.1)	135 (12.5)	129 (12.1)	127 (11.4)	120 (10.3)
計	1,086	1,081	1,068	1,118	1,170

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料：岩手県一関保健所

④難病患者の状況

難病患者数（医療受給者数）は、令和4年度末現在1,032人となっております。

【表10】難病患者（医療受給者数）の推移（各年度末現在 単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	955	997	1,058	1,040	1,032

資料：岩手県一関保健所

2 障がい者計画における重点施策の振り返り

基本目標を「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」とし障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とし、誰もがいきいきとその人らしく暮らしていける地域共生社会の実現を目指すため、1 権利擁護・相談支援体制の充実、2 ライフステージに応じた支援、3 自立と社会参加の促進、4 安心して暮らせる地域づくり、を基本的施策と位置づけそれぞれに重点的施策を掲げ取り組みを進めました。

1 権利擁護・相談支援体制の充実

(1) 権利擁護

○障がい者の権利を守るため、差別や虐待を防止し、苦情解決や福祉サービスの利用援助に取り組みました。

○一関市成年後見支援センターを設置し、知的障がい者家族会や相談支援事業所の職員へ向けた研修会を開催するなど、制度の周知・啓発に取り組みました。

○差別解消や合理的配慮の提供に関する啓発として、福祉事業所の職員や市職員の研修会、地区の民生委員の研修会などにおいて合理的配慮について、県から配布されている啓発資料などを活用し福祉課職員が出向き啓発を行いました。

○また、障がい者週間にあわせ、「障がい者への偏見と差別をなくす宣言」の懸垂幕の設置や福祉まつり等の事業を通じ障がいを理由とする差別の禁止や権利擁護の促進に努めました。

(2) 相談支援体制の充実・強化

○障がい者の相談支援事業等の円滑な実施に向け、自立支援協議会の部会での研修などを通じて、圏域全体で基本的な対応力向上に取り組むなど、相談支援体制の充実を図ってきました。

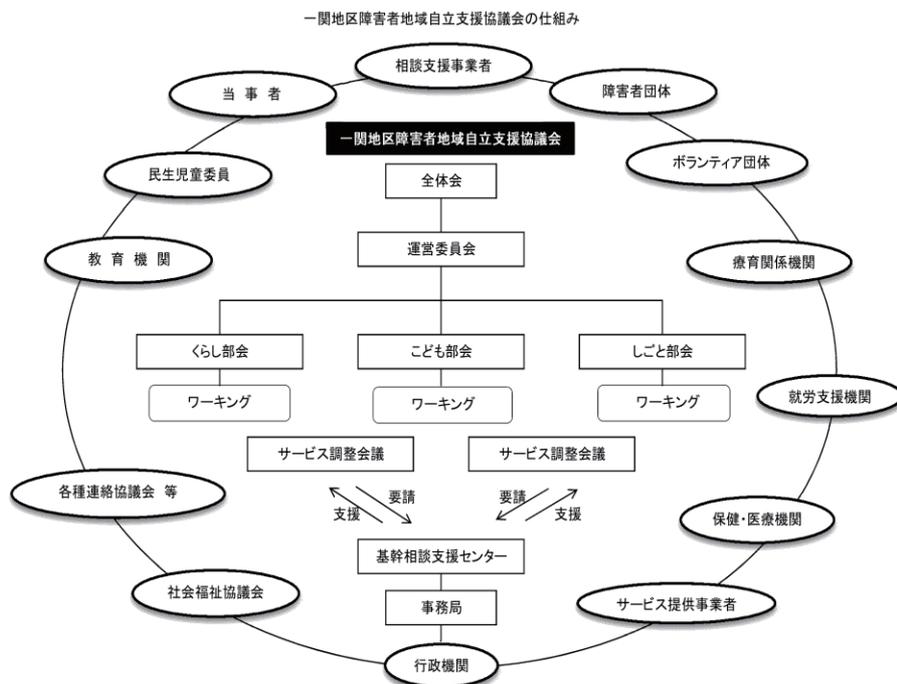
○また、基幹相談支援センターが実施する相談ミーティングにおいて、個々のケースに基づく地域課題について関係機関で情報共有を図るなど、課題解決に向けたネットワークを構築するため、障がい者支援の体制づくりに取り組みました。

【表 11】 障がい者相談支援事業の状況の推移（各年度末現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人数(単位:人)	1,437	1,359	1,647	1,338	1,390
相談件数(単位:件)	16,363	17,746	19,674	22,372	20,078
委託先件数(単位:件)	9	9	9	9	9

資料:一関市

○相談支援事業等の障がい福祉に関する協議の場として、一関市、平泉町が協同で一関地区障害者地域自立支援協議会を設置しています。事業主、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者でネットワークを構築し、圏域課題の把握、解決に向けた取り組みの検討などを行いました。全体会及び運営委員会のほか、くらし部会、こども部会、しごと部会の3つの専門部会において、アンケート調査の実施や各種研修などを行いました。



(3) 多様な障がいへの対応

○令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は国と連携を図りつつ、自立のかつ主体的に医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有するものとなりました。

○自立支援協議会のこども部会において、医療的ケアを必要とするこどもへの支援体制構築に向けた取り組みとして、当事者の保護者や事業所を対象にアンケート調査の実施や、当事者の保護者も参加した話し合いなどを通じて、課題の把握に努めました。

2 ライフステージに応じた支援

(1) 医療・福祉・教育等の連携による、一貫性・継続性のある適切な支援の提供

○母性及び乳幼児期の健康増進のために、妊娠初期からの母性相談・家庭訪問、乳児期及び幼児期の健康診査・健康相談・家庭訪問・療育事業などを医療機関等の関係機関と連携しながら一貫した母子保健事業を展開しました。また、出生児の全家庭に保健師、助産師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、産婦のメンタルヘルスケアなどの子育て支援に取り組みました。

○こどもの発達とその家族を支える取組として、保健師、栄養士、臨床心理士、幼児期特別支援コーディネーターなどによる乳幼児健診時の相談のほか個別の相談にも対応し、障がいや発達などに関する不安や心配に応じた適切な支援に努めました。

【表 12】 年次別出生数と出生割合（単位：人・人口千対）

		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
一関市	出生数	629	549	553	484
	出生率	5.4	4.8	4.9	4.4
岩手県	出生数	7,615	6,974	6,718	6,472
	出生率	6.2	5.7	5.5	5.4
全国	出生数	918,400	865,239	840,835	811,622
	出生率	7.4	7.0	6.8	6.6

※出生率は人口千人に対する人数 資料：岩手県保健福祉年報

【表 13】 年次別低体重出生数と出生割合（単位：人・%）

		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
一関市	出生数	70	57	57	37
	出生割合	1.13	10.38	10.31	7.64
岩手県	出生数	770	692	648	609
	出生割合	10.11	9.92	9.65	9.41

※低体重児：出生時の体重が2,500g未満の児 資料：岩手県保健福祉年報

※出生割合は出生数に対する割合

【表 14】 年次別乳児死亡率の推移（単位：出生千対）

		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
一関市		1.6	3.6	—	—
岩手県		3.0	2.2	1.2	1.5
全国		1.9	1.9	1.8	1.7

※乳児死亡：満1歳未満の死亡 資料：岩手県保健福祉年報

【表 15】 妊婦一般健康診査受診率（単位：％）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診率	87.4	81.3	85.7	83.6

資料：一関市

【表 16】 乳幼児健康診査受診率(集団健診)（単位：％）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3ヶ月	98.6	99.6	97.5	99.3
9ヶ月	97.8	95.6	99.8	99.3
1歳6ヶ月児	98.7	100.7	100.3	100.3
2歳6ヶ月児	99.0	99.7	100.1	103.3
3歳児	102.2	98.8	101.8	102.8

資料：一関市 ※年度当初の対象者数をもとに算出しているため、年度途中の住民異動により受診率が100%を超える場合あり。

○発育・発達について不安や心配のある就学前の乳幼児の保護者に対し、精神科医師・臨床心理士（公認心理師）・言語聴覚士等の専門スタッフによる発達支援相談会を実施しました。相談後のフォローとして、療育教室（児童発達支援）・医療機関受診・幼児ことばの教室・就学先との連携を図り、健全な発育・発達への支援、障がいの早期発見・早期療育に取り組みました。

【表 17】 発達支援相談利用状況の推移（各年度末現在 単位：回・人）

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	開催回数	相談数	開催回数	相談数	開催回数	相談数	開催回数	相談数	開催回数	相談数
一関市	94	149	89	133	74	117	93	137	88	127

資料：一関市

○岩手県立大学との地域協働研究として、幼児期から小・中・高等学校への就学移行期を通じて特別な支援を要する子どもの支援内容・方法等が、本人・保護者・関係機関の間において円滑に引き継がれる具体的な手だてとしてサポートファイルの作成・活用支援し、継続した支援が受けやすくするための地域療育システム構築に取り組みました。

一関市

健康子ども部 子ども家庭課
子育て応援係より

アイウィッシュ
サポートファイル *I wish* のご案内

いちのせきサポートファイル
アイウィッシュ *I wish*

アイウィッシュ
こちらの *I wish* に
成長発達の経過、相談・支援内容の記録、
医療機関や福祉サービス等の
利用書類を全てまとめられるので
保護者も各関係機関も状況や情報を
正確に把握できます

アイウィッシュ
さらに *I wish* に
ご本人と保護者のご意向を記載いただければ
各関係機関はそれらを参考に共通理解のもと
適切な支援を提案することができるんです

”支援をより身近に届けたい”という思いから
アイウィッシュ
サポートファイル *I wish* のご案内でした！
サポートファイルのご相談
お申し込みは下記担当者まで
ご連絡をお待ちしています！！

サポートファイル申請受付・問い合わせ担当：
TEL:0191-21-4170 FAX:0191-21-4656
 E-mail: shien@city.ichinoseki.iwate.jp
 健康子ども部 子ども家庭課 子育て応援係(一関保健センター内)

○さまざまな要因によりことばや精神及び運動面の発達に困難を抱えるこどもに対し、早期に日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行うほか、保護者に対する相談支援を行い、発育の支援と障がいの軽減を図ることを目的に療育事業（かるがも教室）を実施しました。

【表 18】 かるがも教室利用状況の推移（各年度4月1日現在 単位:人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用児童数	53	42	45	45	54

資料:一関市

○心身に障がいのある幼児の発達を促すため、保育施設の人員配置や設備が整い、集団保育が可能かつ日々通所できることなどの一定の条件の下で、保育施設での積極的な受け入れに努めました。

【表 19】 障がい児の受入数（各年度4月1日現在 単位:人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育施設	14	24	21	19	50

資料:一関市 ※令和4年度の受入数は、手帳保有以外の児の受入数も含む

○一関市特別支援教育推進事業として一関市内の幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、特別支援コーディネーターによる巡回相談や専門家チームの相談など、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図りました。

【表 20】 特別支援教育推進事業対象者の推移（各年度末現在 単位:人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼児(就学前)	744	668	668	592	615
児童(小学校)	773	782	857	794	771
生徒(中学校)	196	198	223	245	270
計	1,713	1,648	1,748	1,631	1,656

資料:一関市教育委員会

○言語障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）及び同様の指導により改善が期待される状況の児童に対し、ことばの教室（言語障がい通級指導教室）や学習障がい（LD）等通級指導教室を開設しました。普通学級に在籍する対象児童に、個々の状況に応じて必要な時間（週1～8時間）、個別指導及びグループ指導を行いました。

【表 21】 ことばの教室利用状況の推移（各年度4月1日現在）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置校数	11	11	11	11	11
利用人数	160	162	153	153	169

資料：一関市教育委員会

【表 22】 学習障がい(LD)等通級指導教室利用状況の推移（各年度4月1日現在 単位：人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置校数	4	4	4	4	4
利用人数	43	32	36	36	53

資料：一関市教育委員会

○一関市乳幼児発達支援専門家会議を開催し、乳幼児発達支援に関わる各種専門家から支援施策や体制づくり等の助言指導をいただき、施策推進の充実に努めました。

3 自立と社会参加の促進

（1）就労の場の確保

○障がい者の自立支援のため、地域の労働施策を担っている関係機関との連携により、就労基礎訓練から就労後定着まで継続支援に努めました。また、一般企業等への就労が困難な障がい者に対しては、福祉的就労により生産活動の機会を提供しました。

○就労移行支援事業所や障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、その他関係機関と連携し、それぞれの障がい特性に応じた就労機会の拡大と定着支援に取り組みました。

○一関市役所では、障がいのある方が一般就労を目指すためのステップとして、一定期間職員として就労する一関市障がい者雇用促進プラン「チャレンジ雇用」を実施しています。

○また、令和3年3月には、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者活躍推進計画を策定し、自ら率先して障がい者雇用に努め、障がい者の雇用の促進と職場での更なる活躍の推進を図り、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

○市役所等で開催している「ハートフルショップいちのせき」を支援し、障がい者施設で生産された製品のPRや販路拡大を推進しました。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、一関市障害者就労施設等優先調達方針を策定し、庁内における障害者就労施設等からの物品および役務の調達に努めました。

【表 23】平均工賃目標額・実績額（単位：円/月）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
両磐地域実績額	20,036	19,560	20,306	18,965	19,681
岩手県実績額	19,363	19,420	19,253	19,713	19,949
岩手県目標額	19,398	19,814	20,230	19,597	19,903

資料：岩手県

（2）市民理解の促進

○民生委員や市職員に向け、研究会を開催し障がい者の理解促進に努めました。

○障がい者週間に、市庁舎に「障がい者への偏見と差別をなくす宣言」の懸垂幕を設置し、障がい者が差別されない社会の構築に向けた啓発活動に取り組みました。

○「障がい者福祉まつり」を開催し、障がいのある方との交流を通じて相互理解の促進と心のバリアフリーの推進を図りました。

4 安心して暮らせる地域づくり

（1）障がい福祉サービスの充実

○障害者総合支援法に基づき、障がい者(児)に、在宅生活の援助、施設入所者の生活介護、就労に向けた訓練等の障がい福祉サービスを提供しました。

【表 24】 自立支援介護給付費の推移(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付費	2,592,574	2,702,858	2,782,599	2,898,297	2,942,007

資料：一関市

○児童福祉法に基づき、障がい児に、障害児通所施設において日常生活の基本的動作指導、集団活動訓練等の障がい児福祉サービスを提供しました。

【表 25】 障害児通所等給付費の推移(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付費	202,025	208,273	229,410	253,559	253,328

資料：一関市

(2) 医療の充実

○障がい除去・軽減する手術等の治療によって効果が期待できる身体障がい者に対して、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行いました。

○重度心身障がい者（児）に医療費（保険診療）の自己負担分の一部を所得に応じて給付しました。

○重度の障がい者（児）の医療費の患者負担を軽減し、適切な医療を受ける機会を確保するため、医療費の助成を行いました。受給者数は減少傾向となっています。

【表 26】 重度心身障害者(児)医療費助成受給者の推移（各年度末現在 単位:人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	2, 847	2, 803	2, 744	2, 703	2, 608

資料:一関市

○身体障がい者の職業能力の増進及び日常生活の向上のため、障がいの除去又は軽減を目的として、自立支援医療の給付を行いました。

【表 27】更生医療給付状況の推移（各年度末現在 単位:人）

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院	肢体不自由※	1	4	1	7	4
	内部障がい※	7	20	21	19	21
	その他※	0	0	0	0	0
入院外	肢体不自由	1	3	1	6	4
	内部障がい	49	49	49	51	56
	その他	0	3	5	7	4

※主な肢体不自由の対象医療・・・人工関節置換術等 資料:一関市

※主な内部障がいの対象医療・・・心臓機能障がい（弁置換術等）、じん臓機能障がい（人工透析療法、じん臓移植術、抗免疫療法）、小腸機能障がい（中心静脈栄養法等）

※その他の対象医療・・・視覚機能障がい（角膜移植手術等）、聴覚機能障がい（人工鼓膜等）、音声・言語障がい（口唇・口蓋形成術等）、免疫機能障害

(3) 地域移行の推進

○精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係者との協議の場の設置の検討について、一関地区障害者地域自立支援協議会においてワーキングチームを立ち上げ検討を重ね、既存の会議を活用し圏域の課題について協議する場を設置しました。

(4) 地域生活を支える担い手の確保

○社会福祉協議会に設置されているボランティアセンター等と連携し、情報の収集・提供及びボランティア活動のコーディネート（調整・仲介）する仕組みづくりと障がい者自身もボランティア活動に参加

できるような環境づくりを推進しました。

○視聴覚障がい者・聴覚障がい者のコミュニケーション支援者を確保するため、点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員・手話奉仕員の養成確保に努めました。

○令和3年度から一関市内の障がい福祉サービス事業所等で働く人材を安定して確保することを目的に、市内の障がい福祉サービス事業所等に勤務する各種資格（資格：介護福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、救急救命士、保育士、精神保健福祉士、公認心理師）を有する方のうち、資格を取得するために奨学金を借り入れ、学校等で就学し現在その奨学金を返還している方を対象に奨学金返還補助を行いました。

【表 28】障がい福祉人材確保奨学金補助金交付実績額

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付者数（人）	-	-	-	2	4
補助金交付額（円）	-	-	-	268,116	484,116

資料：一関市 ※令和3年度から事業開始

（5）住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進

○障がい者にとって快適な住宅環境の整備のため、障がい者向け住宅の建設や民間住宅の改修ができるよう必要な情報を提供しました。

○障がい者等の在宅生活を支援し、居家のバリアフリー化に対して助成する「一関市高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業」の周知と利用の拡大を図りました。

○円滑な移動の確保を促進するため、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成しました。

○車いす使用者用駐車施設（車いす駐車区画）の適正利用を促進するため、県の「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の周知に努めました。

○身体障がい者の移動や日常生活を支援する身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬等）について、小学校での研修会などを通じて、理解促進に努めました。

○障がい者に対する公共交通機関の運賃及び有料道路料金の割引制度の利用申請・更新などの支援に努めました。

○重度障がい者の社会参加の促進を図るため、バス・タクシー料金の一部を助成する福祉乗車券の交付を行いました。

【表 29】重度障がい者福祉乗車券交付状況（各年度末現在 単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付対象者数※	838	798	728	691	652

※交付対象者：身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、重度の精神障がいの方（精神障害者保健福祉手帳1級または障害年金1級） 資料：一関市

【表 30】自動車運転免許取得助成事業補助金・自動車改造事業補助金交付実績額（単位：人/年）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運転免許取得助成	0	1	0	1	1
自動車改造補助	3	2	1	5	4
補助金交付額（円）	263,000	171,650	64,350	597,500	451,350

資料：一関市

（6）防災・防犯対策の充実

○避難行動要支援者への支援の取り組みとして、令和5年度において岩手県立大学防災復興支援センターの協力のもと、モデルケースの個別避難計画を作成し、その計画をもとに避難訓練を実施し把握した課題への対応策を検討しました。

○平常時から特別な支援が必要な障がい者が、避難後も必要な福祉サービスの利用や安全、安心な生活ができるよう、福祉避難所についての検討に取り組みました。

○身体障がい者等へ、緊急通報システム端末機、ペンダントボタン及び火災報知器を貸与し、急病、火災等の緊急時における通報手段の整備を図りました。

○複雑・多様化する消費者被害を未然に防ぐため、障がい者の保護者及び福祉施設や地域の福祉関係者と、消費者行政、警察等の関係機関が連携し、消費者問題の早期解決及び情報共有を図りました。

○安全な地域社会を創るため、地域の防犯活動を支援し、防犯協会等と連携して防犯パトロールを行いました。

第2部

第4期障がい者福祉計画

第1章 障がい者福祉計画について

1 計画の基本目標

「 共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり 」

障がい者福祉計画は、障がい者施策の基本理念により基本目標と基本的施策の方向性を定め、障がい者の施策に関する基本的な計画となります。

この計画は、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とし、誰もがいきいきとその人らしく暮らしていける地域共生社会の実現を目指すものです。

2 計画の対象者

この計画は、障害者基本法に基づく身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者に対する医療等に関する法律に基づき指定される難病患者、発達障害者支援法による発達障がい、高次脳機能障がいなど、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。また、地域共生社会実現に向けては、すべての市民の理解と協力が必要となるため全市民を対象とします。

3 基本的施策の方向性

(1) 権利擁護・相談支援体制の充実

障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることなく、合理的配慮の提供を図るとともに障がい者の意思決定を支援しながら相談支援体制の充実を図ります。

(2) ライフステージに応じた支援（保健・教育・医療・福祉体制の充実）

保健、教育、医療、福祉等の関係機関の連携により、年齢や障がいの状況等に応じ、適切な支援を受けられるよう体制の充実を図ります。

(3) 自立と社会参加の促進

障がい者の自立と社会参加について、市民の理解を深め、就労や社会参加の多様な機会を確保するように努めます。

(4) 安心して暮らせる地域づくり

障がいの有無に関わらず、地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉サービスの充実やボランティア活動の促進を図るとともに、災害時においても、生命・身体の安全確保が図られるよう支援体制の整備に努めます。

4 施策推進の体系

【基本目標】	【基本的施策の方向性】	【施策の具体的推進方向】	【項目】
「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」	1 権利擁護・相談支援体制の充実	1-1 権利擁護	(1) 不利益な取扱いの解消 (2) 合理的配慮の提供 (3) 虐待防止 (4) 福祉サービスの利用援助
		1-2 相談支援体制の充実・強化	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域自立支援協議会の充実 (3) 地域生活支援拠点の整備・充実
		1-3 多様な障がいへの対応	(1) 発達障がい者（児）への対応 (2) 医療的ケア児への対応 (3) 難病患者等への対応 (4) 高次脳機能障がい者への対応 (5) 強度行動障がい者への対応 (6) 高齢障がい者への対応
	2 ライフステージに応じた支援（保健・教育・医療・福祉体制の充実）	2-1 予防と早期発見	(1) 母子保健の推進 (2) 健康づくりの推進
		2-2 療育の充実	(1) 発達支援体制づくりの推進 (2) 早期療育の場の充実
		2-3 教育の充実	(1) 特別支援教育の充実
		2-4 保健・医療・福祉との連携	(1) 精神障がい者への対応 (2) 障がい者に配慮した医療の提供
	3 自立と社会参加の促進	3-1 就労の場の確保	(1) 一般就労機会の拡大・定着支援 (2) 働きやすい環境づくりの推進 (3) 福祉的就労の場の拡充 (4) 工賃水準の向上
		3-2 社会参加の促進	(1) 芸術スポーツ余暇活動の充実 (2) 障がい者団体・家族会への支援
		3-3 市民理解の促進	(1) 心のバリアフリーの推進
		3-4 情報提供の充実	(1) 福祉・情報機器の利用促進 (2) 障がいに配慮した情報提供の充実
	4 安心して暮らせる地域づくり	4-1 障がい福祉サービスの充実	(1) 訪問系サービスの充実 (2) 日中活動系サービスの充実 (3) 福祉サービスの充実 (4) 住まいの場の充実
		4-2 地域移行の推進	(1) 施設・病院からの地域移行の推進
		4-3 地域生活を支える担い手の確保	(1) ボランティア活動等の推進 (2) 住民参加による生活支援の推進 (3) 地域生活を支える人材の育成・確保
		4-4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進	(1) 暮らしやすい住まいづくりの推進 (2) 活動しやすいまちづくりの推進 (3) 移動の支援
4-5 防災・防犯対策の充実		(1) 災害時の支援体制の充実 (2) 消費者被害の救済と犯罪被害の防止	

第2章 施策の展開

基本的施策1 権利擁護・相談支援体制の充実

障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることなく、合理的配慮の提供を図るとともに障がい者の意思決定を支援しながら相談支援体制の充実を図ります。

■1-1 権利擁護

(1) 不利益な取扱いの解消

No.	事業名【担当課】	事業概要
1	障がい者に対する不利益な取扱いの解消及び合理的配慮の提供に関する啓発 【福祉課】	市広報・ホームページの活用や研修会の実施等により「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の基本理念や考え方の普及に努めます。
2	障がい者に対する誤解、偏見、理解の不足等に起因する不利益な取扱いの解消 【福祉課】	障がい者に対する誤解、偏見、理解の不足等に起因する不利益な取扱いの解消をするため、その相談に応じ、県、福祉関係団体及び支援者等と緊密な連携を図りながら、個別事案の解消に向けた調整を行います。
3	成年後見制度の利用促進 【長寿社会課・福祉課】	成年後見制度利用促進計画に基づき、判断能力の不十分な高齢者や障がい者の権利や財産を守るため、成年後見支援センターと関係機関との連携により、成年後見制度の普及啓発を図り、制度の利用を支援します。

(2) 合理的配慮の提供

No.	事業名【担当課】	事業概要
4	地域企業等への合理的配慮に関する周知 【商政・労政課・福祉課】	地域企業等を対象とした研修会の開催や市広報・ホームページを活用し、合理的配慮についての啓発に努めます。
5	飲食店などの施設での身体障がい者補助犬の受入の理解促進 【観光物産課・福祉課】	身体障がい者の移動や日常生活を支援する身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬等）の情報提供に努めると共に、飲食店などの施設での受入の理解促進を図ります。
6	職員への障がいに対する理解促進研修の実施 【職員課・福祉課】	障がい者が福祉、教育、選挙等あらゆる行政サービスにおいて適切な配慮を受けることができるよう、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する一関市職員対応要領」に基づき研修を行い障がいに対する理解促進を図ります。
7	ヘルプマークの普及促進 【福祉課】	外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、いざというときに援助を得やすくなるよう、周囲の人に知らせるためのヘルプマークの携帯普及や周知に努めます。

(3) 虐待防止

No.	事業名【担当課】	事業概要
8	「障がい者虐待防止センター」の設置 【福祉課・各支所市民福祉課】	「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者虐待に関する通報や届出を受け、障がい者及び養護者に対する相談・助言を行います。
9	要保護児童対策地域協議会 【こども家庭課】	児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされた児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うためのネットワークを構築し、児童虐待防止を図ります。

(4) 福祉サービスの利用援助

No.	事業名【担当課】	事業概要
10	日常生活自立支援事業の利用促進 【福祉課】	自分ひとりの判断では契約が困難な障がい者などの権利を守るため、一関市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用を促進します。
11	福祉サービスの利用支援 【福祉課】	障がい者等が必要なサービスを受けられるよう、各種制度や福祉サービスなどについて、ガイドブック、広報、ホームページ等により、分かりやすく入手しやすい情報の提供に努めます。

■ 1-2 相談支援体制の充実・強化

(1) 相談支援体制の充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
12	相談支援事業の充実 【福祉課】	障がい者や家族が、より身近な地域において気軽に相談ができ、専門的な支援が受けられるよう、指定相談支援事業所が行う相談事業を支援します。
13	当事者によるピアカウンセリングの実施 【福祉課】	障がい者をピアカウンセラーとして配置し、各々の障がいに関連した特有の問題や生活技術について、自身の経験等をもとに、当事者の立場に立った相談や助言を行います。
14	相談支援事業所への社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職員の配置支援 【福祉課】	専門的な相談支援等を要する困難な事例への対応や相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言を行い、相談支援事業所の機能強化を図ります。
15	「基幹相談支援センター」の設置 【福祉課】	「基幹相談支援センター」を設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機能を十分発揮できるよう関係機関の連携を図ります。

16	(身体・知的)障がい者相談員、民生委員・児童委員の活動の充実 【長寿社会課・福祉課】	身近な地域で障がい者の相談に応じる、(身体・知的)障がい者相談員や民生委員・児童委員の活動内容の周知と利用促進を図ります。
17	障がい者相談員の研修 【福祉課】	障がい者相談員の研修を定期的に行い、相談員の資質の向上に努めます。

(2) 地域自立支援協議会の充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
18	「一関地区障害者地域自立支援協議会」の設置 【福祉課】	相談支援事業者、福祉サービス事業者、医療、保健、福祉、教育、就労関係機関、障がい者団体などで構成する「一関地区障害者地域自立支援協議会」を平泉町と共同で設置し、圏域全体の相談支援体制や障がい者の地域移行、早期療育支援体制の整備、多様な就労等を支援する方策などの検討を進めることにより、障がい者が住みなれた地域で安全・安心に暮らせる地域社会の実現を目指します。
19	課題解決に向けた地域ネットワークの構築 【福祉課】	対応が困難な事例に関してサービス調整会議を開催し、個々のケースに基づく地域課題について関係機関で情報の共有を図り、課題解決に向けた地域のネットワーク構築や、地域の支援体制の充実につなげます。

(3) 地域生活支援拠点の整備・充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
20	地域生活支援拠点の整備・充実 【福祉課】	高齢化や障がいの重度化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入・対応など)を、地域資源の活用により整備し、基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。

■ 1-3 多様な障がいへの対応

(1) 発達障がい者(児)への対応

No.	事業名【担当課】	事業概要
21	岩手県立療育センターの周知と利用促進 【こども家庭課・福祉課】	岩手県立療育センターの利用を希望する児と家族に対し、地域連携室と連携を図りスムーズに利用できるよう支援を行います。
22	関係機関による地域支援ネットワークの構築 【こども家庭課・福祉課】	岩手県立療育センターの指導や助言を受けながら、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関による地域支援ネットワークの構築を目指します。
23	サポートファイルの作成・運用 【こども家庭課】	乳幼児期、学齢期、成年期、高齢期のライフステージに応じたきめ細かな支援を切れ目なく行うため、支援情報引継ツールとして使えるサポートファイルの作成・運用の支援を行います。

(2) 医療的ケア児への対応

No.	事業名【担当課】	事業概要
24	医療的ケア児等のコーディネーターの配置 【こども家庭課・福祉課】	医療的ケア児とその家族への適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターを配置し、障がい児支援の体制強化を図ります。
25	医療的ケア児の受入環境の検討・整備（サービス利用） 【福祉課】	医療的ケア児が児童発達支援や放課後等デイサービスを利用できるよう受入事業所を支援し、受入環境など体制の整備に努めます。
26	医療的ケア児の受入環境の検討・整備 【幼稚園・保育所・認定こども園・児童保育課】	「保育所等における医療的ケア実施ガイドライン」を策定し、訪問看護事業所の活用など様々な視点から、医療的ケア児の保育受入環境の整備を推進します。
27	医療的ケア児の受入環境の検討・整備（小・中学校） 【学校教育課】	医療的ケア児の具体的支援について学校と教育委員会の連携・協力により受入環境の整備を推進します。

(3) 難病患者等への対応

No.	事業名【担当課】	事業概要
28	難病患者等への相談・家庭訪問事業 【健康づくり課】	特定医療費支給認定され市への情報提供の同意があった難病患者等に対し、生活状況の把握を行い、医療・福祉・防災・災害時の避難行動に関する情報提供を行います。
29	難病患者の生活支援 【福祉課】	医療機関、保健所等と連携し、障がい福祉サービスの制度の周知を図り利用を促進することにより、長期療養を必要とする難病患者の生活を支援します。

(4) 高次脳機能障がい者への対応

No.	事業名【担当課】	事業概要
30	在宅の高次脳機能障がい者への医療・保健・福祉に関する情報の提供や相談 【福祉課】	在宅の高次脳機能障がい者に対し、障がい者指定相談支援事業所や医療機関、地域包括支援センター等との連携を図りながら、医療・保健・福祉に関する情報の提供や相談に応じます。
31	高次脳機能障がい者の経済的負担の軽減 【国保年金課、福祉課】	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金、特別障害者手当、重度心身障害者（児）医療費助成の周知及び症状に応じた制度の活用を支援します。
32	高次脳機能障がい者地域支援体制整備事業 【福祉課】	関係者会議や高次脳機能障がいに関する研修会等を開催し、障がい特性の理解や相談支援の充実を図ります。家族や市民への普及啓発に取り組み、高次脳機能障がいの正しい理解の促進に努めます。

(5) 強度行動障がい者への対応

No.	事業名【担当課】	事業概要
33	強度行動障がい者への支援 【福祉課】	事業所に対する研修会の開催などにより強度行動障がいへの理解促進を図り、強度行動障がい者への支援の促進に努めます。

(6) 高齢障がい者への対応

No.	事業名【担当課】	事業概要
34	高齢障がい者への福祉サービスの提供 【長寿社会課、福祉課】	介護保険が利用可能な方は、介護保険制度の利用を基本とし、障がい特性に応じた障がい福祉サービスの提供に努めます。
35	関係者間の連携・調整 【福祉課】	介護保険サービス事業所との合同の研修会の開催など、関係者間の連携・調整により円滑なサービスの移行に取り組みます。
36	障がいのある高齢者に適した支援 【長寿社会課、福祉課】	障がいのある高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送るための支援体制やサービスを提供します。
37	相談支援事業所の周知 【福祉課】	障がいのある高齢者や家族が身近に相談できる相談支援事業所の周知を図るとともに、活用を促進します。

基本的施策2 ライフステージに応じた支援（保健・教育・医療・福祉体制の充実）

保健、教育、医療、福祉等の関係機関の連携により、年齢や障がいの状況等に応じ切れ目のない一貫性・継続性のある適切な支援の提供に努めます。

■2-1 予防と早期発見

(1) 母子保健の推進

No.	事業名【担当課】	事業概要
38	妊産婦健康診査 【こども家庭課】	妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、健康な妊娠出産を迎えるために必要な健診等について公費助成を行います。
39	新生児聴覚検査 【こども家庭課】	聴覚障がいの早期発見・早期治療のため、新生児聴覚検査について公費助成を行います。
40	乳幼児等家庭訪問 【こども家庭課】	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。その後も状況に応じて訪問し、支援を行います。
41	乳幼児健康診査 【こども家庭課】	乳幼児の健康保持及び増進を図るため健康診査を実施し、疾病や心身の異常を早期発見し、適切な医療や療育につながるよう支援を行います。
42	医療給付（養育医療） 【こども家庭課】	身体の発育が未熟なまま生まれ、指定養育医療機関において入院養育が必要な乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を給付します。
43	医療給付（育成医療） 【こども家庭課】	身体に障がいのある児童または、現在の状態を放置すると将来障がいの残るおそれのある児童に、将来生活に必要な能力を得るために必要な医療費の一部を給付します。
44	親子関係形成支援事業 【こども家庭課】	子育ての悩みや不安を抱える保護者に対して、ペアレントトレーニングを実施し、こどもの特性に応じた関わり方を学ぶとともに悩みの共有や情報交換の場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。
45	保護者の不安や負担の軽減 【こども家庭課・福祉課】	保護者の不安や負担の軽減を図るため、相談支援事業の充実を図ります。

(2) 健康づくりの推進

No.	事業名【担当課】	事業概要
46	健康づくりや生涯スポーツなどの推進 【健康づくり課・スポーツ振興課】	健康の保持増進や疾病予防のため、ライフステージに応じた生活習慣病予防対策を推進します。また、いきいきと活力ある生活が送れるよう健康づくりを推進します。 スポーツ推進委員が、地域で行われる健康教室などでニュースポーツや軽体操の普及実践活動を行い、健康増進を図ります。

■2-2 療育の充実

(1) 発達支援体制づくりの推進

No.	事業名【担当課】	事業概要
47	保育所等における支援体制の整備 【児童保育課】	障がいのあるこどもが身近な地域で安心して暮らせるよう保育所等において支援体制の整備拡大を図っていきます。
48	発達支援相談 【こども家庭課】	発育・発達についての不安や心配のある乳幼児の保護者に対し、医師・児童心理司・言語聴覚士等の専門スタッフによる相談会を実施します。
49	発達支援教室 【こども家庭課】	ことばの遅れや発達の心配のある就学前のこどもと保護者に対し、遊びやさまざまな活動を通して、こどもの心身の発達を支援します。
50	幼児期巡回相談 【こども家庭課】	保健師、保育士等の専門スタッフが保育施設等を訪問し、特別な支援を必要とする園児の行動観察を行ったうえで、施設職員に望ましい対応について助言指導を行います。

(2) 早期療育の場の充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
51	児童発達支援 【こども家庭課・福祉課】	発達に支援を必要とする未就学児に対して、日常生活の基本的動作を習得し、集団生活に適応できるよう療育指導に取り組みます。
52	保育所等訪問支援 【こども家庭課・福祉課】	保育所等を利用する障がい児に対し、訪問により集団生活適応のための専門的な支援を行います。
53	訪問型児童発達支援 【こども家庭課・福祉課】	重度の障がい等の状態にある障がい児について、障がい児の居宅を訪問して療育指導を行う仕組みについて、対応を進めます。

■2-3 教育の充実

(1) 特別支援教育の充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
54	特別支援学級等の充実 【学校教育課】	障がいのあるこどもの可能性を最大限に引き出すために、通常の学校での指導、特別支援学級等の充実を図ります。
55	特別支援コーディネーターの配置 【学校教育課】	特別な教育的支援を必要とする児童生徒のため、特別支援コーディネーターの学校訪問、関係機関と連携した組織的な取り組みを強化しながら、適切な教育的対応及び特別支援教育推進体制の充実に努めます。
56	本人及び家族の課題解決 【学校教育課・福祉課】	地域で安心して暮らせるよう継続した相談支援体制に学校などの関係機関も参加して本人及び家族の課題解決を図ります。

■2-4 保健・医療・福祉との連携

(1) 精神障がい者への対応

No.	事業名【担当課】	事業概要
57	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討・整備 【福祉課】	精神障がい者が地域で安心して自分らしい自立した生活が送れるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議の場において地域課題を検証するなど、精神科医療機関、地域援助事業者、当事者、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制の構築に向けた検討・整備を進めます。
58	精神障がい者社会参加支援事業ふれあい会・デイケア 【健康づくり課】	精神障がい者が地域社会とつながるステップとして、グループ活動を通じ、社会適応能力やライフスキルの向上を図る機会を提供します。
59	精神障がいに関する学習会の実施 【福祉課・健康づくり課】	市民の精神保健福祉に関する正しい知識の普及と地域で自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指し、当事者・家族支援として学習会（講演会）を開催します。
60	精神保健福祉ボランティア活動支援 【福祉課・健康づくり課】	精神疾患を有する当事者が抱える心の病気を正しく理解し、寄り添い、共に活動・支援できる人材を支援します。
61	精神疾患に関する相談 【健康づくり課・福祉課】	心の健康増進やストレス対策について普及啓発し、精神疾患の予防に努めます。 医療機関や保健所と連携し、精神疾患等の早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。 また、当事者、家族等と相談しながら、適切な時期の受診を継続し病状の安定に努めます。

(2) 障がい者に配慮した医療の提供

No.	事業名【担当課】	事業概要
62	自立支援医療費（更生医療）の支給 【福祉課】	障がい除去・軽減する手術等の治療によって効果が期待できる身体障がい者に対して、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行います。
63	自立支援医療（精神通院）の支給 【福祉課】	在宅の精神障がい者について、自立支援医療（精神通院）の普及を図り、持続的な通院医療の確保に努めます。
64	重度心身障がい者（児）への医療費（保険診療）給付 【国保年金課】	重度心身障がい者（児）に医療費（保険診療）の自己負担分の一部を所得に応じて給付します。
65	家庭訪問歯科診療 【健康づくり課】	在宅寝たきり者、障がいや疾病により受診が困難な方に歯科医師等が訪問し、健診及び治療を行います。

基本的施策3 自立と社会参加の促進

障がい者の自立と社会参加について、市民の理解を深め、就労や社会参加の多様な機会を確保するように努めます。

■3-1 就労の場の確保

(1) 一般就労機会の拡大・定着支援

No.	事業名【担当課】	事業概要
66	就労機会の拡大と就労後の定着を支援 【福祉課】	就労移行支援事業所、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、その他関係機関と連携し、それぞれの障がい特性に応じた就労機会の拡大と就労後の定着を支援します。
67	障害者雇用率の達成と障がい者の雇用の拡大 【職員課・商政・労政課・福祉課】	事業主及び障がい者に対する雇用・就労支援制度の周知等をし、障害者雇用率の達成と雇用の拡大に向けた働きかけを行います。
68	障がい特性に応じた就労支援の拡充 【商政・労政課・福祉課】	障がい特性に応じた就労支援と能力や適性に合った企業とのマッチングや就労後の定着支援を行うことで、障がいのある人が社会に参加し地域生活を送れるよう努めます。また、働きやすい職場づくりのために障がい者を雇用する市内事業所へ定期的な訪問等の支援を行います。
69	一関市障がい者雇用促進プランに基づく「チャレンジ雇用」の実施 【職員課・福祉課】	一関市役所では、障がいのある方が一般就労を目指すためのステップとして、一定期間職員として就労する一関市障がい者雇用促進プラン「チャレンジ雇用」を実施します。
70	卒業後の社会生活支援 【学校教育課・福祉課】	卒業後の進路について、教育、障がい福祉、就労支援等の関係機関が連携を図り、安心して社会生活へすすめるよう支援します。
71	就業に向けた技術習得の支援 【福祉課】	特別支援学校の生徒を職場実習生として受け入れ、就業体験の機会を提供するとともに、就業に向けた技術の習得を支援します。

(2) 働きやすい環境づくりの推進

No.	事業名【担当課】	事業概要
72	合理的配慮の提供義務に関する制度の周知 【福祉課】	雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について、制度の周知を図ります。
73	障がい者の雇用の促進と職場における更なる活躍の推進 【職員課・福祉課】	市において障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき策定した障がい者活躍推進計画のもと、自ら率先して障がい者雇用に努め、障がい者の雇用の促進と障がいのある職員の職場における更なる活躍の推進を図り、働きやすい環境づくりに取り組みます。
74	就労のための移動支援の充実 【福祉課】	福祉乗車券による支援のほか、自動車改造補助、免許取得補助など移動支援の充実に努めます。

(3) 福祉的就労の場の拡充

No.	事業名【担当課】	事業概要
75	福祉的就労の場の整備・拡充 【福祉課】	一般企業への就労が困難な方に対して働く場を提供するとともに、就労継続支援事業所における商品開発や販路拡大など福祉的就労の場の整備・拡充を支援します。
76	職親委託事業 【福祉課】	知的障がい者の自立を図るため、一定期間、職親のもとで就職に必要な生活指導や技能訓練を受ける、職親委託事業を行います。
77	障がい者の就労機会の増加と収入の向上 【農政推進課・福祉課】	農業経営体による雇用、障がい者就労施設による農業参入や作業受託などの「農福連携」の取組を推進するとともに、取組を推進するうえで必要な情報を農業者や施設等に周知します。

(4) 工賃水準の向上

No.	事業名【担当課】	事業概要
78	障がい者施設で生産された製品のPRや販路拡大 【福祉課】	市役所等において開催する「ハートフルショップいちのせき」を支援し、障がい者施設で生産された製品のPRや販路拡大を推進します。
79	一関市障害者就労施設等優先調達 【各課等・福祉課】	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の促進等に関する法律」に基づき、一関市障害者就労施設等優先調達方針を策定し、庁内における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を進めます。

■ 3-2 社会参加の促進

(1) 芸術スポーツ余暇活動の充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
80	スポーツ、レクリエーション、文化活動等の事業 【スポーツ振興課・いきがいくり課・福祉課】	障がい者の社会参加が促進されるよう、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の事業を実施し、社会参加の機会拡大と活動の場の確保や生涯学習の機会の提供を進めます。
81	図書館利用が困難な方への対応 【一関図書館】	令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律」（読書バリアフリー法）に基づき、障がいなどにより、図書館利用が困難な方へ、一人ひとりの個性やニーズに合わせたサービスを柔軟に展開し、資料を提供するとともに、気軽に声をかけやすい図書館の雰囲気づくりに努めます。
82	地域生活支援事業の充実 【福祉課】	障がい者が地域で様々な活動に参加し自立した生活ができるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。
83	各種協議会等への参画を推進 【福祉課・関係各課】	行政施策等に障がい者の意向が反映されるよう、障がい者団体等との意見交換会の開催や各種協議会等への参画を推進します。

(2) 障がい者団体・家族会への支援

No.	事業名【担当課】	事業概要
84	障がい者団体等の活動支援 【福祉課】	障がい者団体及び家族会と連携を図り、団体等が実施する意見交換会などの活動を支援します。

■3-3 市民理解の促進

(1) 心のバリアフリーの推進

No.	事業名【担当課】	事業概要
85	障がい者理解に関する啓発活動の充実 【福祉課】	「障がい者週間」（12月3日～9日）等の様々な機会を活用して、障がい者やボランティアが行っている活動を広く市民に紹介し、啓発活動の充実に努めます。
86	障がいに関する理解の促進 【スポーツ振興課・福祉課】	障がい者と健常者が同一のルールで行う競技会を開催するなど、障がい者がスポーツ活動に接する機会を創出することにより、相互理解を図っていきます。
87	企業や高校生による福祉施設でのボランティア体験 【福祉課】	企業や高校生による福祉施設でのボランティア体験を推進します。協働推進の理念に基づき市職員も地域活動等に自主的に参加していきます。
88	福祉教育の取組 【学校教育課・福祉課】	児童・生徒が、障がい者との交流を通じて、ボランティア活動や福祉、障がい者に対する理解がより深まるよう、福祉教育の取組みを支援します。

■3-4 情報提供の充実

(1) 福祉・情報機器の利用促進

No.	事業名【担当課】	事業概要
89	福祉機器の普及 【福祉課】	身体障がい者（児）に福祉機器の普及を図るため、相談支援事業所等を通じて情報を提供します。
90	日常生活用具の給付に関する情報を提供 【福祉課】	障がい者の情報・意思疎通を支援する日常生活用具に関する情報を提供し、利用の促進を図ります。

(2) 障がいに配慮した情報提供の充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
91	意思疎通支援者等派遣事業 【福祉課】	聴覚障がい者の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者等を派遣する意思疎通支援者等派遣事業を実施します。災害及び緊急時等必要に応じて、インターネット上のサービスを利用した遠隔による意思疎通支援を行います。

第2部 第4期障がい者福祉計画

92	インターネット・SNS等を活用した情報提供の促進 【広聴広報課・福祉課】	市の公式ホームページにおいて、文字の拡大、読み上げ機能の設定などバリアフリー化を推進します。また、電子申請などインターネットの活用により手続きの利便性の向上を図ります。各課と連携し緊急災害情報や市のイベント情報などをメールやSNSなどで配信し、市民が情報を取得しやすい環境の整備に努めます。
93	点訳・音訳などによる情報提供の支援 【福祉課】	視覚障がい者に対し民間団体が発行する点訳した広報、音訳した広報・新聞（地域欄）による情報提供を支援します。
94	ICTの活用促進 【福祉課】	SPコードなどにより掲載されている文字情報を音声で聞くことができるようにするなど、ICTの発展に伴うニーズの変化を踏まえながら、障がい特性に応じた情報提供の充実に努めます。
95	年金・手当等の周知 【国保年金課・福祉課】	障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当について、広報・ガイドブック等により周知を図ります。

基本的施策4 安心して暮らせる地域づくり

障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉サービスの充実やボランティア活動の促進を図るとともに、災害時における生命身体の安全を確保するよう支援体制整備に努めます。

■4-1 障がい福祉サービスの充実

(1) 訪問系サービスの充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
96	訪問系サービスの充実 【福祉課】	障がい者が自宅等で安心して生活できるよう、訪問系サービスの充実を図ります。
97	同行援護や行動援護のサービスの充実 【福祉課】	同行援護や行動援護のサービスについて、人材確保・育成など体制整備について事業主へ働きかけると共に支援の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービスの充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
98	日中活動系サービスの充実 【福祉課】	障がい者が希望する日中活動ができるよう、サービス提供体制の充実を図ります。
99	基準該当事業所の指定 【福祉課】	より身近なところで生活介護、機能訓練、生活訓練などのサービスを利用することができるよう、介護保険法による指定通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所の障害者総合支援法による基準該当事業所としての活用を促進します。

(3) 福祉サービスの充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
100	サービスを提供する人材の養成支援 【福祉課】	訪問介護事業所や障がい福祉サービス事業所対象の研修等を通し人材の養成支援に努めます。
101	障がい福祉人材確保奨学金返還金補助事業 【福祉課】	障がい福祉人材確保奨学金返還金補助事業を実施し、福祉事業所の職員確保について事業主と共に、人材の確保に努めます。
102	医療的ケアが必要な在宅障がい者の介護と看護の充実 【福祉課】	サービス提供事業所や医療機関との連携を強化し、医療的ケアが必要な在宅障がい者の介護と看護の充実を図ります。
103	補装具の給付 【福祉課】	障害者総合支援法に基づき、身体障がいのある方の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付または貸与をすることにより、福祉の増進に努めます。

104	難聴児の補聴器購入に対しする経費の一部助成 【福祉課】	医師が補聴器の装用が必要と判断する身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルの難聴児に対し補聴器購入経費の一部助成を行うことにより、コミュニケーションの向上を促進します。
105	在宅介護の支援 【福祉課】	障がい者とその家族に対して、居宅介護・重度訪問介護などの在宅介護の支援を行います。

(4) 住まいの場の充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
106	障がい者の望む地域生活の支援 【福祉課】	地域における住まいの場であるグループホームの必要量の把握に努めます。また、重症心身障がいや自閉症など障がいの特性や障がい者の高齢化に対応した住まいのあり方を検討し、障がい者の望む地域生活の支援を行います。
107	施設入所のために必要な支援 【福祉課】	重度の障がい等のため地域生活が困難な障がい者が安心して暮らすことができるよう、施設入所のために必要な支援を行います。

■ 4-2 地域移行の推進

(1) 施設・病院からの地域移行の推進

No.	事業名【担当課】	事業概要
108	精神障がい者の地域移行の推進 【福祉課】	地域生活を希望する施設入所者や受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行を推進するため、具体的な推進方策を検討します。
109	地域移行の具体的な手法等その資質の向上 【福祉課】	相談支援専門員、サービス管理責任者、精神科病院のケースワーカーなど、地域移行支援に関わる福祉・医療関係者等を対象とした地域移行の具体的な手法等にかかる研修等を通じて、その資質の向上と連携を図ります。
110	障がい者の地域移行に関する理解促進 【福祉課】	障がい者の地域移行に関する理解促進を図るため、市民を対象とした講演会やセミナーを開催します。

■ 4-3 地域生活を支える担い手の確保

(1) ボランティア活動等の推進

No.	事業名【担当課】	事業概要
111	ボランティア活動に参加できるような環境づくりを推進 【福祉課】	社会福祉協議会に設置されているボランティアセンター等と連携し、情報の収集・提供及びボランティア活動のコーディネート（調整・仲介）する仕組みづくりと障がい者自身もボランティア活動に参加できるような環境づくりを推進します。

112	視覚障がい者・聴覚障がい者のコミュニケーション支援 【福祉課】	視覚障がい者・聴覚障がい者のコミュニケーション支援者を確保するため、点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員・手話奉仕員の養成確保に努めます。
-----	------------------------------------	--

(2) 住民参加による生活支援の推進

No.	事業名【担当課】	事業概要
113	住民相互の支え合いによる地域づくり 【まちづくり推進課・福祉課】	障がい者や高齢者など、誰もが希望する地域でその人らしい自立した生活ができるよう、信頼と安らぎを互いに受けることができる人間関係を育みながら、住民相互の支え合いによる地域づくりを進めます。
114	インフォーマルサービスを含めたサービス提供の仕組みづくり 【福祉課】	障がい者の日常生活の支援に必要なサービスについては、それぞれの地域において、各種の福祉サービスや保健・医療をはじめ、教育、労働等のネットワークを築きながら、既存制度による公的福祉サービスに止まらず、見守りや買い物支援などを含めたサービス提供の仕組みづくりを社会福祉協議会、民生委員協議会等と連携し進めます。

(3) 地域生活を支える人材の育成・確保

No.	事業名【担当課】	事業概要
115	障がい福祉サービス事業所等の人材育成や離職防止 【福祉課】	障がい者の生活を支える障がい福祉サービス事業所等の人材育成や離職防止に関する取り組みについて関係機関と連携し推進します。
116	ボランティアの養成 【福祉課】	社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターや市民活動センター及び県のNPO活動交流センター等と連携し、障がい者の様々な生活場面に関わり支援するボランティアの養成などに努めます。
117	地域住民の障がい者への理解、地域生活を支える人材の育成 【福祉課】	障がい者の立場に立った支援が行われるよう、各種フォーラムや地域懇談会などの開催を通じて、地域住民の障がい者への理解を深め、地域生活を支える人材の育成を図ります。

■4-4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進

(1) 暮らしやすい住まいづくりの推進

No.	事業名【担当課】	事業概要
118	快適な住宅環境の整備 【都市整備課・福祉課】	障がい者にとって快適な住宅環境の整備のため、障がい者向け住宅の建設や民間住宅の改修ができるよう必要な情報を提供します。
119	「一関市高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業」の周知と利用の拡大 【福祉課】	障がい者等の在宅生活を支援し、居宅のバリアフリー化に対して助成する「一関市高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業」の周知と利用の拡大を図ります。

(2) 活動しやすいまちづくりの推進

No.	事業名【担当課】	事業概要
120	障がい者に配慮した商店の整備 【商政・労政課】	商店等に対して段差の解消、多目的トイレの設置等、障がい者に配慮した商店の整備を呼びかけます。
121	歩行者の安全を確保 【生活環境課・都市整備課】	障がい者が安全に歩行できるよう、歩道の整備や段差の解消、点字ブロックの敷設等、歩道の改善を図るとともに、電柱等の移設や埋設化の促進、不法に放置されている自転車等の撤去、信号機の音声装置の充実を関係機関に働きかけるなど、歩行者の安全を確保します。

(3) 移動の支援

No.	事業名【担当課】	事業概要
122	障がい者移動支援サービスの充実 【福祉課】	屋外での移動が困難な障がい者の移動を支援するサービスの充実を図ります。
123	福祉乗車券の支給・福祉有償運送の周知 【福祉課】	障がい者の外出を支援するため、福祉乗車券の支給・福祉有償運送の周知等を図ります。
124	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成 【福祉課】	障がい者の就労や社会参加を支援するため、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
125	「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の適正な利用促進 【福祉課】	車いす使用者用駐車施設（車いす駐車区画）の適正な利用を促進するため、県の「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の周知に努めます。
126	交通機関の割引制度について、周知 【福祉課】	障がい者に対する公共交通機関の運賃及び有料道路料金の割引制度について、周知を徹底します。

■4-5 防災・防犯対策の充実

(1) 災害時の支援体制の充実

No.	事業名【担当課】	事業概要
127	個別避難計画作成支援 【防災課・長寿社会課・こども家庭課・福祉課】	災害の発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に誘導するなど、災害時において自ら防災活動をとることができない、または困難な障がい者等（避難行動要支援者）の安全を確保するため、具体的な支援策を講じ、災害発生時に適切な行動をとることができるよう個別避難計画の作成を支援します。

128	災害時の支援体制づくり 【防災課・長寿社会課】	災害情報の伝達や避難行動などについて、避難行動要支援者へのきめ細かな支援が図られるよう、自主防災組織、消防団や地域の事業所等との連携など、災害時の支援体制づくりを進めます。
129	福祉避難所の設置 【長寿社会課】	平常時から特別な支援が必要な障がい者が、避難後も必要な福祉サービスの利用や安全、安心な生活ができるよう、福祉避難所についての検討に取り組みます。
130	急病、火災等の緊急時における通報手段の整備 【長寿社会課・消防課】	身体障がい者等へ、緊急通報システム端末機、ペンダントボタン及び火災報知器を貸与し、急病、火災等の緊急時における通報手段の整備を図ります。
131	NET119・FAXからの緊急通報手段の整備 【消防課】	市消防本部では、聴覚や言語機能に障がいのある方からの緊急通報を携帯電話でのNET119や災害通報受信用FAXにより受け付けを行い、障がいのある方に配慮した通報手段の整備を図ります。
132	災害対策の留意点等について、住民防災組織及び障がい団体等に対する周知 【防災課・福祉課】	県の「障がいをもつ人たちの災害対応マニュアル」などを活用し、障がい別の災害対策の留意点等について、住民防災組織及び障がい団体等に対する周知に努め、障がい者の特性に合わせた救援活動が的確に実施されるよう支援します。
133	被災した市民などに対し災害時の心のケア 【健康づくり課・こども家庭課・福祉課】	災害は多くの市民にとって大きな心理的負担を与え、とりわけ、障がい者は災害後の生活に適應することが難しく、ストレスの度合いが高い場合もあり、心身の疾患が悪化したり、新たに生じることもあります。大規模災害の発生時には、こうした変化に対応するため、医療機関・保健所などと連携し、被災した市民などに対し災害時の心のケアを行います。

(2) 消費者被害の救済と犯罪被害の防止

No.	事業名【担当課】	事業概要
134	消費者トラブル救済・防止 【生活環境課】	複雑・多様化する消費者被害から消費者を保護するとともに、被害を未然に防止するため、障がい者の保護者及び福祉施設や地域の福祉関係者と、消費者行政、警察等の関係機関が連携し、消費者問題の早期解決及び情報共有を図ります。
135	地域の防犯活動の支援 【生活環境課】	安全な地域社会を創るため、防犯協会等と連携して防犯パトロールを行い、地域の防犯活動を支援します。

第3部

第7期障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画について

1 基本方針

- 「第7期障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制等の整備と、円滑な事業実施を確保するため、国の基本的な指針に沿って定めるものです。
- 具体的な目標値や必要なサービスの見込み量については、国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、地域の実情を勘案しながら設定しています。
- 国の基本指針見直しの主なポイントは、次のとおりです。

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑤ 地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑥ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑦ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑧ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑨ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑩ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑪ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

2 基本的理念

- 市民が、障がいの有無や程度にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、共に支え合い、いきいきと暮らせるよう障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、国の基本指針に配慮して計画の策定にあたります。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 障がい者等が住み慣れた地域で自らが希望する暮らしを実現するために、本人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、必要なサービスや支援を受けることができるようサービス提供体制の整備を進めます。

（2）障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

- 難病患者や発達障がい者、高次脳機能障がい者を含め、すべての障がい者等に対して、それぞれの障がい特性を踏まえたサービスや支援が受けられるよう、障がい福祉サービスを一元的に提供します。また、障がい福祉サービス事業所における感染症対策の徹底と災害時の対応の強化に取り組みます。

(3) 地域生活移行や地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 障がい者の自立支援の観点から、病院や福祉施設から地域生活への移行や、地域生活の継続への支援(地域定着)について、課題を掘り起こすとともにニーズを数値化し、具体的な取組を推進します。また、就労支援等の課題に対応するため、関係機関の連携強化を高め、情報を共有するとともに、サービス提供体制の整備と障がい者の生活を地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。
- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。
- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

- 障がいを理由とした不利益な取り扱いや虐待等が行われないよう、「障がい」への理解の促進を図り、合理的配慮の提供に関する啓発を図ります。
- すべての市民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりや、様々な分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、市では次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備に取り組みます。
 - ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び断続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
 - ②相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
 - ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障がい福祉人材の確保・定着

- 今後、障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくため、各事業所や関係機関と協力しながら人材確保と定着につながる仕組みづくりに取り組みます。

(6) 障がい者の社会参加を支える取組

- 障がい者の地域における社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえ、制度的心理的なバリアを取り除き、全ての人々が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、関係課との連携を図り、多様な活動に参加する機会の確保等を通じて障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。
- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。
- 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、関係課との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の要請等の促進を図ります。

第2章 第6期障がい福祉計画の実績について

1 令和5年度末における数値目標に対する達成状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 令和5年度末現在の施設入所者数は、263人であり、基準日（令和元年度末）から14人の増となり地域移行の目標の4人の削減に対し、18人下回っており地域移行の困難さが読み取れます。
- 当地域では、入院施設のある精神科病院があることから、地域での受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行にも対応しなければならない現状があります。目標数値の設定義務はありませんが、近年は、施設入所者と退院促進者の双方に対する受け入れ体制や支援が必要となり、国の指針に沿った目標達成が困難な状況になっています。

項目	目標数値	実績見込	備考
令和2年3月時点入所者数（A）	249人	249人	令和元年度末時点入所者数
令和5年度末の入所者数（B）	245人	263人	* 令和元年度末 249人 * 令和2年度末 255人 * 令和5年度末見込 263人
【目標値】削減見込（A）－（B） *（A）の1.6%以上削減を目標	4人	▲9人	入所者の実績は9人の増となる見込み
【目標値】地域生活移行者数 *（A）の4%以上を目標	10人	0人	令和5年度までに、施設を退所し地域移行する者の人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者および保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、岩手県及び一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との検討を進め、協議の場を設置しました。

項目	目標	実績見込	備考
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（令和3年度末までに協議の場を設置）	設置	設置	令和5年度設置

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 一関地区障害者地域自立支援協議会の「しごと部会」では、学校、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携を密にし、特別支援学校卒業予定者の進路先の確保に取り組んでいます。また、企業、事業主への啓発活動として、職場開拓のための企業訪問や障がい者雇用に関する制度の周知を図るための事業に取り組みました。
- 市では障がい者の働く場を創出していくために、障がい者を対象とした非常勤職員の任用の取り扱いを定め、全庁的な就労支援に取り組むとともに、市民に対する就労継続事業所のPRと利用者の社会参加の場として、毎週2回市役所内での販売会「ハートフルショップ」を実施しました。

項目	目標数値	実績見込	備考
令和元年度における一般就労移行者数（A）	6人	7人	令和元年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度末の一般就労移行者数	9人	4人	令和5年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労する者の数 （国の指針：（A）の1.27倍以上）
令和元年度に就労移行支援事業から一般就労に移行した者の数（B）	3人	4人	令和元年度に就労移行支援事業から一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度に就労移行支援事業から一般就労に移行した者の数	4人	1人	国の指針：（B）の1.30倍以上

令和元年度に就労継続支援A型事業から一般就労に移行した者の数 (C)	1人	2人	
【目標値】 令和5年度に就労継続支援A型事業から一般就労に移行した者の数	2人	3人	国の指針：(C)の1.26倍以上
令和元年度に就労継続支援B型事業から一般就労に移行した者の数 (D)	2人	1人	
【目標値】 令和5年度に就労継続支援B型事業から一般就労に移行した者の数	3人	0人	国の指針：(C)の1.23倍以上
【目標値】 一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	70%	0%	国の指針：令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
【目標値】 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	0%	市内に当該事業所がないため

(4) 地域生活支援拠点等の整備

- 障がい者の相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備が国から示されています。当地域における整備手法や必要な機能について、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との検討を進め、整備に向けて取り組んでいます。

項目	目標	実績見込	備考
地域生活支援拠点等の令和5年度末までの整備か所数	1か所	検討中	国の指針に基づき、圏域（一関市・平泉町）で令和6年度整備に向けて検討中
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	1回	0回	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

- 当地域では既に基幹相談支援センターが設置されていますので、一関地区障害者地域自立支援協議会や基幹相談支援センターと連携を図りながら、相談支援体制の充実強化に向けて取り組んでいます。

項目	目標数値	実績見込	備考
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	1か所	1か所	

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 国の方針では、令和5年度末までに、市町村において、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について事業者と情報共有し、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築することが目標として設定されていますが、着手には至りませんでした。

項目	目標	実績見込	備考
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	構築	未着手	

2 障がい福祉サービスの見込み量に対する達成状況

(1) 訪問系サービス

(各年度末現在 単位：時間、人/月)

サービス種別	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・	時間	3,007	3,050	3,284	2,844	3,607	3,011
重度障害者等包括支援・同行援護	利用者数	210	201	215	183	220	189

- 訪問系サービスは、緩やかな増加傾向にあります。身体障がい者は7割以上が65歳以上のため、介護保険制度の要介護認定を受けた場合、身体介護や家事援助などのサービスは通常介護保険サービスが優先になります。介護保険で不足する時間数や、障がい福祉サービスにしかない障がい特性に応じたメニュー（行動援護・同行援護）などの適切な支援が必要な場合は、障がい福祉サービスを利用することもできます。これからも高齢化に伴い増加していくことが予想されます。
- 行動援護は、知的障がいや精神障がいにより、自立した行動が困難で常に介護が必要な方に、同行援護は視覚障がいの方が外出するときに必要な支援や介護を行うサービスですが、サービス提供事業者が少なく、事業所が派遣できる人員が不足している実態もあります。

(2) 日中系サービス

(各年度末現在 単位：日数、人/月)

サービス種別	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生活介護	日数	7,274	7,608	7,347	7,865	7,420	7,873
	利用者数	397	399	410	413	422	428
自立訓練 (機能訓練)	日数	21	1	21	15	21	7
	利用者数	2	1	2	1	2	1
自立訓練 (生活訓練)	日数	133	123	133	200	133	100
	利用者数	11	11	11	13	11	9
就労移行支援	日数	183	121	190	99	198	98
	利用者数	34	18	38	16	41	19

就労継続支援 (A型)	日数	2,585	2,432	2,714	2,337	2,850	2,949
	利用者数	132	129	139	130	147	151
就労継続支援 (B型)	日数	6,822	7,528	7,232	7,202	7,666	8,460
	利用者数	403	438	431	439	461	474
就労定着支援	利用者数	2	2	2	3	2	2
療養介護	利用者数	46	48	46	49	46	47
短期入所	日数	249	228	253	166	259	223
	利用者数	87	82	87	69	87	66

- 生活介護は就労が難しい障がい者の日中活動の場となっており、日数、利用者数ともに増加が続いています。
- 就労継続支援B型事業所の利用人数の増加率は他のサービスに比べて高く、利用者の受け入れもほぼ充足している状況です。支援学校卒業生の受け皿や、障がい特性に応じた作業や支援を提供しています。
- 日中系のサービスは利用者のニーズに概ね対応できていますが、緊急時の受け入れ体制が不十分であったり、障がい特性によっては受け入れできる事業所がなかったり、医療的ケアが必要な障がい者を受け入れられる施設が少ないなどの実態もあります。

(3) 居住系サービス

(各年度末現在 単位：人/月)

サービス種別	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	177	170	181	162	185	180
宿泊型自立訓練	利用者数	11	14	11	16	11	12
施設入所支援	利用者数	251	262	248	263	245	263
自立生活援助	利用者数	1	0	1	0	1	0

- 共同生活援助（グループホーム）の利用者は緩やかに増加しておりますが、利用者の高齢化に伴い日常生活で支援が必要となる頻度が増加しております。
- 施設入所の利用者は少しずつ増加しておりますが、利用者の高齢化に伴う介護サービスへのスムーズな移行が障がいの特性により難しいといった課題があります。

(4) 相談支援

(各年度末現在 単位：人/月)

サービス種別	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	利用者数	277	247	289	244	302	269
地域移行支援	利用者数	6	1	6	1	1	1
地域定着支援	利用者数	2	0	2	0	2	0

- 計画相談支援の利用者は増加し続けているため、今後も適正な相談支援専門員の人材確保と人材育成が課題となっています。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健・医療・及び福祉関係者による協議の場

サービス種別	3年度		4年度		5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数	—	—	3回	—	3回	—
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	—	—	40人/回	—	40人/回	—
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	—	1回	—	1回	—

②精神障がい者の相談支援、居住系サービスの利用

(各年度末現在 単位：人)

サービス種別	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
精神障がい者の地域移行支援	利用者数	2	0	2	0	2	0
精神障がい者の地域定着支援	利用者数	1	0	1	0	1	0
精神障がい者の共同生活援助	利用者数	52	48	54	46	56	47
精神障がい者の自立生活援助	利用者数	1	0	1	0	1	0

- 精神病床に入院している精神障がいのある方の地域移行に際しては、上記のサービス以外にも、退院後に居宅介護や訪問看護を利用しながら自宅で生活することを希望される方や、安心して生活できる施設入所を希望される方などがおります。利用者の希望を尊重しつつ、ご本人の状態や地域の実情に合った支援が必要とされています。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

サービス種別	3年度		4年度		5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件	8件	5件	9件	5件	18件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10件	5件	10件	5件	10件	13件
地域の相談機関との連携強化のための取組の実施回数	15回	18回	15回	17件	15回	18件

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

サービス種別	3年度		4年度		5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障がい福祉サービス等に係る各種研修の一関市職員の参加人数	10人	1人	10人	12人	10人	6人
障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析し、事業者と情報共有する場の開催回数	1回	0回	1回	0回	1回	0回

- 県などが開催する研修は、コロナウィルス感染症の影響により対面での研修会の機会が減少した一方で、リモートによる研修会が増加しました。
- 障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析し、事業者と情報共有することについては、地域の実情に合った開催の方法を引き続き検討していきます。

3 地域生活支援事業の見込み量に対する達成状況

(1) 理解促進研修・啓発事業

(各年度 単位：回数/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
理解促進研修・啓発事業	回数	2	1	2	1	2	1

(2) 自発的活動支援事業

(各年度 単位：団体・回/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
自発的活動支援事業	実施団体	1	1	1	1	1	1
	回数	1	1	1	1	1	1

(3) 相談支援事業

(各年度 単位：か所/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障がい者相談支援事業所	実施箇所	9	9	9	9	9	9
基幹相談支援センター	設置箇所	1	1	1	1	1	1
相談支援強化事業	実施箇所	2	2	2	2	2	2
住宅入居等支援事業	実施箇所	1	0	1	0	1	0

(4) 成年後見制度支援事業

(各年度 単位：か所、人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	計画
成年後見制度利用支援事業	実施箇所	なし	-	なし	-	なし	-
	利用者数	2	3	2	2	2	2

(5) 意思疎通支援事業

(各年度 単位：か所・人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話奉仕員・要約筆記者等派遣事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	17	18	17	17	17	17
手話通訳者設置事業	設置箇所	1	1	1	1	1	1
入院時コミュニケーション支援事業	実施箇所	2	0	2	0	2	0
	利用者数	3	0	3	0	3	0

(6) 日常生活用具給付等事業

(各年度 単位：件数/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
介護・訓練支援用具	給付件数	5	4	5	2	5	3
自立生活支援用具	給付件数	10	8	10	9	10	9
在宅療養等支援用具	給付件数	10	21	10	15	10	13
意思疎通等支援用具	給付件数	20	13	20	9	20	15
排泄管理支援用具	給付件数	3,554	3,400	3,670	3,500	3,720	3,671
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	給付件数	5	2	5	1	6	2

(7) 手話奉仕員養成研修事業

(各年度 単位：か所・人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話奉仕員養成研修事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	受講者数	10	8	10	13	10	8

(8) 移動支援事業

(各年度 単位：か所・人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
移動支援	実施箇所	5	5	5	4	5	4
	利用者数	25	18	25	14	25	15
	延べ利用時間	1,000	430	1,000	413	1,000	458

(9) 地域活動支援センター事業

(各年度 単位：か所・人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
市内利用	実施箇所	4	4	4	4	4	4
	利用者数	300	303	300	314	300	323
他市町村利用	実施箇所	3	5	3	4	3	4
	利用者数	3	6	3	5	3	5

(10) 日常生活支援

①訪問入浴サービス事業

(各年度 単位：か所・人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
訪問入浴	実施箇所	3	3	3	4	3	3
	利用者数	8	12	9	13	10	13

②生活訓練等事業

(各年度 単位：か所・人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
知的障がい者等 生活訓練事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	24	24	25	23	25	24
視覚障がい者等 生活訓練事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	45	25	45	25	45	25
聴覚障がい者等 生活支援事業	実施箇所	1	0	1	1	1	0
	利用者数	20	0	20	15	20	15
音楽療法・早期 療育事業	実施箇所	3	4	3	4	3	4
	利用者数	350	282	350	341	350	376
精神障がい者等 生活訓練事業	実施箇所	8	7	8	7	8	7
	利用者数	800	536	800	456	800	397

③日中一時支援事業

(各年度 単位：か所・人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
日中一時支援	実施箇所	11	14	11	16	11	14
	利用者数	63	97	64	98	65	94

④巡回支援専門員整備事業

(各年度 単位：か所・人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
巡回支援専門 員整備事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	70	67	70	61	70	62

(11) 社会参加支援

①レクリエーション活動等支援事業

(各年度 単位：回数/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
スポーツ・レクリエーション教室等開催	回数	3	0	3	0	3	2

②芸術文化活動振興事業

(各年度 単位：回数・人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障がい者ふれあい事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	225	151	230	438	235	438
障がい者福祉まつり開催	実施箇所	1	0	1	0	1	0
	利用者数	2,000	0	2,000	0	2,000	550

③点字・声の広報発行事業

(各年度 単位：回数・人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
点字・声の広報等発行	実施箇所	2	2	2	2	2	2
	利用者数	20	17	20	17	20	17

(12) 就業・就労支援

①知的障害者職親委託事業

(各年度 単位：か所・人/年)

内容	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
職親委託	実施箇所	3	2	3	2	3	1
	利用者数	4	3	4	3	4	2

第3章 第7期における成果目標の設定とサービスの見込み量

1 地域移行と一般就労移行の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 国の方針では、令和4年度末時点の福祉施設入所者数の6%を地域生活へ移行するとともに、福祉施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することが目標として設定されています。
- 福祉施設の入所者数について、本人及び介護者の高齢化が進んでいることや、本人が介護保険の対象となる高齢者になった後も障がいの専門的な支援が必要なため、引き続き障がいの施設入所を希望するケースが多いことから、施設入所者数が増加することが予想されます。
- 国の方針に合わせて施設入所者の削減目標を設定すると、令和4年度末時点の未達成分と今回の達成目標の合わせて26人を削減目標として設定することとなり、地域の実情とかけ離れています。このため、当市では令和8年度末までの施設入所者数の目標を現状維持とします。

項目	目標数値	備考
令和4年度末時点入所者数（A）	263人	令和4年度末の障がい福祉施設入所者数
令和8年度末の入所者数（B）	263人	令和8年度末の障がい福祉施設入所見込者数
【目標値】 令和8年度までに、施設を退所し地域生活へ移行する者の人数	0人	国の指針：（A）の6%以上 *現状維持を目標とする
【目標値】 令和8年度までに、施設入所者の削減人数（B） - （A）	0人	国の指針：（A）の5%以上 *現状維持を目標とする

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 国の方針では、令和8年度までに精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築を図ることを基本としています。

本市では、令和5年度に精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しました。今後も、行政機関、精神科医療機関、地域援助事業者、当事者、家族会、居住支援関係者などとの重層的な連携により、支援体制構築に向けて取り組んでいきます。

項目	目標	備考
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	実施	令和5年度協議の場を設置済

(3) 地域生活支援の充実

- 高齢化や障がい者の重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することができるよう、基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点の整備に向けて取り組んでいきます。

項目	目標	備考
令和8年度末での地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所	国の指針に基づき、圏域（一関市・平泉町）で1か所整備する
支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討する回数	2回/年	各年度ごとに自立支援協議会において検証する
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	検討	国の指針に基づき、支援体制の整備に向けた検討や、課題の把握をする

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 国の方針では、令和5年度末における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上（うち、就労移行支援事業：1.30倍以上、就労継続支援A型事業：1.26倍以上、就労継続支援B型事業：1.23倍以上）とすることとされています。

また、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行するもののうち、7割以上が就労定着支援事業を利用するとともに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることとしています。

- 障がい者就労については、障がいのある人が、自らの選択により自分に合った仕事に就き、働き続けられる環境の構築が重要であることから、一般就労の機会や福祉施設における就労の充実など、関係機関と連携し障がい特性を踏まえた多様な仕事や就労形態の創出に取り組んでいきます。

項 目	数 値	備 考
令和3年度の一般就労移行者数（A）	5人	障がい福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	6人	国の指針：（A）の1.28倍以上
令和3年度就労移行支援事業利用者数（B）	2人	令和3年度において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 令和8年度就労移行支援事業利用者数	2人	国の指針：（B）の1.31倍以上
令和8年度就労移行支援事業所数（C）	0か所	市内の就労移行支援事業所の数
【目標値】 令和8年度就労定着率が5割以上の就労移行支援事業所数	0か所	国の指針：（C）の5割以上
令和3年度に就労継続支援A型事業から一般就労に移行した者の数（D）	2人	
【目標値】 令和8年度に就労継続支援A型事業から一般就労に移行する者の数	2人	国の指針：（D）の1.29倍以上
令和3年度に就労継続支援B型事業から一般就労に移行した者の数（E）	1人	
【目標値】 令和8年度に就労継続支援B型事業から一般就労に移行する者の数	1人	国の指針：（E）の1.28倍以上

令和3年度に就労定着支援事業を利用した者の数（F）	2人	
【目標値】 令和8年度に就労定着支援事業を利用する者の数	3人	国の指針：（F）の1.41倍以上

（5）相談支援体制の充実・強化のための取り組み

- 基幹相談支援センターを中心に、様々な障がい種別やニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者との連携関係を強化し、相談支援体制の充実に取り組みます。

項目	目標	備考
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	実施	

（6）障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

- 障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供していくために、県等が実施する研修の活用や適切な指導・検査体制の充実に努めます。

項目	目標	備考
障がい福祉サービス等の質の向上	実施	

2 障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策

【サービス見込み量】

各サービスの見込み量については、令和3年度から3か年の利用実績等をもとに、利用者や関係機関等からの意見を踏まえ、障がいのある方の誰もが、身近な地域で自立した生活が送れるよう見込み量を算出しました。

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
居宅介護	時間	2,302	2,306	3,025
	利用者数	172	173	174
重度訪問介護	時間	555	556	557
	利用者数	2	2	2
同行援護	時間	157	157	157
	利用者数	14	14	14
行動援護	時間	2	2	2
	利用者数	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	利用者数	0	0	0

(2) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労選択支援、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
生活介護	日数	8,012	8,151	8,290
	利用者数	439	450	462
自立訓練（機能訓練）	日数	7	7	7
	利用者数	1	1	2
就労選択支援	利用者数	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	日数	91	81	71
	利用者数	8	8	8
就労移行支援	日数	83	100	100
	利用者数	14	19	19
就労継続支援（A型）	日数	3,084	3,219	3,354
	利用者数	159	166	174
就労継続支援（B型）	日数	8,867	9,275	9,682
	利用者数	496	518	540
就労定着支援	利用者数	2	2	2
療養介護	利用者数	47	47	47
短期入所（福祉型）	日数	217	211	205
	利用者数	67	68	69
短期入所（医療型）	日数	107	151	200
	利用者数	2	3	4

(3) 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	利用者数	1	1	1
共同生活援助	利用者数	184	188	191
施設入所支援	利用者数	260	262	263
地域生活支援拠点等	設置箇所数	1	1	1

(4) 相談支援

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	利用者数	282	296	309
地域移行支援	利用者数	1	1	1
地域定着支援	利用者数	1	1	1

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	3	3	3
	参加者数	40	40	40
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価	実施回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	利用者数	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	利用者数	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	利用者数	47	47	47
精神障がい者の自立生活援助	利用者数	0	0	0
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)	利用者数	5	5	5

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数	10	10	10
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件数	12	12	12
地域の相談機関との連携強化のための取組	実施回数	18	18	18
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数、専門部会設置数	実施回数 専門部会数	2回 3部会	2回 3部会	2回 3部会

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加	参加回数	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析し、事業者と情報共有する場	開催回数	-	-	1

3 地域生活支援事業の見込み量とサービス確保のための方策

【見込み量】

各種事業の見込み量については、令和3年度から3か年の利用実績等をもとに、利用者や関係機関等からの意見を踏まえ、地域の実情に応じたサービスを提供できるよう、新規事業の導入や既存事業の拡充などにより適正な見込み量を算出しました。

(1) 理解促進研修・啓発事業

- 障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」(コミュニケーション・建物の配慮・教育環境・固定観念など)の除去や、障がいの特性に対する理解を深めるため、研修・啓発活動を効果的に実施し地域住民への働きかけを強化します。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業	回数	1	1	1

(2) 自発的活動支援事業

- 障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み(社会活動支援や地域住民等に向けた講演会や研修会の開催も含む)を支援します。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
自発的活動支援事業	実施団体	1	1	1
	回数	1	1	1

(3) 相談支援事業

- 障がい者や家族が、身近な地域において気軽に相談ができ、専門的な支援が受けられるよう、指定相談支援事業者に事業を委託し相談支援事業の充実を図ります。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
基幹相談支援センター	設置箇所	1	1	1
相談支援事業	実施箇所	9	9	9
相談支援強化事業	実施箇所	2	2	2
住宅入居等支援事業	実施箇所	1	1	1

(4) 成年後見制度利用支援事業

- 知的障がい者又は精神障がい者であり、支援を受けなければ制度利用が困難である場合に、申し立て費用や後見人報酬の全部又は一部を補助する制度ですが、制度の周知が不足しており相談件数も少ない状況にあります。高齢者の関係機関等と、成年後見制度利用促進に関する研究会により、成年後見制度の普及の推進を図ってまいります。基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を図りながら、成年後見制度利用支援事業の広報・啓発に努め、障がい者の権利擁護を図ります。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2	2	2

(5) 意思疎通支援事業

- 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業は、社会福祉協議会や障がい者団体と連携し、事業の広報に努め、登録者の増員を図るとともに、利用者ニーズに対応できる体制整備に努めます。
- 聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、一関福祉事務所内に手話通訳ができる者を配置します。
- 重症心身障がい者（児）や自閉症など、意思疎通が困難な障がいのある方が入院した場合、医療従事者とのコミュニケーション支援員として、日常的に対象者との意思疎通に熟達しているヘルパーを一時的に支援員として派遣し、入院先のスタッフとの意思疎通の円滑化を図り、本人や家族の負担軽減を図っていきます。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員・要約筆記者等派遣事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	19	20	20
手話通訳者設置事業	設置箇所	1	1	1
入院時コミュニケーション支援事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	1	1	1

(6) 日常生活用具給付事業

- 障がい者等に対し、自立生活支援用具等を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立の支援や社会参加が進むよう、適切な給付に努めます。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具	給付件数	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数	9	9	9
在宅療養等支援用具	給付件数	13	12	12
情報・意思疎通支援用具	給付件数	14	14	14
排泄管理支援用具	給付件数	3,716	3,761	3,806
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	給付件数	2	2	2

(7) 手話奉仕員養成研修事業

- 聴覚障害者等との交流活動の推進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を開催します。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員養成講座	実施箇所	1	1	1
	受講者数	8	8	8

(8) 移動支援事業

- 障がい者の社会参加の機会を確保することができるよう、外出時の移動が困難な障がい者に移動支援を行います。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
移動支援	実施箇所	4	3	3
	利用者数	18	18	18
	利用時間	450	450	450

(9) 地域活動支援センター

- 障がい者の創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進が図れるよう、地域活動支援センターの事業の充実に努めます。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
市内利用	実施箇所	4	4	4
	利用者数	315	318	322
他市町村利用	実施箇所	4	4	4
	利用者数	5	5	5

(10) 日常生活支援

①訪問入浴サービス事業

- 家庭で入浴することが困難な身体障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを提供します。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所	3	3	3
	利用者数	12	12	12

②生活訓練等事業

- 障がい特性に応じ、自立生活に必要な訓練事業や早期療育事業を、関係団体と連携し実施します。
- 在宅の精神障がい者が気軽に集い、社会参加にむけた訓練の場を提供します。
- 支援ボランティアの高齢化に伴い、新たな人材の育成及びフォローアップ事業に取り組みます。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
知的障がい者等生活訓練事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	24	24	24
視覚障がい者等生活訓練事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	25	25	25
聴覚障がい者等生活訓練事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	15	15	15

音楽療法・早期療育事業	実施箇所	4	4	4
	延べ利用者数	317	310	300
精神障がい者等生活訓練事業	実施箇所	7	7	7
	延べ利用者数	354	311	444

③日中一時支援事業

- 障がい者等の日中活動の場の確保や、家族の就労支援や一時休息的な休息を図ることができるよう、日中一時支援事業を実施します。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
日中一時支援	実施箇所	14	15	15
	利用者数	97	100	103

④巡回支援専門員整備事業

- 巡回支援専門員（幼児期特別支援コーディネーター）が、特別な支援を必要とする児童への支援内容の充実を図るため、市内の保育園等への定期巡回相談等を行い、児童の早期療育の推進を図ります。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
巡回支援専門員整備事業	実施箇所	1	1	1
	巡回回数	60	59	57

(11) 社会参加支援

①レクリエーション活動等支援事業

- 障がい者にスポーツに親しむ機会を提供するため、岩手県障がい者スポーツ大会への参加のほか、障がい種別に応じたスポーツ大会を開催します。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
スポーツ・レクリエーション教室等開催	開催回数	2	2	2

②芸術文化活動振興事業

- 障害者ふれあい交流施設「サン・アビリティーズー関」の事業を通じて、障がい者等の社会参加や相互交流の機会を提供します。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
障がい者ふれあい事業	利用者数	311	329	346
障がい者福祉まつり開催	利用者数	810	794	778

③点字・声の広報発行事業

- 文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声により、市の広報、障がい者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを提供します。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
点字・声の広報等発行	実施箇所	2	2	2
	利用者数	17	17	17

(12) 就業・就労支援

①知的障害者職親委託事業

- 知的障がい者の生活指導や技能習得訓練等を行う事業主を支援します。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
職親委託	実施箇所	1	1	1
	利用者数	2	2	2

(13) 障がい福祉人材の確保・定着

①障がい福祉人材確保奨学金補助事業

- 市内の障がい福祉サービス事業所等で働く人材を安定して確保することを目的に、市内の障がい福祉サービス事業所等に勤務する各種資格（資格：介護福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、救急救命士、保育士、精神保健福祉士、公認心理師）を有する方のうち、資格を取得するために奨学金を借り入れ、学校等で就学し現在その奨学金を返還している方を対象に奨学金返還補助を行います。

内容	単位	6年度	7年度	8年度
人材確保奨学金補助	交付者数	7	8	9

第4部

第3期障がい児福祉計画

第1章 第3期障がい児福祉計画について

1 基本方針

- 一関市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための計画として策定するものであり、「第3期障がい児福祉計画」として、「第7期障がい児福祉計画」と一体的に策定します。
- 具体的な目標値や必要なサービスの見込み量については、国の「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、地域の実情を勘案しながら設定します。
- 国の基本指針見直しの主なポイントは、次のとおりです。

① 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

2 基本的理念

- 市では、本計画と関連する「一関市子ども・子育て支援事業計画」において基本理念を「子育てに喜びを感じ、家族の絆と地域と地域で支え合うまちづくり」と明確にしています。それを踏まえながら、障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児本人にとって最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、次の点に配慮して計画の策定にあたります。

(1) 障がい児支援の提供体制の構築

- 障がい児及びその家族に対し、発達が気になる段階から継続的な支援を行うとともに、障害児通所支援及び障害児相談支援などの必要なサービスが身近な地域で提供できるように、地域における支援体制の充実を図ります。
- 障がい児及びその家族が、ライフステージごとに障がい児本人にとって最善のサービスを身近な地域で受けられるよう、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。
- 障がい児が福祉サービスを利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 特別な支援が必要な、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援を進めるため、その人数やニーズの把握に努めるとともに、保健、医療、障がい福祉、教育等の関係機関と連携を図りながらサービス提供体制の整備に努めます。

第2章 第2期障がい児福祉計画の実績について

1 令和5年度末における成果目標に対する達成状況

(1) 児童発達支援センターの設置

- 国の方針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としており、市では平泉町や関係機関と連携を図りながら、圏域での設置に向けて検討を進めましたが、施設の設備基準など様々な課題の解決が必要なため、設置には至りませんでした。

項 目	目標数値	実績見込	備 考
児童発達支援センターの設置	1か所	未設置	令和5年度末までに圏域（一関市・平泉町）で1か所整備に向けて検討

※児童発達支援センター

施設の有する児童発達支援の専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う、地域の中核的な療育支援施設。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

- 国の方針では令和5年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としていました。当市においては、保育所等訪問支援を利用できる事業所が2か所設置されており、目標を達成していますので、引き続き事業所継続について支援します。

項 目	目標数値	実績見込	備 考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2か所	2か所	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

- 国の方針では、令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としていました。当市では、既に1か所の事業所で設置されており、目標を達成しておりますので、引き続き事業所継続について支援します。

項 目	目標数値	実績見込	備 考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所	1か所	令和5年度末までに、すべての市町村において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

- 国の方針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和6年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としていました。

当市では、平成31年3月に平泉町とともに一関地区障害者地域自立支援協議会こども部会を圏域における協議の場として設置しており、本計画期間内においては、医療的ケア児支援に関するアンケートの実施や災害時の支援体制構築に向けた取り組みを行いました。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置するため、岩手県が主催する養成研修へ職員を派遣し人材育成に取り組みました。

2 障がい児福祉サービスの見込み量に対する達成状況

●障がい児を対象とした福祉サービスは、児童福祉法に基づいて提供され、市町村では障がいの特性や年齢、保護者の状況などを踏まえて、障害児通所支援等のサービスを提供しています。

●各サービスの達成状況は次のとおりです。

(各年度末現在 単位：日・人/月)

サービス種別	単位	3年度		4年度		5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	日数	216	233	216	256	216	215
	利用者数	84	97	84	110	84	107
放課後等デイサービス	日数	1,761	1,936	1,824	1,824	1,889	1870
	利用者数	177	193	187	192	197	190
保育所等訪問支援	日数	25	26	25	30	25	37
	利用者数	24	26	24	29	24	36
障害児相談支援	利用者数	74	75	76	75	78	96
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	—	0	—	0	—	0
福祉型児童入所施設	利用者数	10	0	10	0	10	0
医療型児童入所施設	利用者数	12	0	12	0	12	0

各サービスにおいて、年々ニーズの高まりとともに利用者数が伸びています。しかし、事業所の所在が一関地域に偏在していることから、障がい児とその保護者が利用しやすい環境の整備・社会資源の確保が必要です。

第3章 第3期における成果目標の設定とサービスの見込み量

1 第3期計画における成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置

- 第2期計画における国の方針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としていましたが、当圏域においては設置には至りませんでした。

第3期計画においても、国県の制度等の情報収集を図り、社会資源の掘り起こしや働きかけを行うとともに、一関地区障害者地域自立支援協議会をはじめとする関係機関との連携を図りながら、圏域での設置に向けて引き続き検討します。また、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を圏域で整備できるように検討します。

項目	目標数値	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	国の指針に基づき、圏域（一関市・平泉町）で1か所整備に向けて検討

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

- 国の方針では令和8年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

当市では、保育所等訪問支援を利用できる事業所が2か所あり、目標を達成していますので、事業所継続について引き続き支援します。

項目	目標数値	備考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2か所	2か所整備済み (事業所継続に向けて支援していく)

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

- 国の方針では令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。当市では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用できる事業所が1か所あり、目標を達成していますので、事業所継続について引き続き支援してまいります。

項 目	目標数値	備 考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所	1か所整備済み (事業所継続に向けて支援していく)

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 国の方針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること、及び医療的ケア児に関するコーディネーターを各市町村に配置することを基本としています。

当市では、平成31年3月に平泉町とともに一関地区障害者地域自立支援協議会こども部会を圏域における協議の場として設置しており、今後も継続して関係機関等と連携し、医療的ケア児の健やかな成長とその家族の負担軽減に向けた取り組みを行ってまいります。

また、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については、市単独での配置とあわせ支援体制の充実に努めます。

項 目	目標数値	備 考
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	1人	市単独での配置をする

2 障がい児福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策

【見込み量】

障害児通所支援等のサービス見込み量は、令和3年度から令和5年度までの利用実績や増減傾向を踏まえて算出しています。

(1) 障害児通所支援

- 児童発達支援は、乳幼児健診や各種事業から早期療育が望ましい児童を把握し、サービス利用につながるよう関係機関との連携を強化していきます。
- 放課後等デイサービスは、児童の状態像を把握し、適切なサービスを受けることで放課後や長期休暇における療育の場を確保できるよう関係機関と調整していきます。
- 保育所等訪問支援は、児童が安定して保育所等へ通えるように訪問支援の受け入れ体制を支援します。
- 障がい児の計画相談支援は、すべての児童に定着するよう相談支援専門員との連携に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度に新設された事業で、重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う事業です。今後、市内におけるニーズの把握を進めるとともに、必要な方が利用できるよう関係機関とともに検討してまいります。

(各年度末現在 単位：日・人/月)

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
		計画	計画	計画
児童発達支援	日数	250	254	258
	利用者数	104	105	107
放課後等デイサービス	日数	2062	2140	2217
	利用者数	214	223	232
保育所等訪問支援	日数	33	35	37
	利用者数	32	34	36
障害児相談支援	利用者数	81	83	86
居宅訪問型児童発達支援 ※	利用者数	—	—	—
福祉型児童入所施設※	利用者数	—	—	—
医療型児童入所施設	利用者数	1	1	1

※現時点で当圏域内に対応できる事業所はなく、市で支給決定した実績もないことから、見込み量設定は未定です。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

- 国の方針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターを各市町村に配置することを基本としています。市では、県が主催する養成研修へ保健師や保育士など受講資格を持つ職員を派遣し、コーディネーターの設置を進めます。

サービス種別	単位	6年度	7年度	8年度
		計画	計画	計画
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	配置人数	1	1	1

参 考

○障害児通所支援	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的な支援が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童に、生活能力向上のための訓練等を提供し自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを支援する。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等の職員に対して、児童が集団生活になじめるように専門的な助言を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

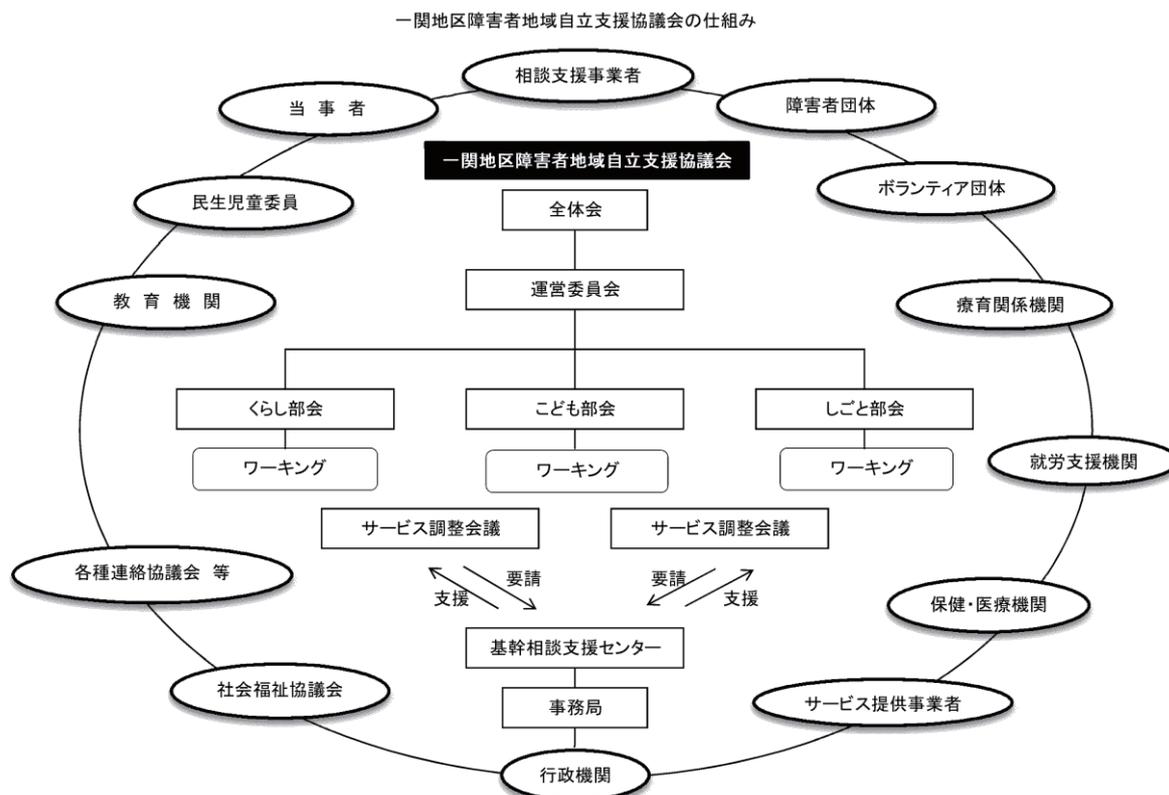
第5部

計画の推進

第1章 計画の推進体制

- これらの計画は、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し共に支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とし、誰もが等しくいきいきとその人らしい暮らしができる地域社会の実現を目指すため施策を推進するものです。
- この計画の推進にあたっては、市、関係機関のみならず、市民、企業、サービス事業者、障がい者団体等の地域社会を構成しているすべての力を結集し、それぞれの役割を積極的に果たしながら互いに連携・協働して取組んでいくことが必要です。
- 市においては、庁内関係部局をはじめ全庁的に障がい者福祉施策の総合的な推進を図るとともに、障がい福祉関係団体等の意見を聴きながら施策の推進にあたります。
- 一関地区障害者地域自立支援協議会において、計画の進捗状況の点検や評価を行うとともに、地域の課題については、協議会の各専門部会において対応策を検討し、計画の着実な進展を目指します。
- また、近隣市町と協力し、広域的な調整を図りながら施策を推進して参ります。

【計画の推進体制図】



資料 ～アンケート調査概要報告～

1 調査の概要

(1) アンケート調査の目的

一関市障がい者福祉計画の策定にあたり、障がい者（児）の日常生活、就労、社会参加等の状況やニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料とする。

(2) 実施期間

令和5年3月17日～3月31日

(3) 対象者

対象者人数は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病患者の10%とし、対象者は、居住地域、障がい種別・等級・年齢構成等を考慮し無作為に抽出しました。

- ① 身体障がい者（児） 503人
- ② 知的障がい者（児） 132人
- ③ 精神障がい者 115人

※難病患者は上記①～③に含む

合計 750人

(4) 配付・回収方法

郵送によるアンケート用紙の配付・回収をおこないました。

(5) 回収状況

- ① 身体障がい者（児） 242人（回収率：48.1%）
- ② 知的障がい者（児） 73人（回収率：55.3%）
- ③ 精神障がい者 64人（回収率：55.6%）

※難病患者は上記①～③に重複 7人

- ④ 回答なし 15人

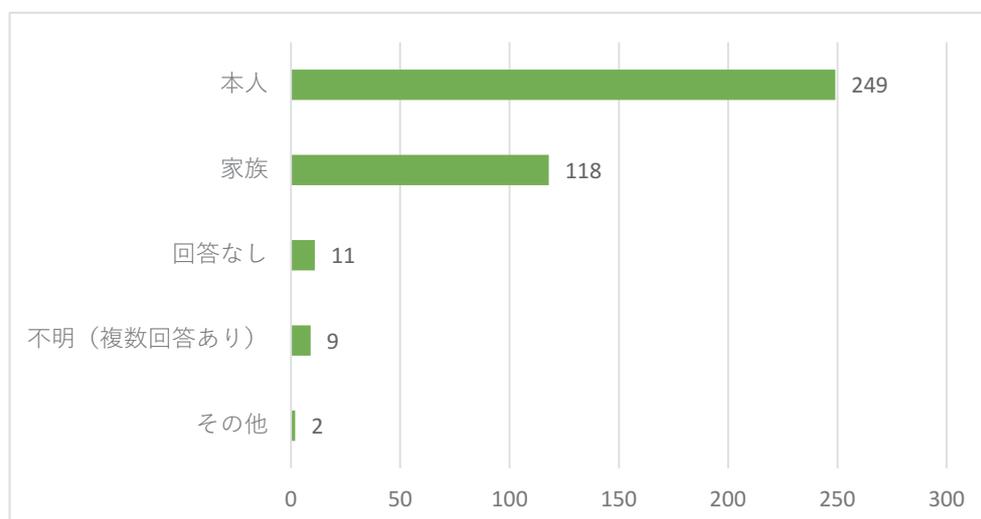
※各手帳の重複所持者あり

回答者合計 389人（回収率 51.8%）

2 調査結果

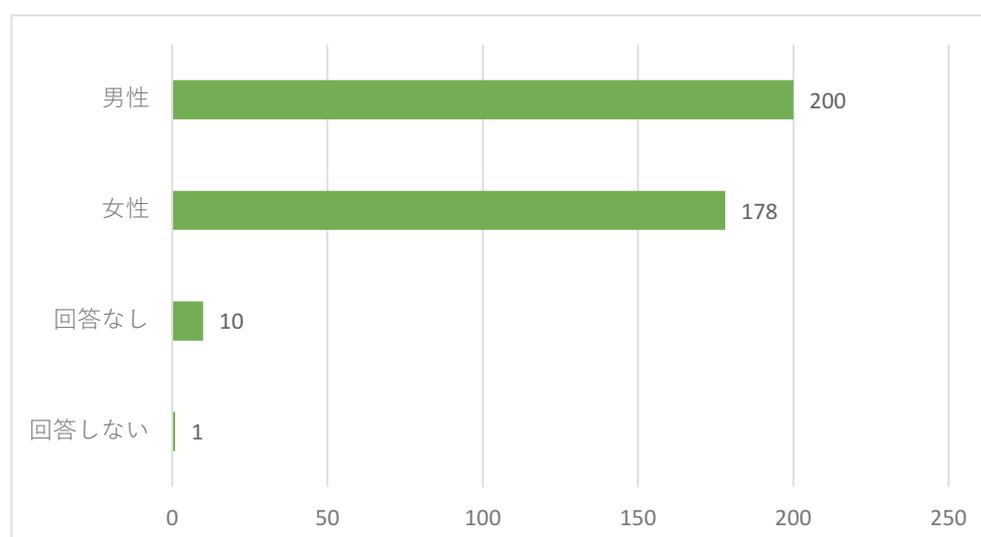
問1 アンケートにお答えいただくのはどなたですか。

回答は、389人からあり、そのうち249人（64.0%）が「本人」からの回答となっています。



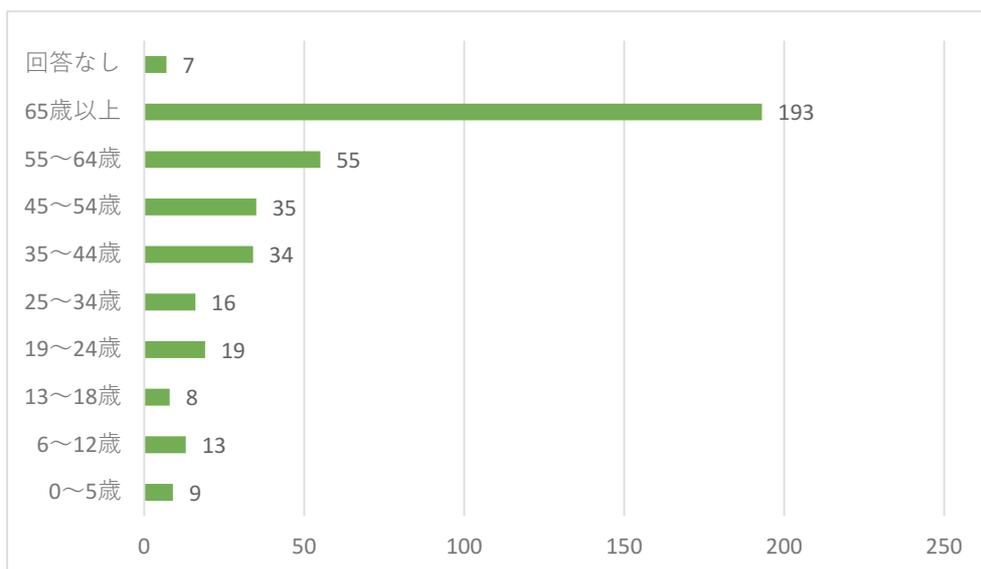
問2 性別を教えてください。

性別は、回答いただいた389人のうち200人（51.4%）が「男性」となっています。



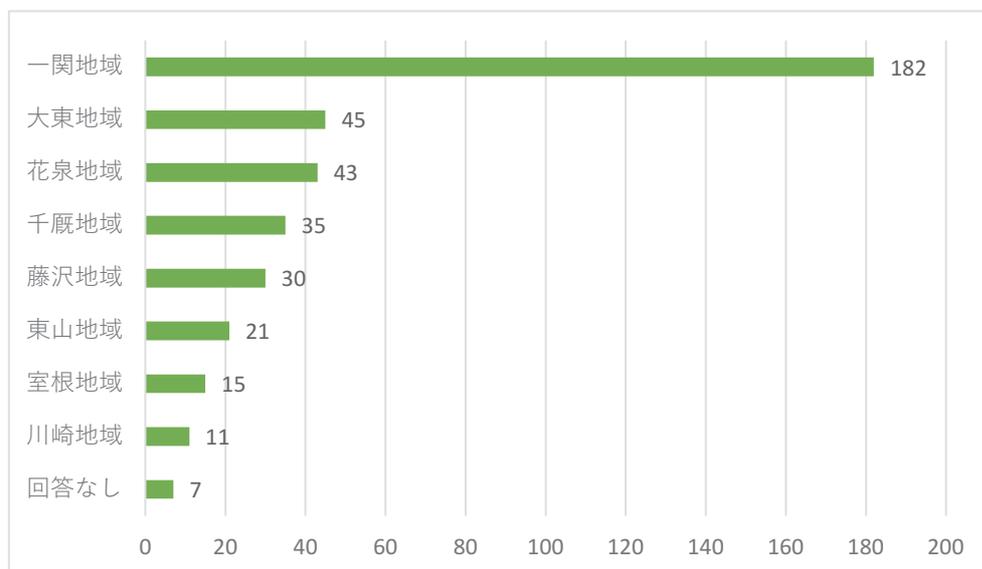
問3 年齢を教えてください。

年齢は、回答いただいた389人のうち193人（49.6%）が「65歳以上」となっています。



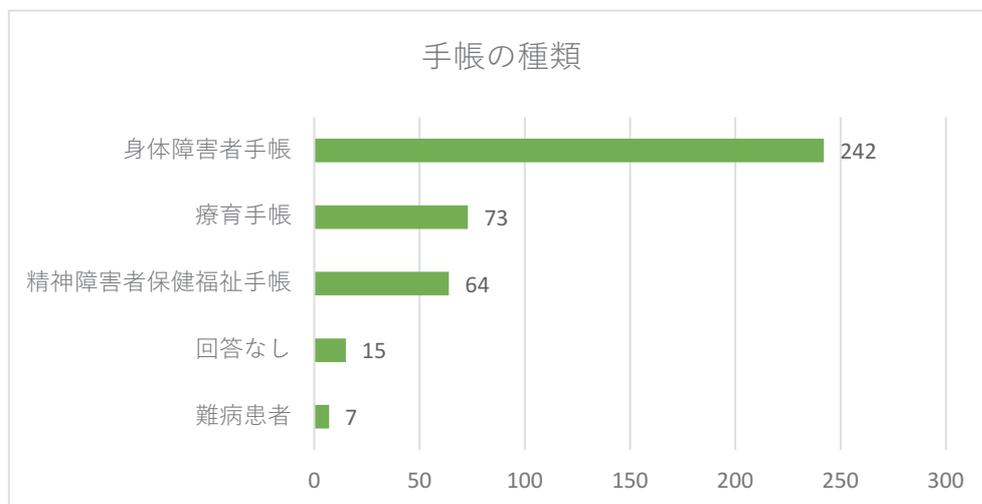
問4 お住まいの地域はどちらですか。

回答者のお住まいの地域は、回答いただいた389人のうち182人（46.8%）が「一関地域」となっています。

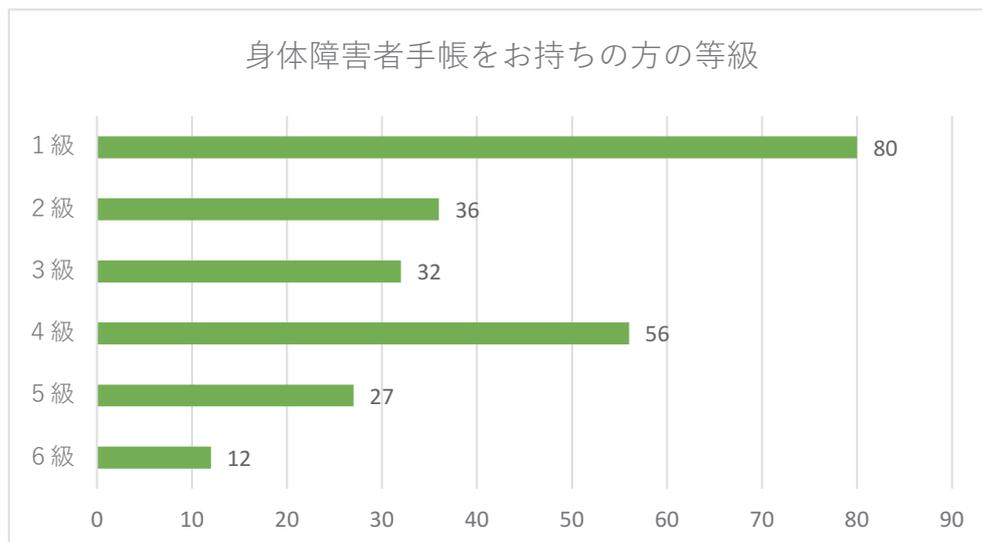


問5 お持ちの手帳等を教えてください。

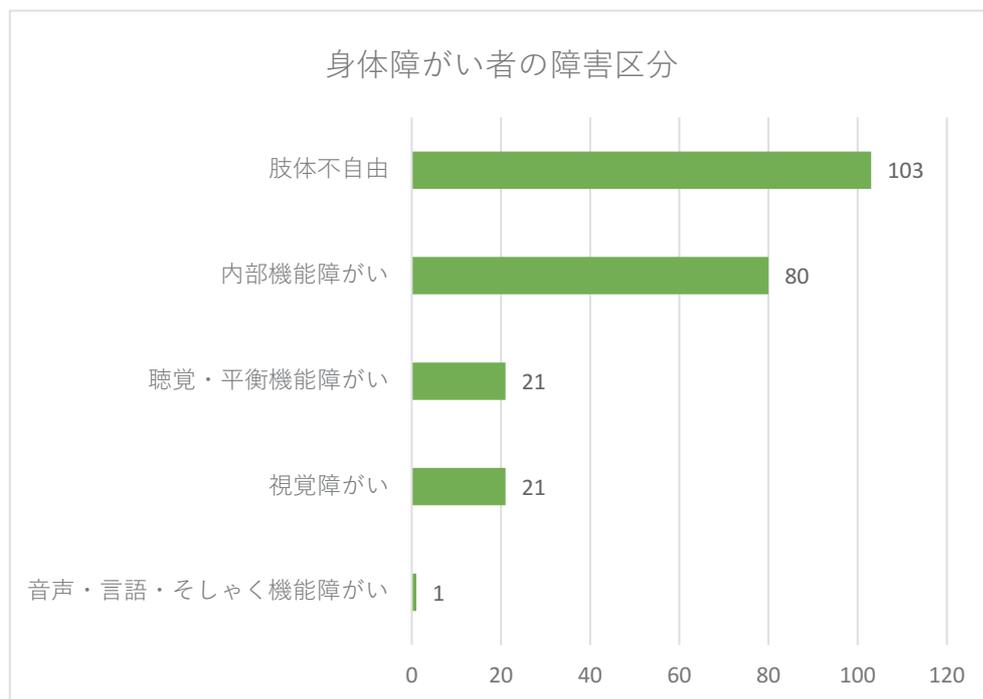
手帳の種類は、回答いただいたうち身体障害者手帳の所有者が242人（60.3%）となっている。



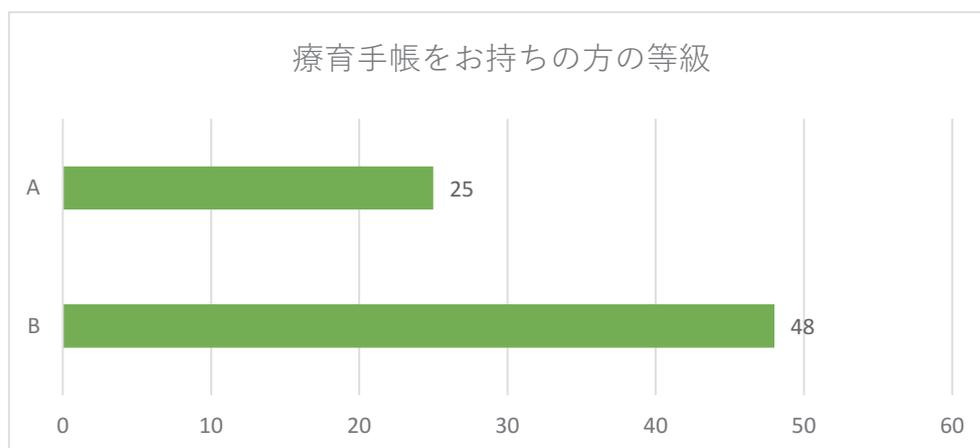
身体障害者手帳をお持ちの方の等級は、1級の方が80人（32.9%）、4級の方が56人（23.0%）となっています。



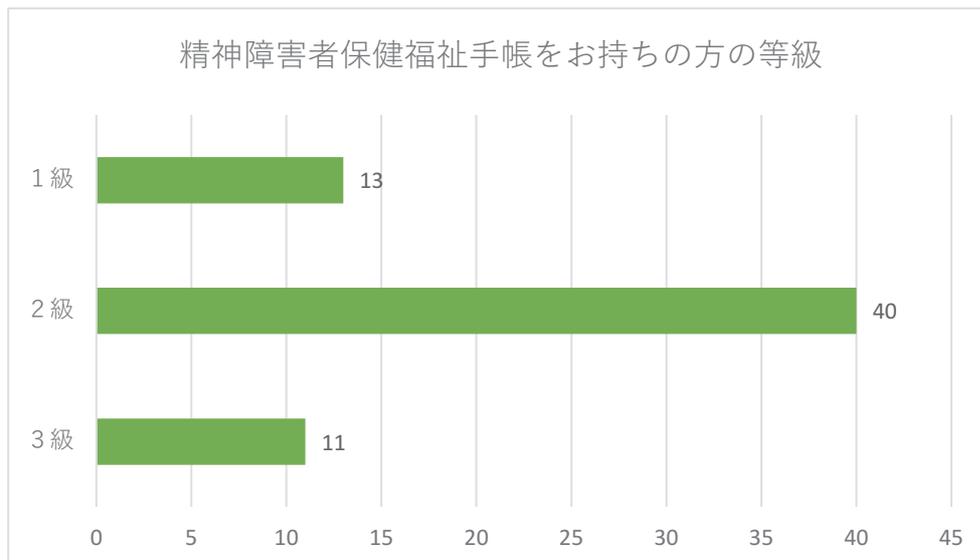
身体障がい者の障害区分は、肢体不自由が103人（66.9%）、内部機能障がいが80人（51.9%）となっています。



療育手帳をお持ちの方の等級は、48人（65.8%）が「B」となっています。

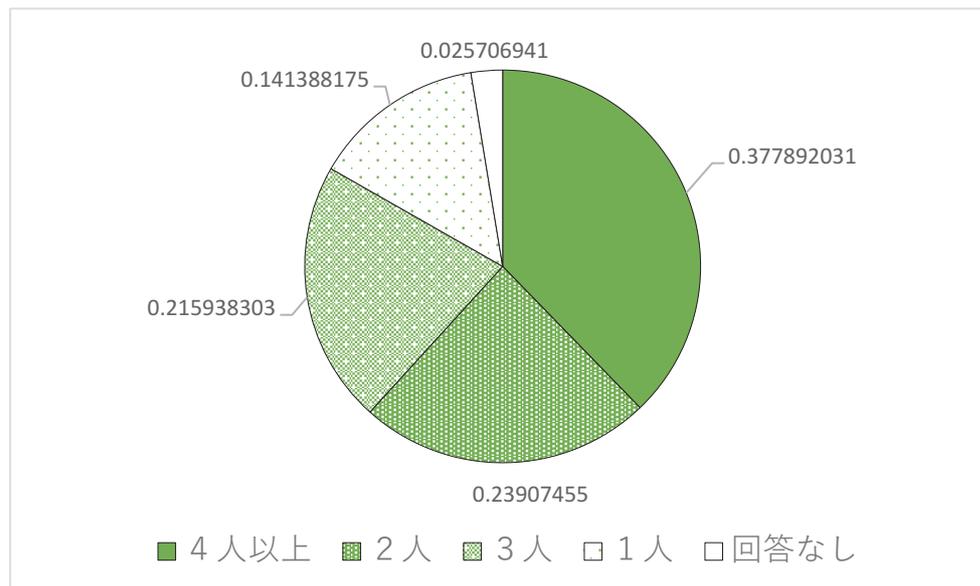


精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の等級は、2級が40人（62.5%）となっています。



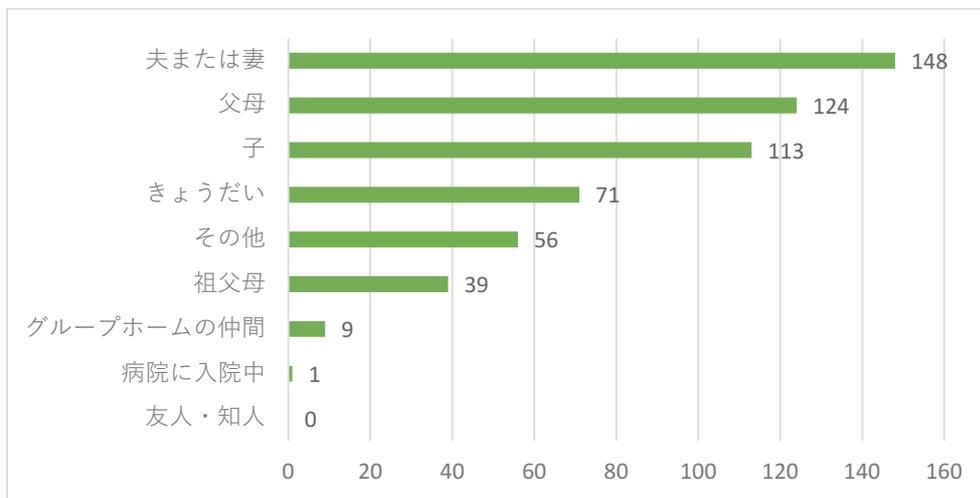
問6 あなたを含め何人で暮らしていますか。

世帯の人数は、回答いただいた389人のうち147人（37.8%）が「4人以上」、93人（23.9%）が「2人」、84人（21.6%）が「3人」となっており複数人で暮らしている世帯は324人（83.3%）となっています。一方、「1人」暮らしの世帯は55人（14.1%）となっています。



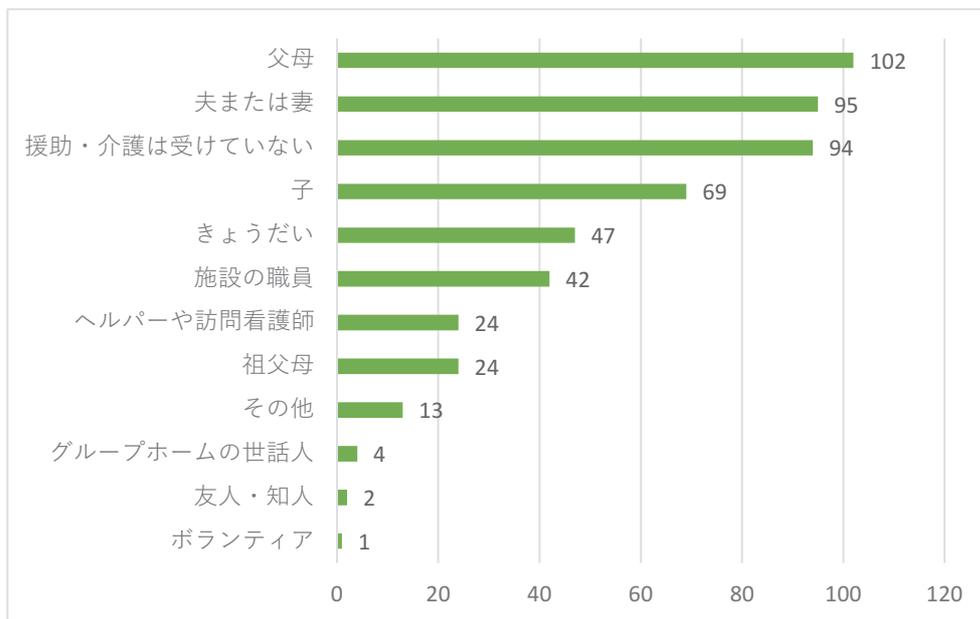
問7 一緒に暮らしている方はどなたですか。（複数回答）

一緒に暮らしている方は、「夫婦」の割合が高く、次いで「父母」の割合が高くなっています。



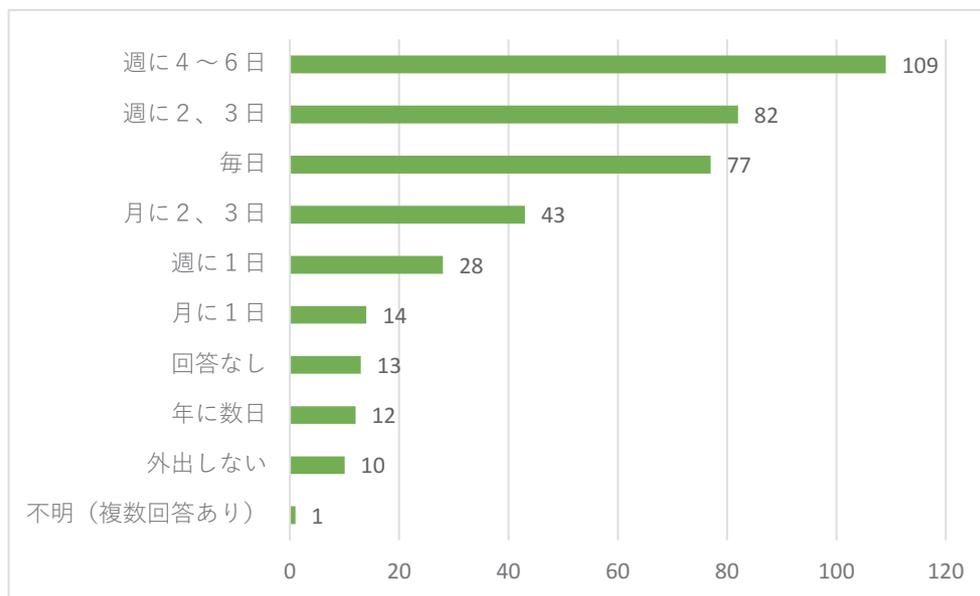
問8 あなたを援助・介護しているのはどなたですか。（複数回答）

援助・介護している人は、「父母」の割合が高く、次いで「夫・妻」の割合が高くなっています。



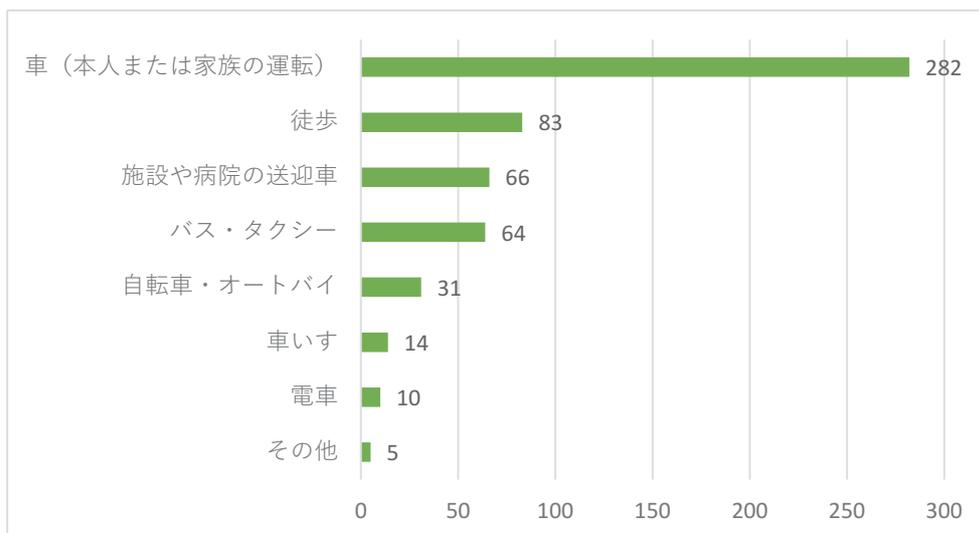
問9 外出の頻度を教えてください。（通学、通勤、通所、通院などを含みます。）

外出の頻度は、回答いただいた389人のうち109人（28.0%）が「週に4～6日」、82人（21.1%）が「週に2、3日」となっています。



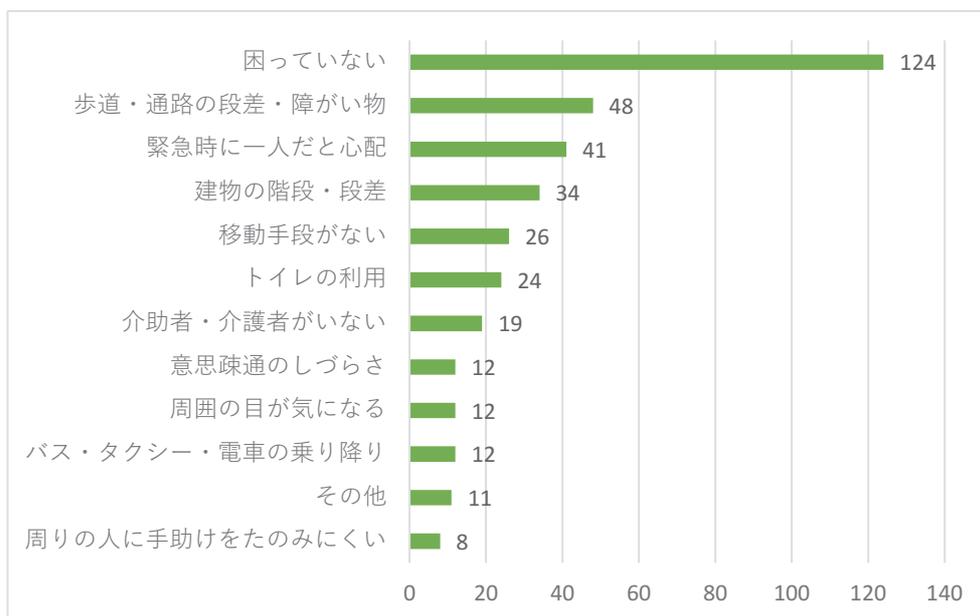
問10 外出するときのおもな交通手段は何ですか。（複数回答）

交通手段は、「車（本人または家族の運転）」の割合が高く、次いで「徒歩」の割合が高くなっています。



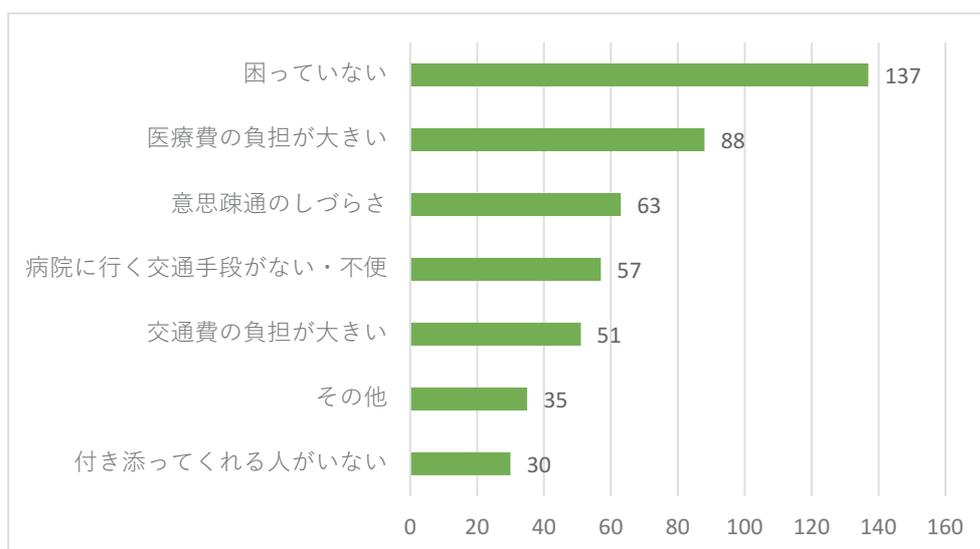
問11 外出するときに困っていることは何ですか。（複数回答）

外出するときに困っていることは、「困っていない」の割合が高いが、一方で「歩道・通路の段差・障がい物」や「緊急時に一人だと心配」の割合が高くなっています。



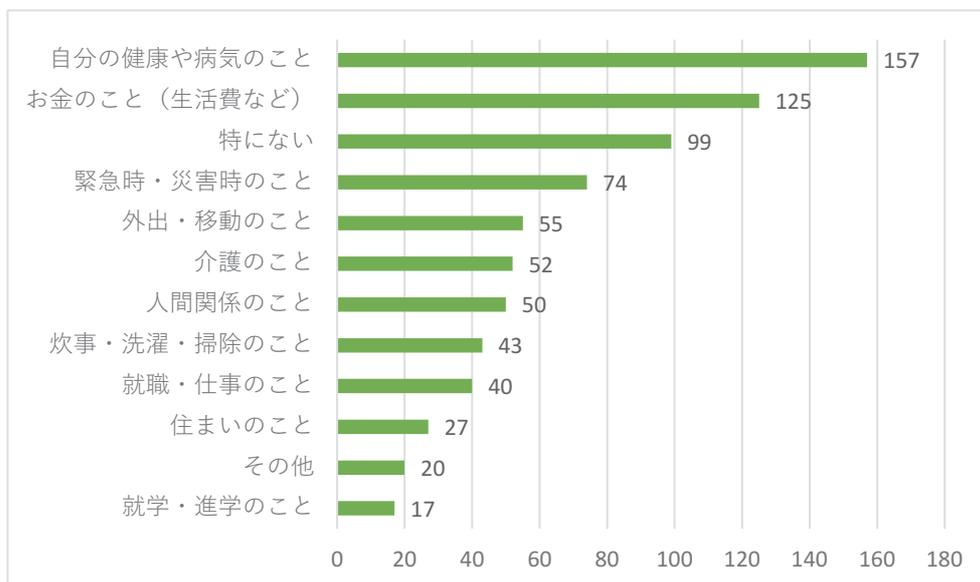
問12 医療を受けるときに困っていることは何ですか。（複数回答）

医療を受けるときに困っていることは、「困っていない」の割合が高いが、一方で「医療費の負担が大きい」や「意思疎通のしづらさ」の割合が高くなっています。



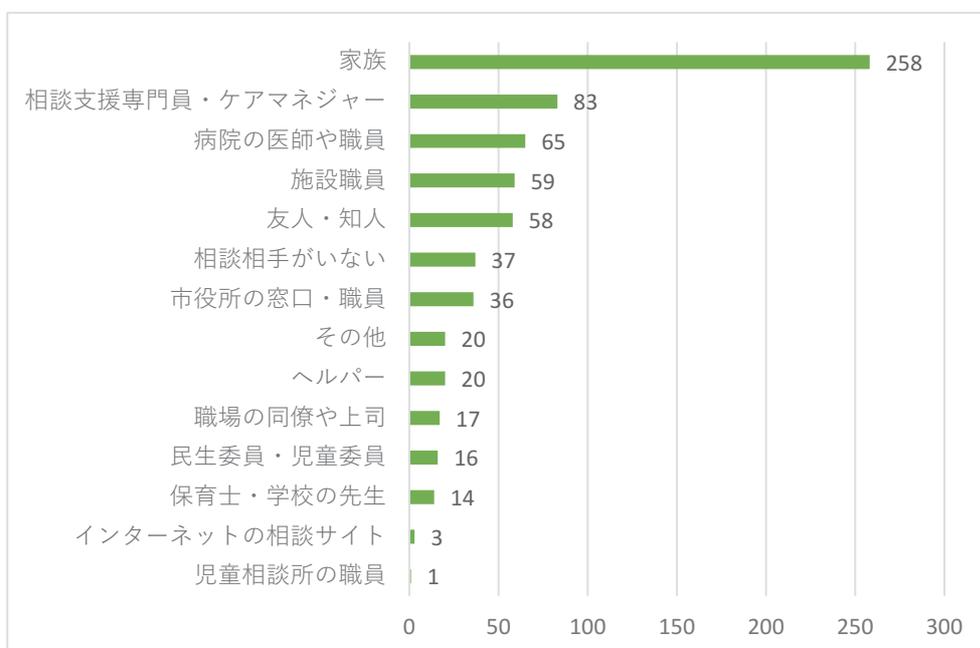
問13 あなたは、悩めることや相談したいことがありますか。（複数回答）

悩めることや相談したいことは、「自分の健康や病気のこと」の割合が高く、次いで「お金のこと（生活費など）」の割合が高くなっています。



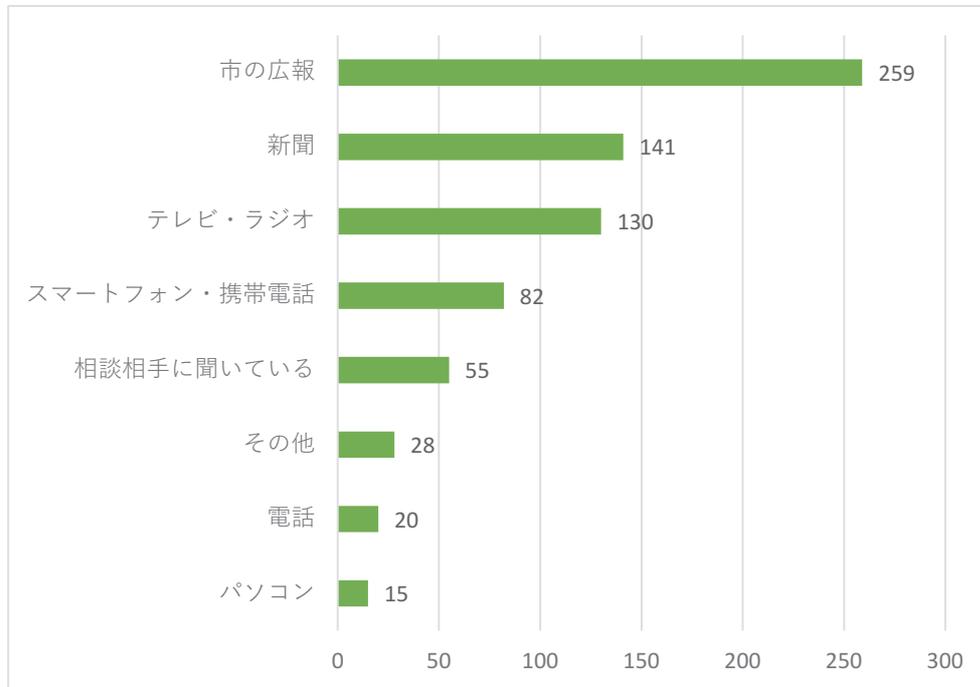
問14 悩んでいることを相談する相手（機関）は誰（どこ）ですか。（複数回答）

悩んでいることを相談する相手（機関）は、「家族」の割合が最も高く、次いで「相談支援専門員・ケアマネジャー」や「病院の医師や職員」の割合が高くなっています。



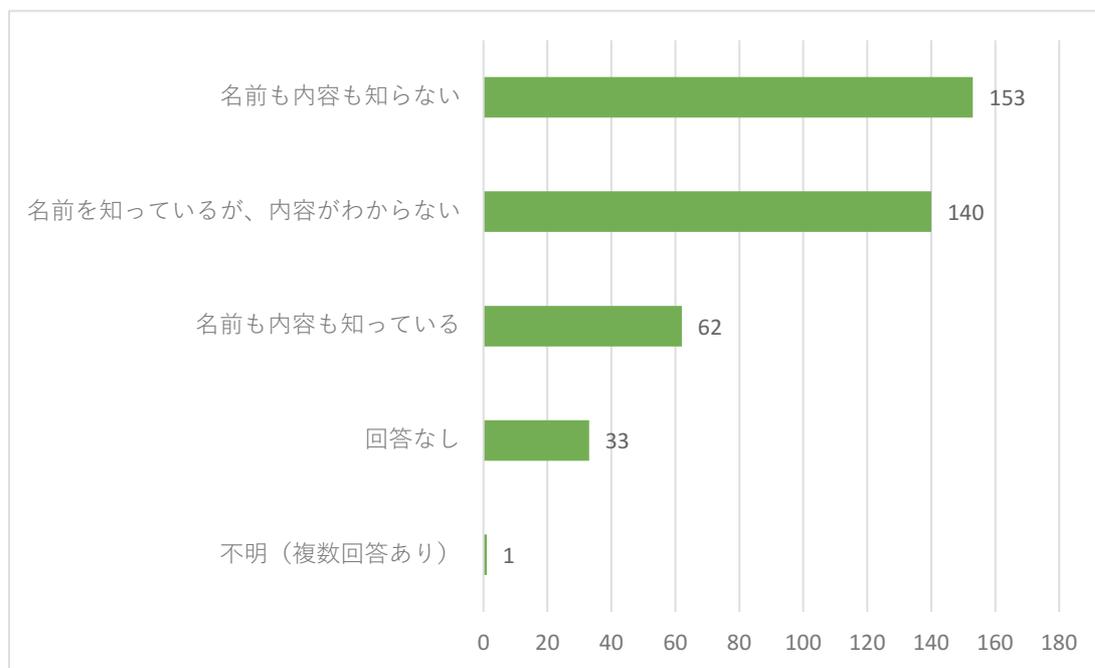
問15 あなたが一関市の情報を知るときの手掛かりは何ですか。（複数回答）

一関市の情報を知るときの手掛かりは、「市の広報」の割合が最も高く、次いで「新聞」や「テレビ・ラジオ」の割合が高くなっています。



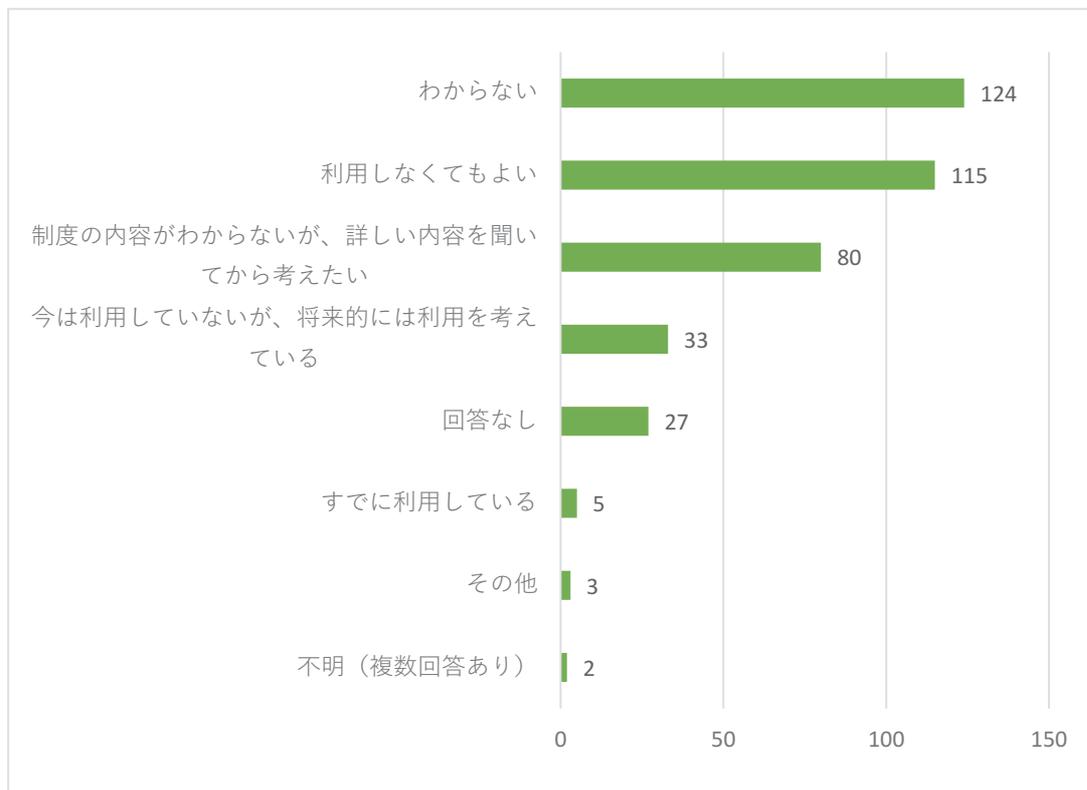
問16 知的障がいや精神障がいなどの理由により、自分で判断することが難しい方の財産を守る制度で「成年後見制度」というものがあります。あなたは、その制度を知っていますか。

「成年後見制度」を知っている方は、回答いただいた389人のうち153人（39.3%）が「名前も内容も知らない」、140人（36.0%）が「名前を知っているが、内容がわからない」となっています。



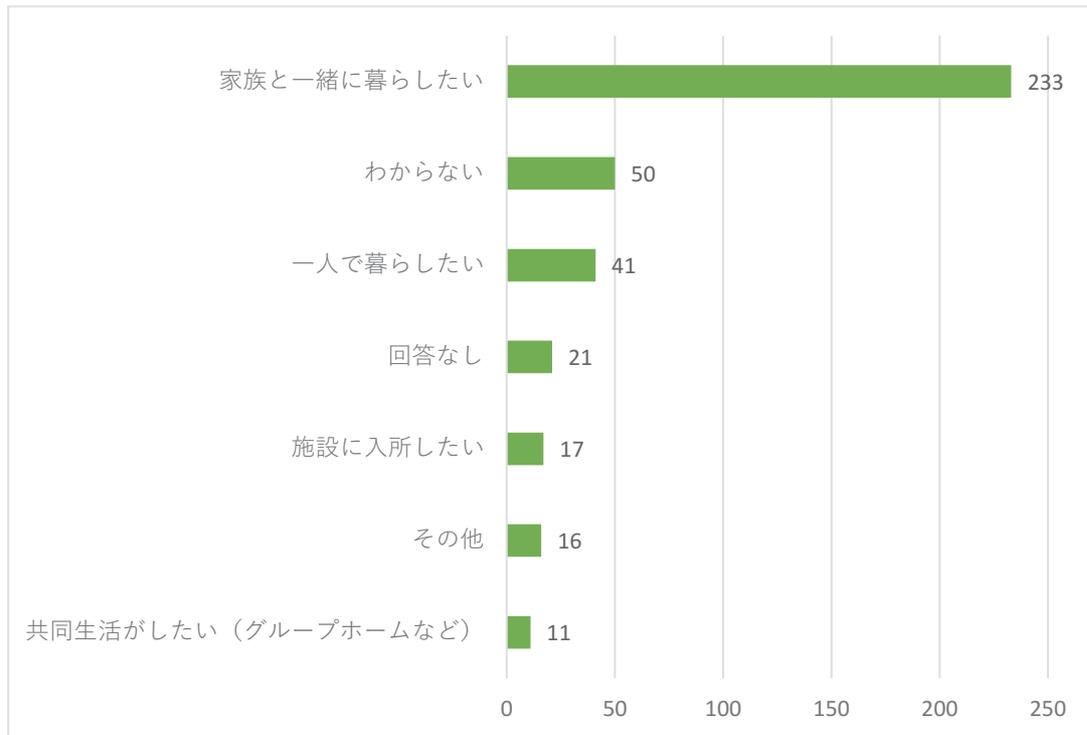
問17 あなたは、成年後見制度を利用したいと思いますか。

成年後見制度を利用したいと思うかは、回答いただいた389人のうち「利用しなくてもよい」は115人（29.6%）となっており、「今は利用していないが、将来的には利用を考えている」、「制度の内容がわからないが、詳しい内容を聞いてから考えたい」の合計は113人（29.0%）となっています。



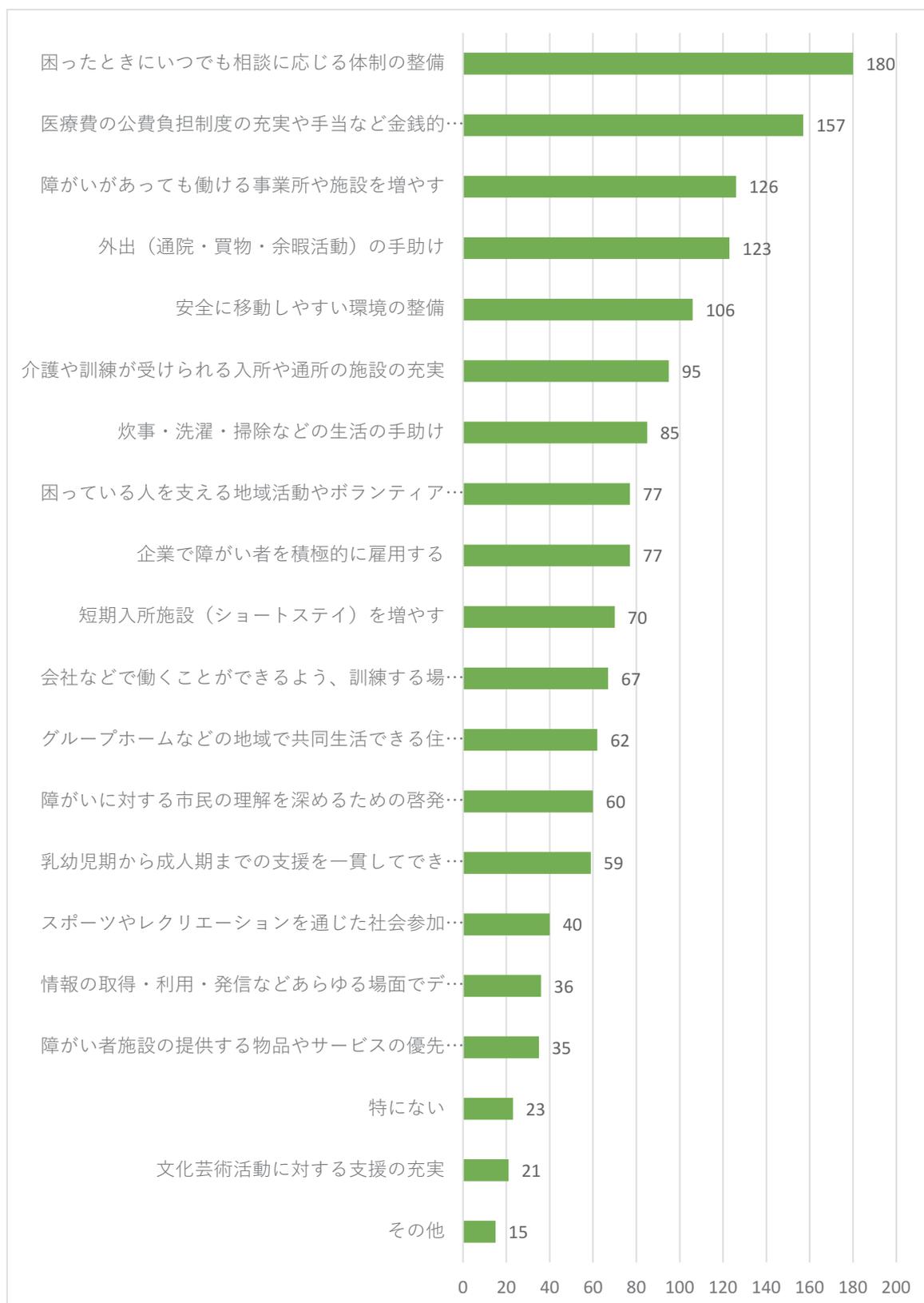
問18 これからどのように暮らしたいですか。

これからどのように暮らしたいかは、回答いただいた389人のうち233人（59.9%）が「家族と一緒に暮らしたい」、50人（12.9%）が「わからない」となっています。



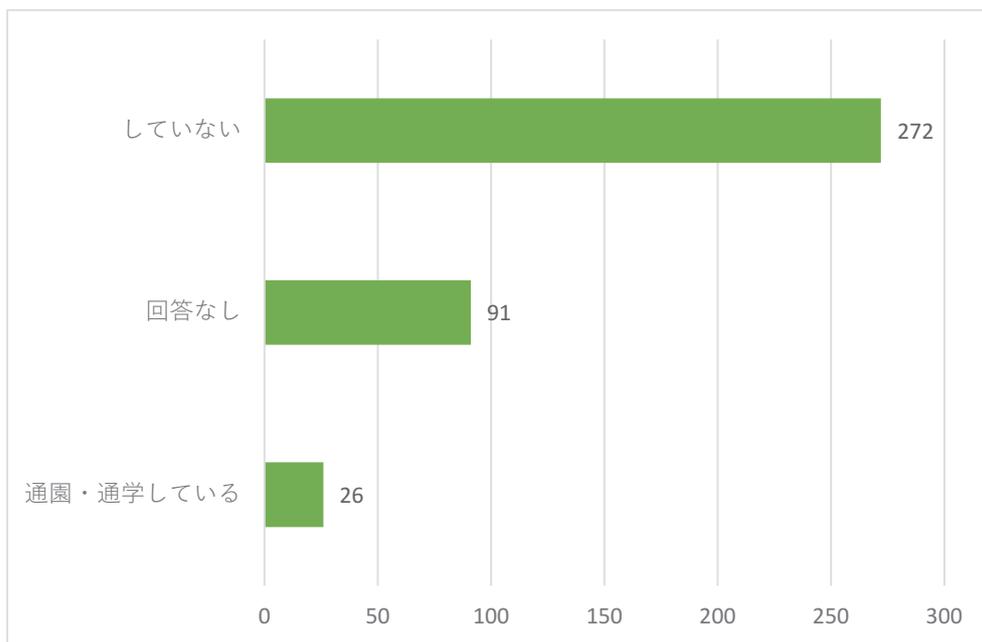
問19 暮らしやすい社会をつくるために力を入れてほしいことは何ですか。（複数回答）

暮らしやすい社会をつくるために力を入れてほしいことは、「困ったときにいつでも相談に応じる体制の整備」の割合が最も高く、次いで「医療費の公費負担制度の充実や手当など金銭的な援助を増やす」の割合が高くなっています。



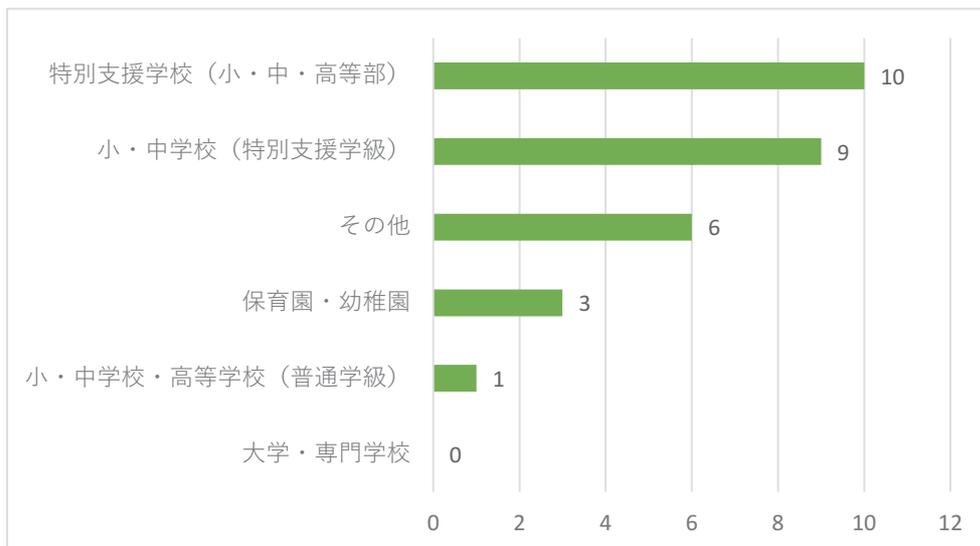
問20 あなたは現在、通園・通学していますか。

通園・通学している方は、回答いただいた389人のうち26人（6.7%）となっています。



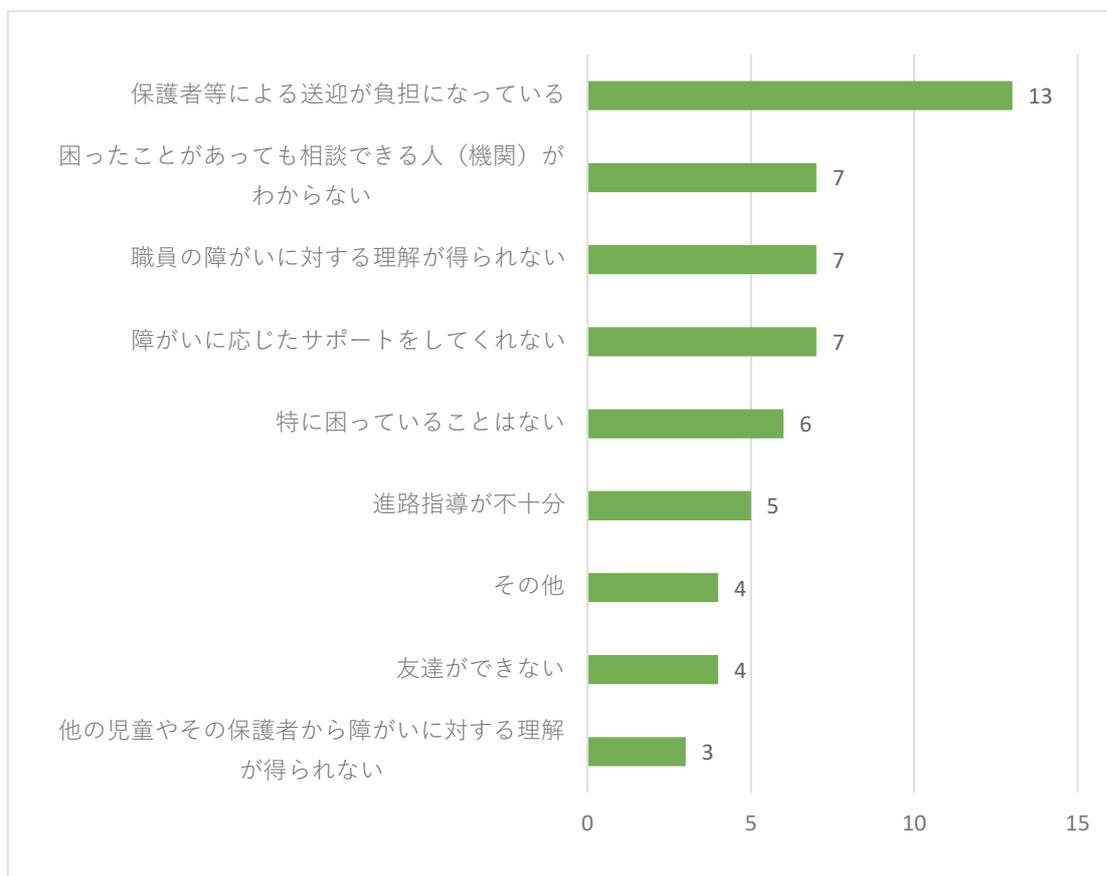
問21 通園・通学しているところはどこですか。

通園・通学しているところは、「特別支援学校（小・中・高等部）」、「小・中学校（特別支援学級）」の割合が高くなっています。



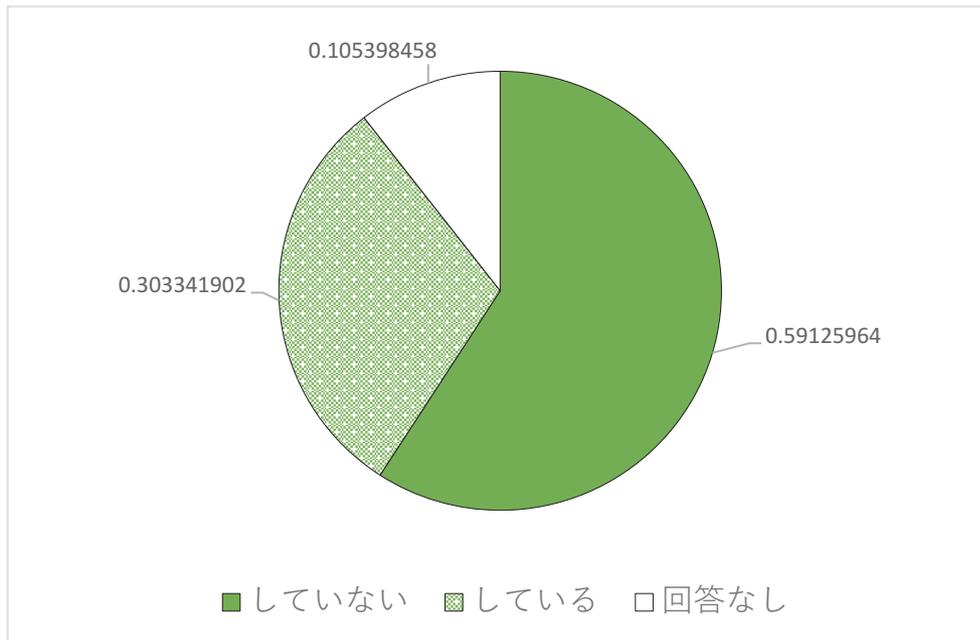
問22 通園・通学して困っていることは何ですか。（複数回答）

通園・通学して困っていることは、「保護者等による送迎が負担になっている」の割合が最も高く、次いで「困ったことがあっても相談できる人（機関）がわからない」、「職員の障がいに対する理解が得られない」、「障がいに応じたサポートをしてくれない」の割合が高くなっています。



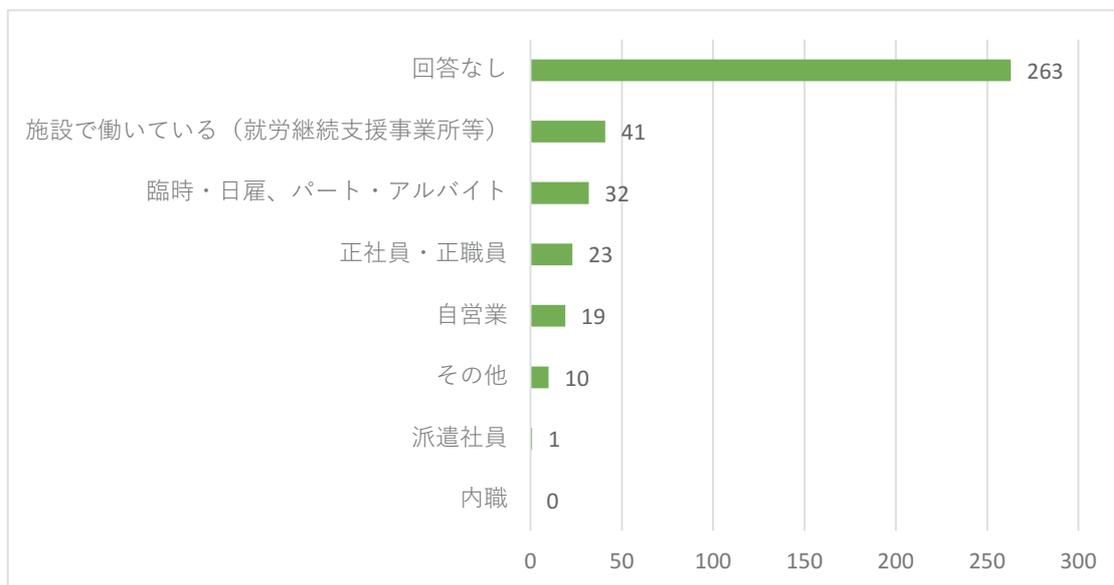
問23 あなたは、現在仕事をしていますか。

現在仕事をしているかは、回答いただいた389人のうち230人（59.1%）が「していない」、118人（30.3%）が「している」となっています。



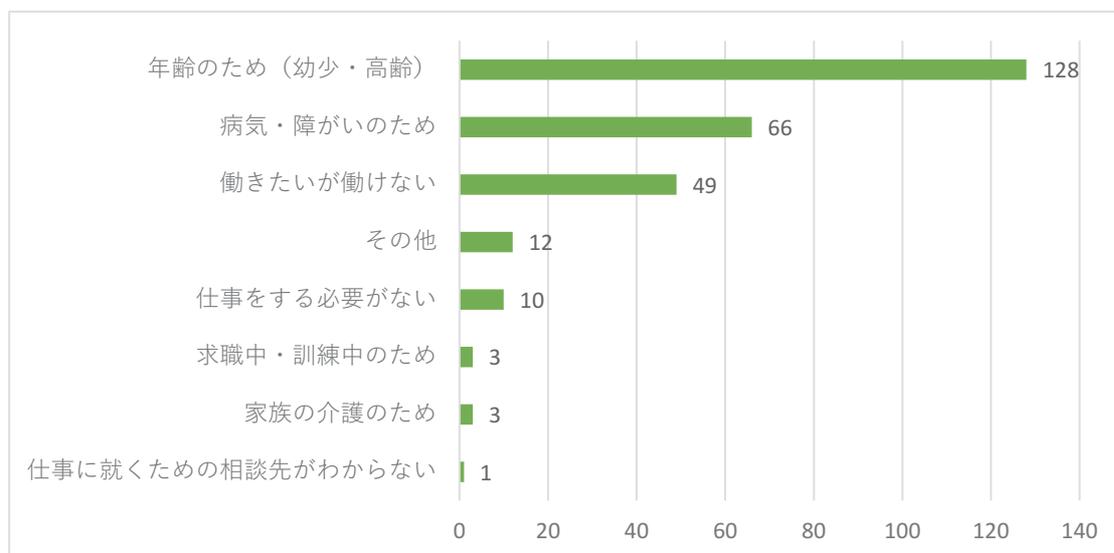
問24 あなたの就労形態は何ですか。

就労形態は、「施設で働いている（就労継続支援事業所等）」の割合が最も高く、次いで「臨時・日雇、パート・アルバイト」の割合が高くなっています。

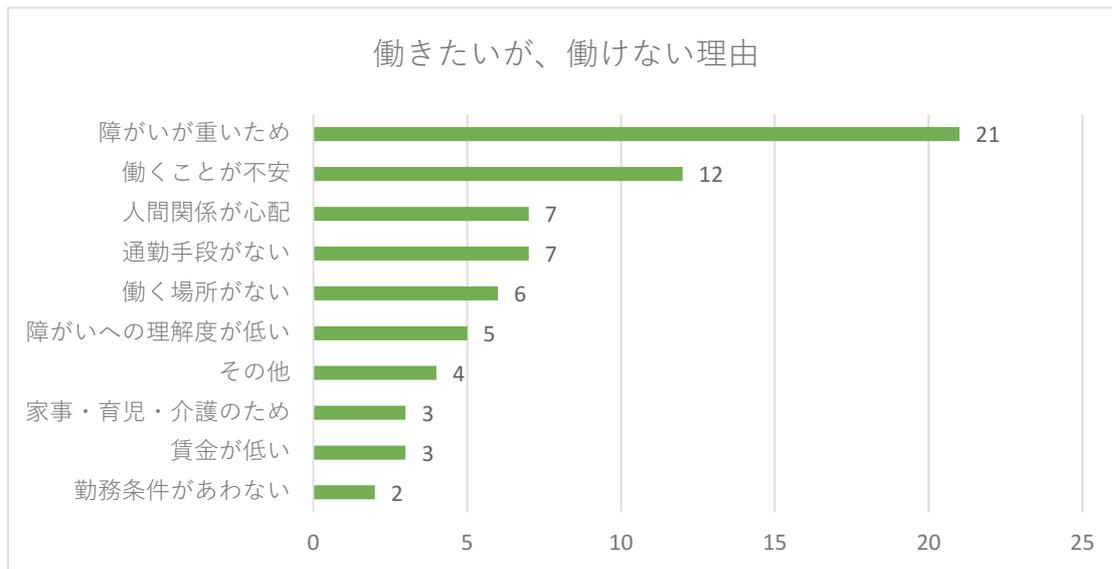


問25 働いていない理由は何ですか。

働いていない理由は、「年齢のため（幼少・高齢）」の割合が最も高く、次いで「病気・障がいのため」や「働きたいが働けない」の割合が高くなっています。

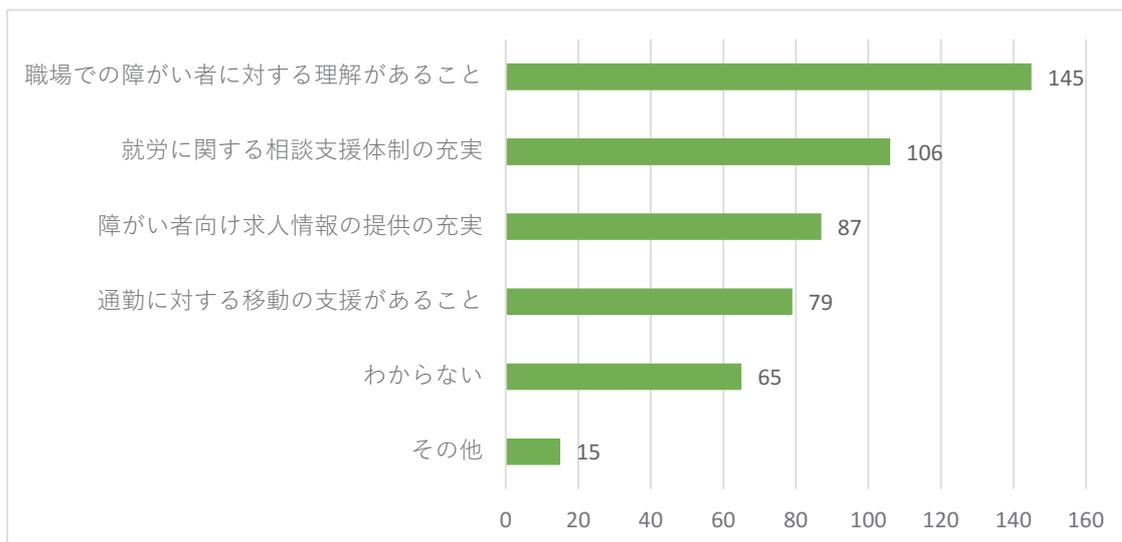


働きたいが、働けない理由は、「障がいがあるため」、「働くことが不安」の割合が高くなっています。



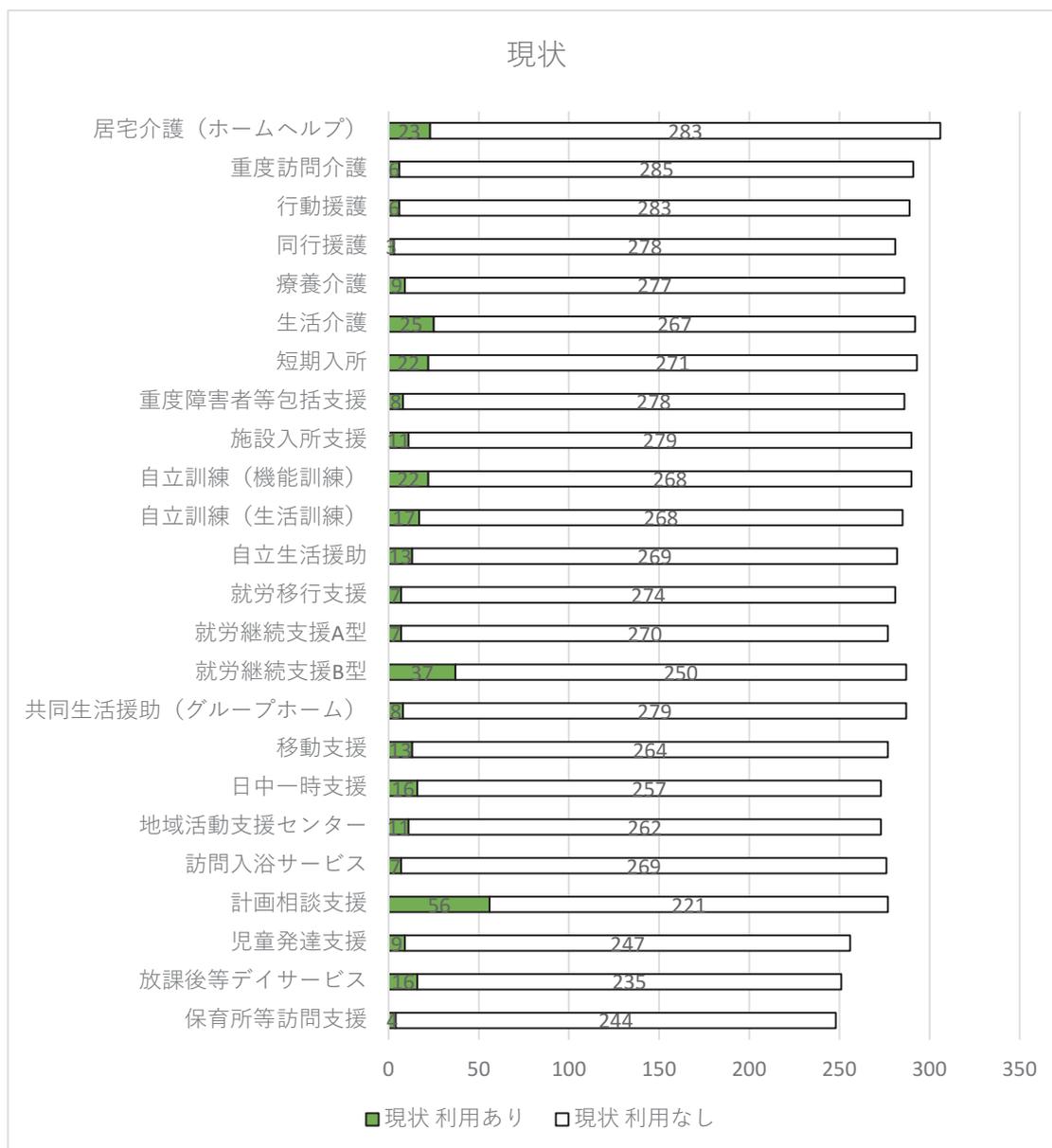
問26 障がいのある人が就労するために、どのようなことが必要ですか。（複数回答）

障がいのある人が就労するために、どのようなことが必要かは、「職場での障がい者に対する理解があること」の割合が最も高く、次いで「就労に関する相談支援体制の充実」の割合が高くなっています。

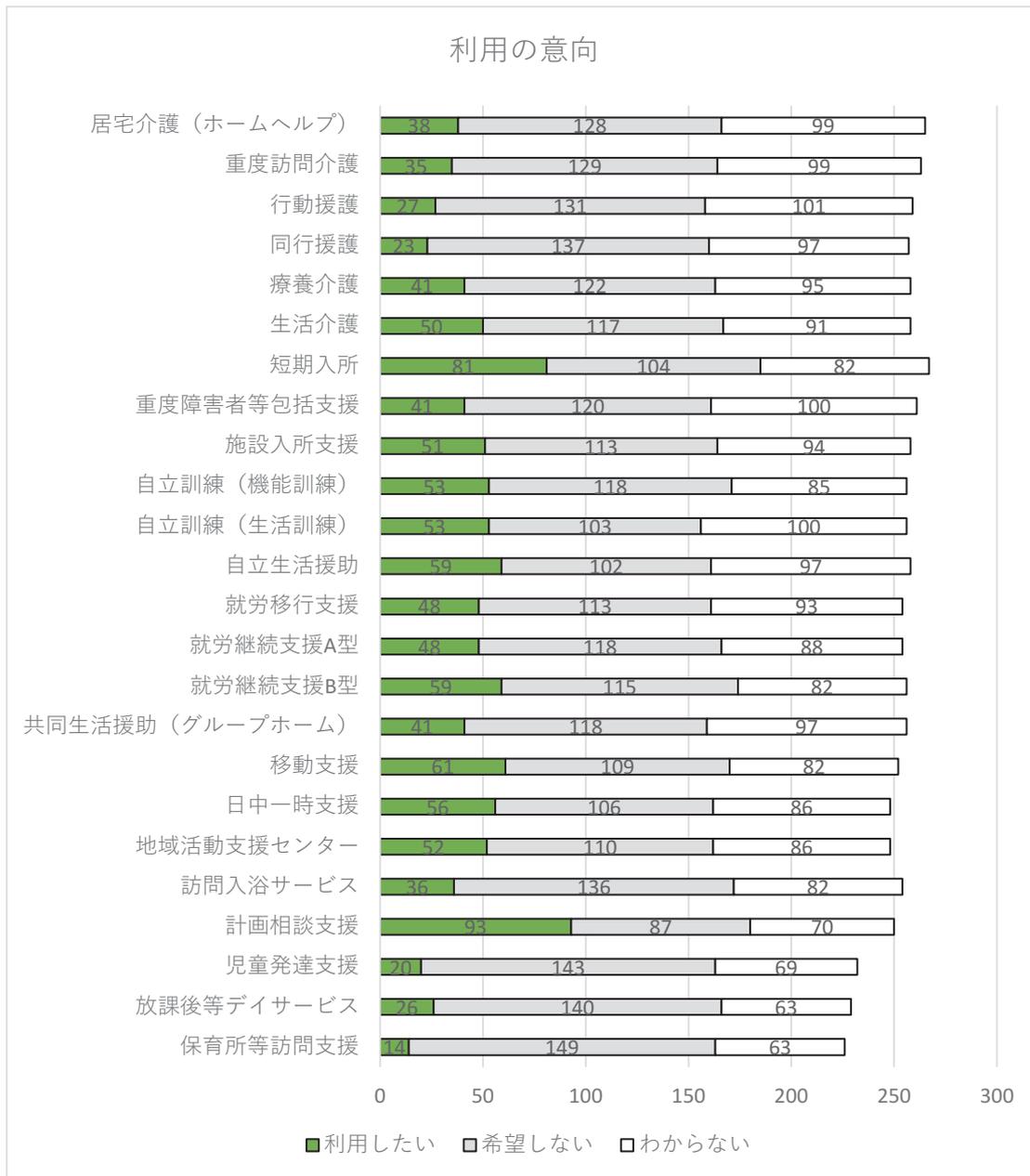


問27 現在利用しているサービスや今後利用したいサービスについて、教えてください。

現在利用しているサービスは、「計画相談支援」の割合が最も高く、次いで「就労継続支援B型」や「生活介護」の割合が高くなっています。

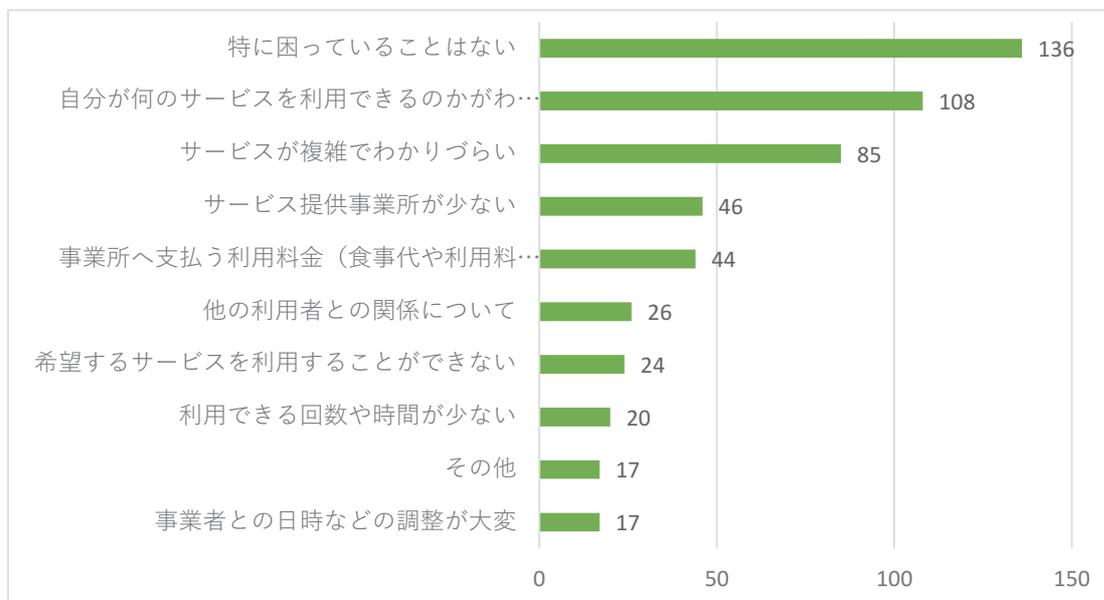


今後利用したいサービスは、「計画相談支援」の割合が最も高く、次いで「短期入所」や「移動支援」の割合が高くなっています。



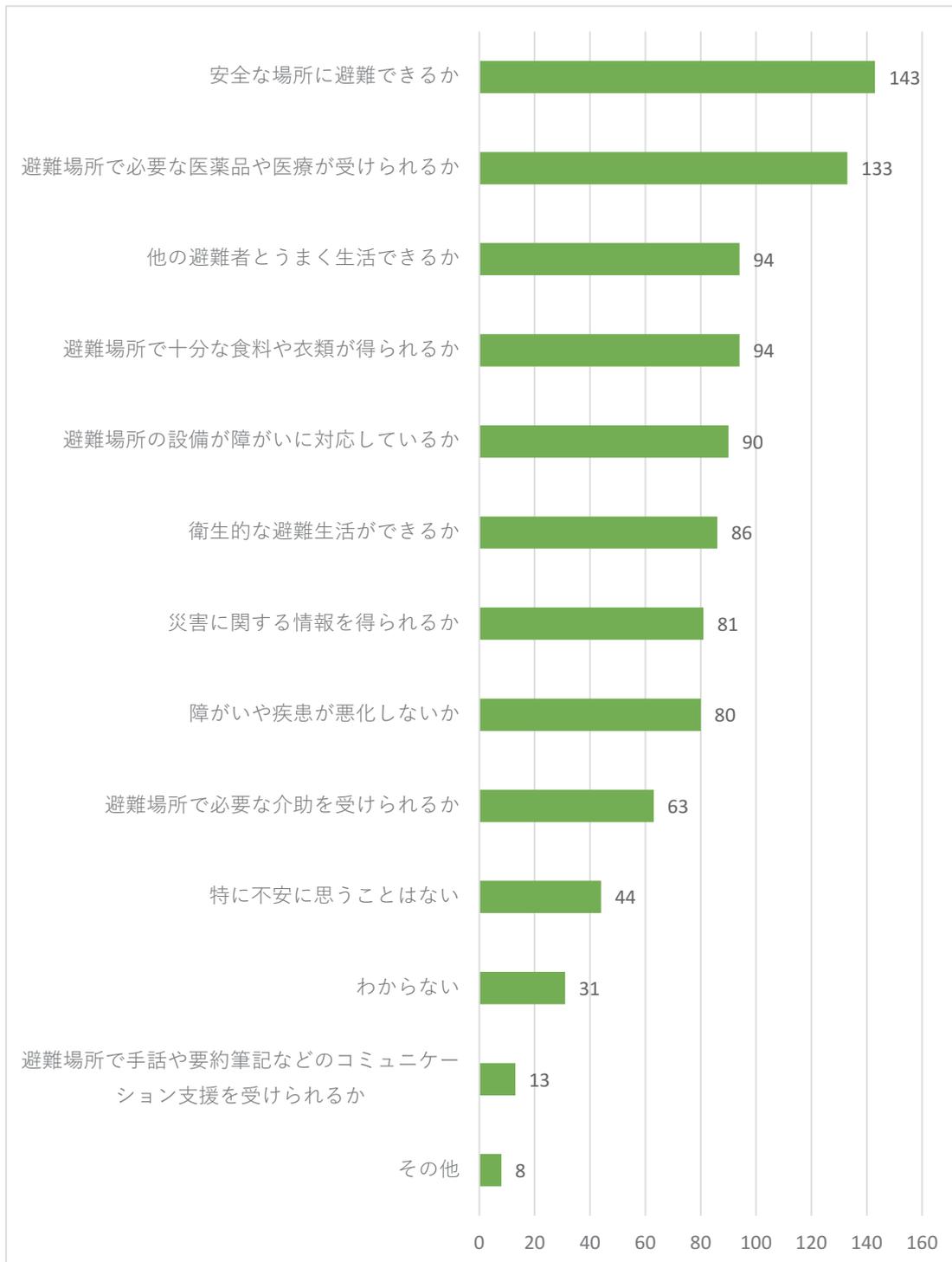
問28 障害福祉サービスを利用するうえで、困っていることは何ですか。（複数回答）

障害福祉サービスを利用するうえで、困っていることは、「特に困っていることはない」の割合が高いが、一方で「自分が何のサービスを利用できるのかがわからない・どのように利用したらいいかわからない」や「サービスが複雑でわかりづらい」の割合が高くなっています。



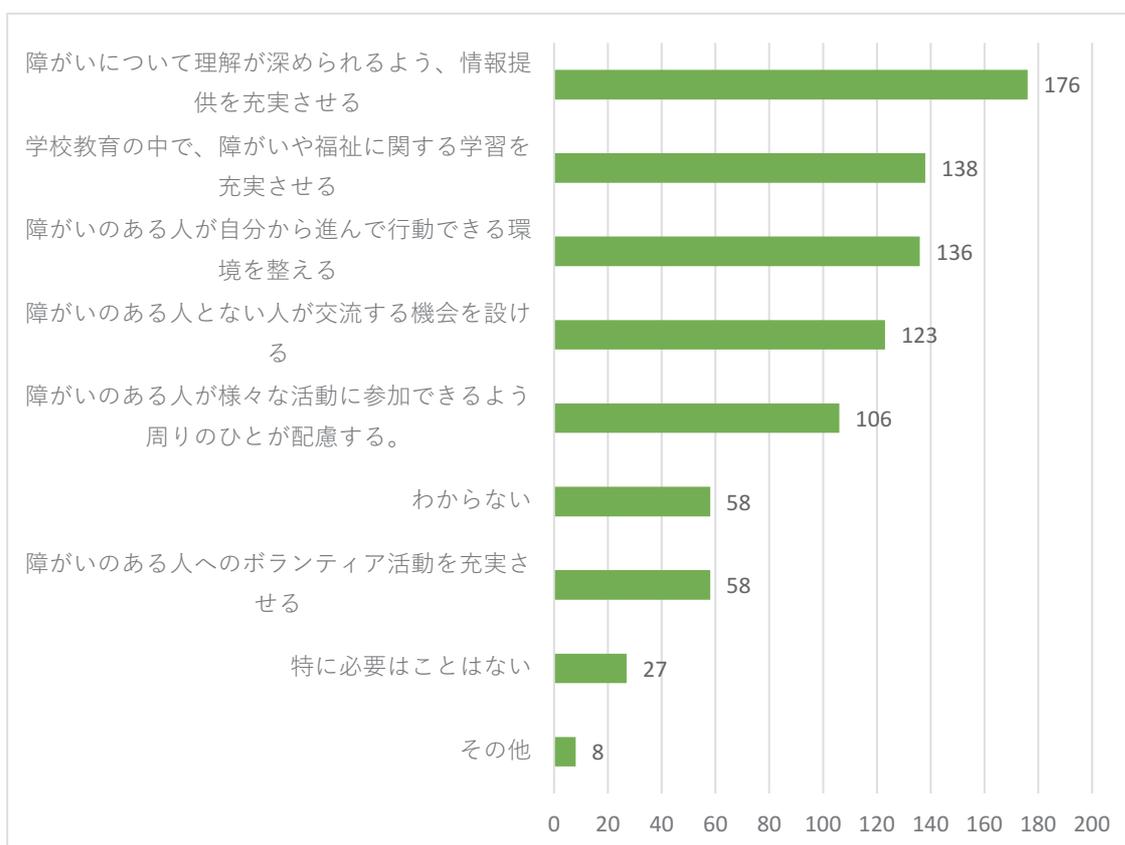
問29 地震等の災害が起きた時について、どんなことを不安に思いますか。あてはまるもの3つまで○をつけてください。

地震等の災害が起きた時の不安は、「安全な場所に避難できるか」の割合が最も高く、次いで「避難場所に必要な医薬品や医療が受けられるか」の割合が高くなっています。



問30 障がいのある人とない人がお互いに理解しあい、共に生きる社会を作っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるもの3つまで○をつけてください。

障がいのある人とない人がお互いに理解しあい、共に生きる社会を作っていくために必要なことは、「障がいについて理解が深められるよう、情報提供を充実させる」の割合が最も高く、次いで「学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実させる」や「障がいのある人が自分から進んで行動できる環境を整える」の割合が高くなっています。



自由意見の記載欄

寄せられた内容は、以下のとおりでした。

【移動支援に関すること】

① 費用

タクシー券又はガソリン券などの配布を是非一関でも実施してほしい
移動を支援するボランティアに交通費を支給してほしい
複数の病院への受診があるので移動費用の負担が大きい
バス停まで行けない人は、タクシーを選択せざるを得ないが、移動にかかる費用がかかる

② 距離

病院や施設まで通うのが大変である
障がい者専門の支援施設が少ない為通うのが大変である
商業施設や病院が遠くて、買い物や通院が不便である

③ 人的支援の不足

移動支援してくれていた方が高齢となり、どうしたらよいのかを考えている。
家族が仕事で居ないときの移動は不便である
音の出る信号機があればもう少し外出できる

【医療等に関すること】

重度障がいだが医療機関で機能訓練をしてもらえず残念
医療福祉の充実を希望する
医療費助成などありがたい
医療費の負担が大きくなり、今後入院した時の事が心配

【就労継続支援に関すること】

障がい者の就労支援で特別カリキュラム（デジタル関連）を設けてほしい
中高度のデジタルスキルをマスターできる機会があると助かる（技能面と経済自立面）
就労継続支援 A 型作業所をもっと多く設けてほしい
就労継続支援 B 型を利用でき感謝している
障害がある人でも仕事を出来るように配慮してほしい
障がい者施設の事業継続

【施設整備などに関すること】

施設に入所したいときに入れるよう、入所施設の充実をしてほしい
保育園に入所できず、仕事を辞めた
市内にもっと預かってくれる場所を増やしてほしい
発達支援センターの整備、幼児期の発達障がいの子供に対する検査・治療・指導をしてくれる機関がほしい
東側の地域に事業所を増やしてほしい
リハビリ施設を増やしてほしい

【インフォーマルサービス】

近くにいる娘や近所の人に支えられ生活している
現在の自分の現状は、家族、友人の助けがある
家族の手助けがありがたい
ご近所の支援に助けられている

【情報発信に関すること】

事務手続きの代行をしてほしい
就学、就労に関しても環境が変わっていく中での継続的な助言、利用できるサービス等をもっと知りたい
本庁の福祉課の対応をもっと気軽に聞けるような雰囲気にし、障がい者に寄り添ってほしい
どの場面においても名前を呼ばれる際の支援
デジタル化はアナログのものにとっては不便なので、電話相談を併用し気楽に相談できるようにしてほしい
市の検診の時に助けがほしい
各種手続きの支援の充実

【心配や不安に関すること】

① 費用

施設などの利用について経費の負担が心配である。

② 将来

今後もヘルパーさんの利用を続けられるか不安である
老後が不安である
高齢により日常生活に対する不安が大きい。
障がいが進んだら心配である
高校は義務ではないし、個別支援学級がないので進路で大変悩む
親が高齢のため近い将来親亡き後が心配

③ 日々の大変な思い

足がしびれ歩くのが大変である
生きにくい
助けてほしい
苦しい思いまでして生きていたくない

【理解促進に関すること】

知的障がいのない発達障がい児にとって社会はまだまだ厳しい
健常者の理解促進
聴覚障がいへの理解を担任の先生にもして頂きたい
偏見の目で見られている
見た目でわかりにくい障がいの方も多くいることを、健常者の方々に知ってほしい
身障者向けの求人が増え、配慮ある環境で無理なく長く働きたい

【その他】

税の免除制度や各種費用負担軽減制度の充実

介護保険制度、障がい福祉施策等のさらなる充実を願う

国費で安楽死制度を作って欲しい

日常生活用具の支援

補装具等の支援の充実

相談支援の充実、就労先で何か説明されても本人は、理解できていない

ボランティアの育成

気軽な雰囲気や相談できる場所があるとよい

職員教育

ゴミ出し支援

街灯の設置

栄養バランスのとれたものを配ってほしい

看取りについての相談窓口があるとよい

ユニバーサルデザインのまちづくり

3 調査結果を受けての考察

アンケートの回収率は51.8%でした。前回と同様に設問に対する回答を、複数回答可としたことで選択肢の広がりがあり、多くの項目で要望あるいは改善してほしいという回答者の意向が読み取れました。

自由意見の記載欄にも多くの声が寄せられ、「制度や体制整備に関すること」や「心理的な支援や理解促進に関すること」が多数でした。また、福祉サービスや様々な支援に対する感謝の言葉の回答もあり、関係者にとって大きな励みになるものでした。

アンケート結果をもとに今後「地域共生社会の実現」に向けて、実情に応じ必要な制度改正を求めていくとともに、関係機関・事業所・市民のみなさんと一緒に課題解決に取り組んでまいります。回答いただいたみなさまに御礼申し上げます。

用語集

あ■アスペルガー症候群

自閉症の特徴のうち、言葉の発達の遅れを伴わないもので、知的発達の遅れも有しないタイプの自閉症のことで、特定分野において極めて高い能力や知識をもつことも多いといわれています。

い■インフォーマルサービス

公的機関などにより制度に基づいて行われる公的なサービス（フォーマルサービス）に対し、近隣住民、ボランティアなどによって行われる非公的な援助などをいいます。

か■学習障がい（LD）

基本的には知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいです。

こ■広汎性発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、レット障がい、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含む総称です。

■高機能自閉症

対人関係を作ることの困難、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を有する障がいである自閉症のうち、知的障がいの遅れを伴わないタイプの自閉症のことで、

■高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、「ミスが多い」「作業が長く続けられない」等の注意障がいや、「約束を忘れてしまう」「何度も同じ事を繰り返し質問する」等の記憶障がい、「予定の時間に間に合わない」「言われたとおりに作業を完成させることができない」等の遂行機能障がい、「子供っぽい」「感情を爆発させる」等の社会的行動障がいなどが生じ、このため日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。障がいの特性として、本人や家族など周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況にあります。

さ■サービス管理責任者

障がい福祉サービス利用者に効果的かつ適切なサービスを提供するために障がい福祉サービス事業所に配置されている者で、利用者のニーズを把握した上で支援計画を作成するとともに、提供したサービスの客観的な評価を行うことを職務としています。

■サービス利用計画

障がい者が福祉サービスを適切に利用できるよう、障がい者のニーズに基づき、利用する障がい福祉サービスの種類や内容、これを担当する者などを定めた計画のことで、

■在宅療養支援診療所

24時間365日体制が可能で医師の往診や看護職員による訪問看護を行う診療所のことです。

し■障がい者

身体障がい者、知的障がい者、又は、精神障がいがあるため継続的に日常生活また社会生活に相当な制限をうける者。〔障害者基本法 第2条〕

■障害者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、一定の割合（民間企業の場合は2.2% 平成30年4月1日～）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を雇用しなければならないこととされています。

■障がい者就業・生活支援センター】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定されている事業です。就職を希望する障がい者、あるいは在職中の障がい者が抱える課題に応じて、労働、保健福祉、教育等の関係機関との連携の下に、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・助言等の一体的な支援を行います。県から社会福祉法人に委託されています。

■障がい者相談員

障がい者の福祉の増進を図るため、障がい者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う者をいいます。身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員と知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員があります。

■障がい児

身体に障がいがある児童、知的障がいがある児童又は精神に障がいのある児童。〔児童福祉法 第4条〕

■障がいのある人もない人もともに学び共に生きる岩手県づくり条例

岩手県では、障がいのある人と障がいのない人とが互いに個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを目指すための条例を制定。平成23年7月施行。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めています。通称 差別解消法 平成28年4月施行。

■身体障がい者

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸等の内部機能の障がい永続する18歳以上の者で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者。〔身体障害者福祉法 第4条〕

■自閉症

対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、限定した常同的な趣味、行動及び活動の3つの特徴を持つ障がい、3才までになんらかの症状が見られるとされています。

せ■精神障がい者

総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患を有する者。〔精神保健及び精神障害福祉に関する法律 第5条〕

■成年後見制度

家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の不動産や預貯金などの財産を管理することや、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶことなど、法律行為全般を行います。

そ■相談支援事業

障がい者、その保護者、介護者などから障がい福祉サービスや生活に関する相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を指定相談支援事業所が行っています。

ち■知的障がい者

何らかの原因で脳に障がいを持ち、知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者。

■注意欠陥多動性障がい（ADHD）

気が散りやすい、忘れっぽい、些細なミスをする、考えずに行動する、落ち着きがないなど、年齢相応に不釣合いな、注意力・衝動性・多動性の症状がみられる障がいです。

と■特別支援コーディネーター

特別な教育的ニーズのある児童への支援を効果的に行うため、校内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、巡回相談や専門チームとの連携、校内委員会での推進役等を行います。

な■難病患者

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病患者。平成29年4月現在330疾病が指定されています。

に■日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方や生活に不安がある方に対し、利用契約に基づき、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行います。当市では一関市社会福祉協議会に配置された専門員が利用者に即した支援計画を作成し、利用者と契約を結んだ後は、生活支援員が利用者の生活のサポートをします。

■ニュースポーツ

年齢や性別によるハンディが少なく、特別なトレーニングをしなくても簡易な用具を使いプレイを楽しめるスポーツ。

は■発達障がい

発達障がいとは、「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症、その他これに類する脳機能の障がいがある、その症状が低年齢において発病するもの」とされています。

■バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきています。

ひ■ピアカウンセラー

障がいのある当事者自身が自己決定権を育て合い、支え合って、平等に社会参加していくことをめざす自立生活運動から発達した、当事者の仲間（ピア）同士の精神的サポートや情報提供活動をする人をいいます。

■避難行動要支援者

高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち「災害が発生し、又は災害が発生する恐れのある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」のこと。

ふ■福祉的就労

「一般就労（企業的就労）」が困難な障がい者のために福祉的な観点に配慮された環境での就労のこと。

■福祉避難所

災害時における高齢者や障がい者などの特に配慮が必要なよう配慮者を受け入れる施設。

■福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人等が国土交通省による自家用有償旅客運送の登録を受け、身体障がい者の方や要介護認定を受けた方等を対象に有償で行う移送サービスのことをいいます。

ゆ■ユニバーサルデザイン

障がいのある人の利便さや使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境デザインのことです。

ら■ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいいます。

■レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」のこと。家族などの介護・支援を行う人に対し、一時的に代替して負担の軽減を図ることで、日頃の心身の疲れを回復し、休息をとれるように支援するサービスをレスパイトケアといいます。